

第2章 補助教材の作成

第2章 補助教材の作成

第1節 補助教材の目的

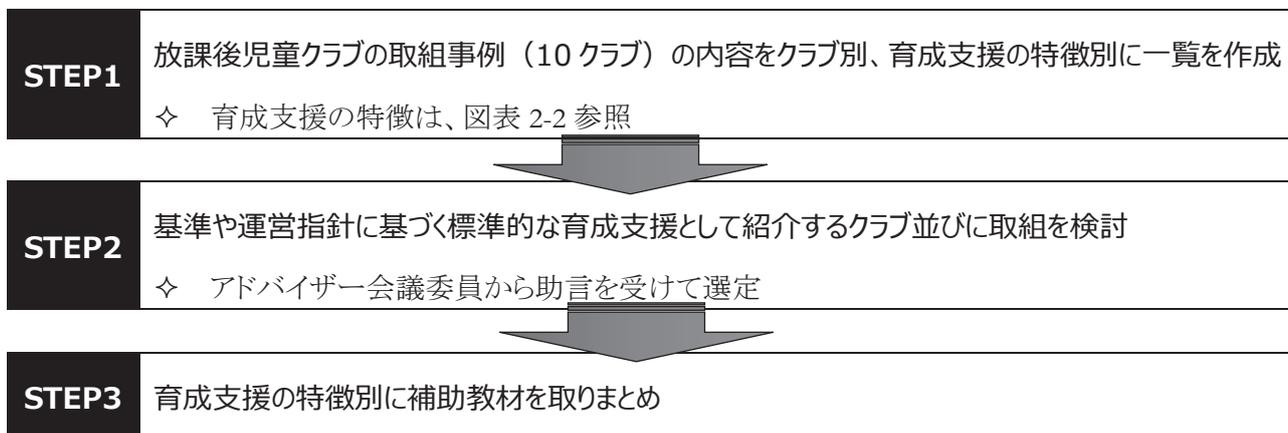
- 近年、放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図ることが求められており、社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」(2018(平成30)年7月)においては、運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要があることが指摘されている。
- 「第3章 放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査」の結果をみると、全国的な傾向とまでは言いきれないものの、調査対象の放課後児童クラブでは、基準に定められた事項のうち、主要なもの7項目について、全て満たしている放課後児童クラブは約3割にとどまることが明らかとなるなど、基準や運営指針に基づく育成支援の実施状況は地域によって濃淡がある。
- こうした実態を踏まえ、全国の放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上に資することを目的とし、全国の自治体や放課後児童クラブにおいて、基準や運営指針に基づく育成支援の検討に役立てられるよう、放課後児童支援員認定資格研修をはじめ、資質向上研修、職場内研修等の様々な研修等で活用できる補助教材を作成した。
- 補助教材は、「第1章 放課後児童クラブの育成支援に係る取組事例調査」を通じて把握した、基準や運営指針に基づいて安定的に事業を運営し、育成支援を行っている放課後児童クラブの事例の中から、特に参考となる内容を取りまとめている。

第2節 作成方法

1. 作成手順

○ 図表 2-1 の手順により作成した。

図表2-1 補助教材の作成手順



図表2-2 育成支援の特徴

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 子どもが必要な期間、放課後児童クラブに通い続けることを支援する② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、主体的に遊び・生活を展開する③ 子ども一人ひとりを尊重した育成支援④ 集団全体の生活を豊かにする育成支援⑤ 子どもの安全・安心な生活及び遊びを保障する⑥ 特に配慮が必要な子どもの支援⑦ 保護者の子育てを支援する⑧ 事業内容の向上⑨ 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ |
|--|

2. 補助教材の構成

- 補助教材『放課後児童クラブ運営指針』に基づく育成支援の実践事例の構成は次表のとおりである。また、補助教材を冊子として活用できるよう、独立した形で取りまとめ、巻末に本研究の成果として掲載している。
- 補助教材は、誰にでもわかりやすく、手に取りやすいものとなるよう、全体を通じて写真や図表等を交えて作成した。
- また、作成に当たっては、放課後児童支援員等の経験が豊富な者から、新任職員・これから放課後児童クラブで働こうとする者等、経験のない者の双方にとって参考となるものとなるよう、放課後児童支援員認定資格研修のみならず、資質向上研修、職場内研修等の様々な研修等で活用するほか、放課後児童支援員等が折々に振り返り、自身の放課後児童クラブで応用するための工夫を検討するために役立てられるものとなることを意識している。
- 具体的には、基準や運営指針に記載されている標準的な育成支援が具体的にどのようなものであるかや、自身のクラブでどのように育成支援を行っていくかを検討・工夫するヒントを探しやすくすることを目指し、「放課後児童クラブにおける育成支援の特徴」としてまとめた。
- なお、本補助教材は、自治体の放課後児童クラブ所管課職員等が、管内の放課後児童クラブの育成支援の質の向上のための施策を検討する際にも役立つものとなっている。

図表2-3 補助教材の構成

はじめに
放課後児童クラブにおける育成支援の特徴
<u>子どもが必要な期間、放課後児童クラブに通い続けるために</u>
<ul style="list-style-type: none">✓ 運営主体と放課後児童クラブの緊密な連携で育成支援を充実✓ 新 1 年生入学前に、子どもに放課後児童クラブに行くことの意味を伝えること、自宅・学校・クラブの道を歩いて確認することを保護者に依頼。放課後児童支援員等は新 1 年生が早く馴染めるよう援助✓ 連絡帳のやりとりを通じた、本人による帰宅時間の申告と確認✓ 小学校への迎えの際に小学校の先生と情報共有✓ システムによる来所・帰宅管理と保護者への連絡
<u>子ども一人ひとりを尊重した育成支援のために</u>
<ul style="list-style-type: none">✓ 育成日誌、保育記録による支援の記録と、毎日開催する会議での情報共有✓ 子どもの様子で気になることを放課後児童支援員等全員で共有し、育成支援のあり方を協議✓ 子どもが材料を使った遊びや制作活動ができる環境を実現✓ 豊富なイベント等の実施による多様な活動の展開
<u>集団全体の生活を豊かにする育成支援のために</u>
<ul style="list-style-type: none">✓ 子どもの健康や成長を考慮したおやつをみんなで楽しく食べられるよう工夫✓ 地域の資源を活用し、子どもに様々な行事や体験を提供✓ 2 階のプレイルームでは、子ども自身が遊びを考え仲間をつかってダイナミックな活動を展開✓ 班活動を通じ、異年齢や多くの友達との交流と上級生の成長を促す✓ 近隣の放課後児童クラブと合同でのスポーツ大会の開催
<u>子どもの安全・安心な生活及び遊びを保障するために</u>
<ul style="list-style-type: none">✓ 子どもの生活が円滑に流れていくよう、放課後児童支援員の配置を打合せ時に確認✓ 子どもの出欠席を放課後児童クラブと小学校の双方が事前に把握するシステムを整備✓ 子どもの年齢に応じた欠席管理と帰宅時の安全確保✓ 地域防災計画における学校施設の計画に放課後児童クラブを編入

子どもが主体的に遊び・生活を展開するために

- ✓ 低学年の子どもも集団生活のルールやマナーを無理なく守れるよう、遊び・片付けのルールをシンプルに
- ✓ 学年によらず一人ひとりの自立を支援することを基本方針とし、特に必要なときに限定して上級生がフォロー
- ✓ 児童館内のクラブである特性を生かし、児童館の施設も活用。子ども自身が遊びを主体的に選択して多様な遊びを展開
- ✓ 放課後子供教室と一体的な運営とし、子どもが自らの意思で自由に遊びを展開できる環境を整備

特に配慮が必要な子どもの支援のために

- ✓ 自治体福祉部局等による助言を受けながら、障害のある子どもの育成支援を実施
- ✓ 特に配慮が必要な子どもの支援については、個別の支援プランに沿った支援を実施、必要なときには専門家による巡回相談が受けられる環境を整備
- ✓ 特に配慮が必要な子どもを集団の中で育成支援
- ✓ 医療的ケア児受入れのための環境整備と日々の育成支援や保護者との密な連携

保護者の子育てを支援するために

- ✓ 日々の連絡帳や個人面談、保護者会、親子行事等を通じた、保護者との連携
- ✓ 保護者の迎えの時間が「放課後児童クラブでの子どもの様子を知る時間」になるよう、室内に上がって子どもへの声掛けを依頼
- ✓ 保護者会や面談を通じた保護者との連携のほか、小学校内にあるメリットを生かして保護者が来校時に立ち寄ることも
- ✓ 新入生と保護者が安心して放課後児童クラブに通えるようにするための入学前後の継続的な支援

事業内容の向上のために

- ✓ 子どもと保護者を対象とした利用者アンケート調査の実施
- ✓ 利用者アンケートの実施と結果の考察から育成支援と事業全般を改善
- ✓ 利用者アンケート結果に基づく事業内容の見直し
- ✓ ブロック会議の定期開催により他の放課後児童クラブと情報共有
- ✓ 独自に作成した自己点検表による振り返り

学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ（放課後子供教室との一体型実施）

- ✓ 一体型による放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施
- ✓ 放課後児童クラブと放課後子供教室の運営を同一事業者が実施することで一体型実施を円滑に推進
- ✓ 放課後子供教室の活動を充実させ、放課後児童クラブの子どもも自由に参加

学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ（児童館を活用して実施するクラブ）

- ✓ 毎日会議を開催し、支援員だけでなく児童館職員とも情報共有を行う。要保護児童対策地域協議会にも参加
- ✓ 児童館の施設も活用し、子ども自身が遊びを選択して自由遊びを展開
- ✓ 児童館の行事への参加を通じた多様な経験や挑戦機会の確保

第3章 放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査

第3章 放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査

第1節 調査の概要

1. 目的

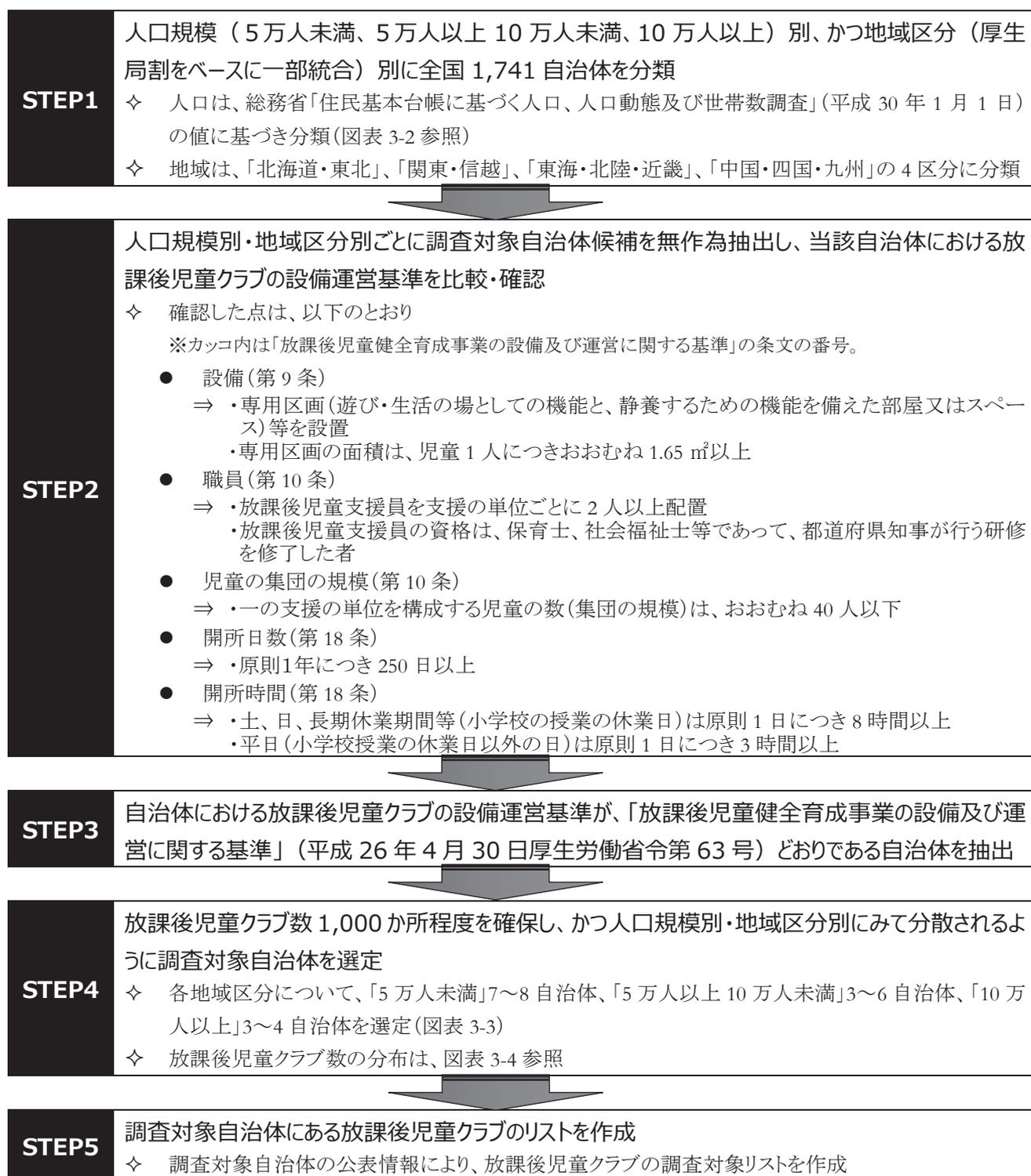
- 基準や運営指針に基づき、安定的に運営・実施している放課後児童クラブを対象とした訪問調査対象候補選定を行うことを主たる目的とする。

2. 調査の方法と調査対象の選定

(1) 調査対象

- 基準(参酌基準を含む)に基づく放課後児童健全育成事業を行っている自治体にある放課後児童クラブ 計 1,004 か所(抽出調査)とした。
- 調査対象の選定方法は、次の手順により行った。

図表3-1 調査対象の抽出手順



図表3-2 地方自治体の分布（人口規模別・地域区分別）

	5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上	合計
北海道・東北	348	32	26	406
関東・信越	243	88	119	450
東海・北陸・近畿	234	89	86	409
中国・四国・九州	371	50	55	476
合計	1,196	259	286	1,741

(注)1.人口規模は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(平成30年1月1日)の値に基づき分類している。

2.地域区分は、厚生局割を基準に、「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸・近畿」、「中国・四国・九州」の4区分に分類している。

北海道・東北:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東・信越:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

東海・北陸・近畿:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国・九州:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

図表3-3 調査対象自治体

都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名
北海道	岩見沢市	埼玉県	鴻巣市	大阪府	泉大津市
	長万部町		吉川市	兵庫県	伊丹市
	泊村		鳩山町		小野市
	豊浦町	千葉県	茂原市	奈良県	橿原市
青森県	九十九里町		五條市		
	青森市	東京都	大田区		天川村
	弘前市	神奈川県	茅ヶ崎市	和歌山県	岩出市
五所川原市	二宮町		印南町		
岩手県	北上市	福井県	福井市	島根県	吉賀町
	雫石町	山梨県	都留市	岡山県	久米南町
	西和賀町	長野県	須坂市	香川県	坂出市
宮城県	栗原市		飯島町	愛媛県	伊予市
秋田県	大仙市		信濃町		西予市
	藤里町	岐阜県	中津川市	福岡県	大野城市
山形県	鶴岡市		下呂市		桂川町
福島県	会津若松市		碧南市		築上町
	飯舘村	愛知県	東郷町	佐賀県	唐津市
栃木県	真岡市		伊賀市		江北町
	那須塩原市	三重県	玉城町	長崎県	長崎市
群馬県	南牧村		大津市	宮崎県	日向市
	高山村	京都府	長岡京市	鹿児島県	出水市

図表3-4 調査対象自治体における放課後児童クラブ数等の分布

		自治体数	放課後児童 クラブ数	クラブ数の割合 (%)	地域別の割合 (%)
北海道・東北	5万人未満	7	12	1.2	23.6
	5万人以上 10万人未満	5	88	8.8	
	10万人以上	4	137	13.6	
関東・信越	5万人未満	8	25	2.5	26.6
	5万人以上 10万人未満	4	58	5.8	
	10万人以上	4	184	18.3	
東海・北陸・近畿	5万人未満	7	34	3.4	26.2
	5万人以上 10万人未満	6	77	7.7	
	10万人以上	4	152	15.1	
中国・四国・九州	5万人未満	7	38	3.8	23.6
	5万人以上 10万人未満	3	40	4.0	
	10万人以上	3	159	15.8	
合計		62	1,004	-	-

(2) 調査方法

- 各放課後児童クラブ宛ての郵送配布・郵送回収による。
- ただし、希望があった場合には電子ファイル(Excel形式等)によるEメールでの送付・回収も併せて行った。

(3) 調査基準日等

- ① 調査基準日:特に指定した設問を除き、調査回答日
- ② 調査実施期間:2019(令和元)年7月29日(月)～8月9日(金)
※ただし、9月2日(月)までに回収できた調査票についても集計に加えている。

(4) 有効回収数・回収率

- 有効回収数 490 票(48.8%)

(5) 集計方法

- 回答が得られたもののうち、無効・非該当・無回答を除いて集計している。ただし、集計方法について注がある場合にはその方法に基づく。

3. 主な調査内容

○ 主な調査内容は次のとおりである。

図表3-5 主な調査内容

A. 放課後児童クラブの概要
問1 所在地・名称
問2 設置・運営等
問3 利用定員数・登録児童数
問4 クラブの職員数
問5 学校開校日等別曜日別等の開所有無及び開所時間
問6 施設・運営状況
B. 利用者(児童)の状況
問7 学年別登録児童数、及び障害児数
問8 月別登録児童数・退所児童数
問9 2018(平成30)年度に退所した児童の主な退所理由(卒業を除く)
C. 育成支援の状況
問10 育成支援に関する業務状況
問11 障害のある子どもの受け入れのために行っていること
問12 クラブの運営に関わる業務
問13 安全・衛生対策
D. 施設・設備の状況
問14 静養スペース・子ども一人ひとりの専用ロッカーの有無
問15 専用施設(区画)外の活用施設
E. 事業内容の向上に向けた取組
問16 研修・事例検討・要望・苦情対応等
問17 運営等に関する評価実施状況
F. 放課後児童健全育成施策全般へのご意見等
問18 放課後児童健全育成施策全般へのご意見・ご要望
問19 ヒアリング調査協力可否・連絡先

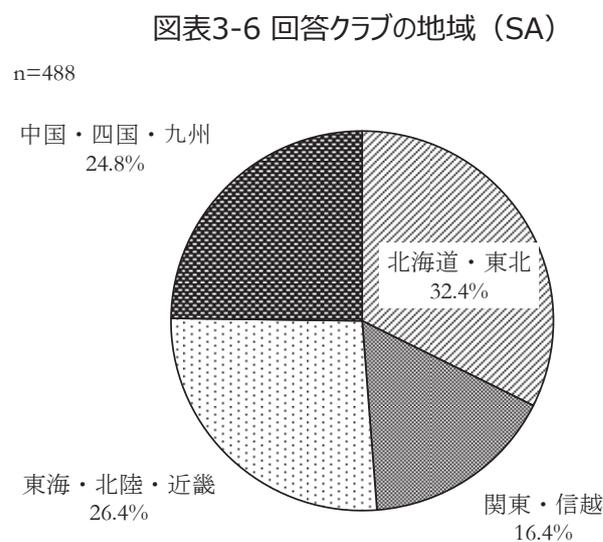
第2節 調査結果

- 第1節に示したとおり、本調査は、訪問調査の候補クラブを抽出することを主たる目的として実施したものであるが、調査対象の放課後児童クラブの育成支援の実態を把握することができたので以下に取りまとめた。ただし、この結果が全国的な傾向を示しているとは限らない点に留意が必要である。

1. 調査回答放課後児童クラブの状況

(1) 地域

- 回答が得られた放課後児童クラブの所在地域は、「北海道・東北」が32.4%で最も多く、次いで「東海・北陸・近畿」が26.4%、「中国・四国・九州」が24.8%となっている。

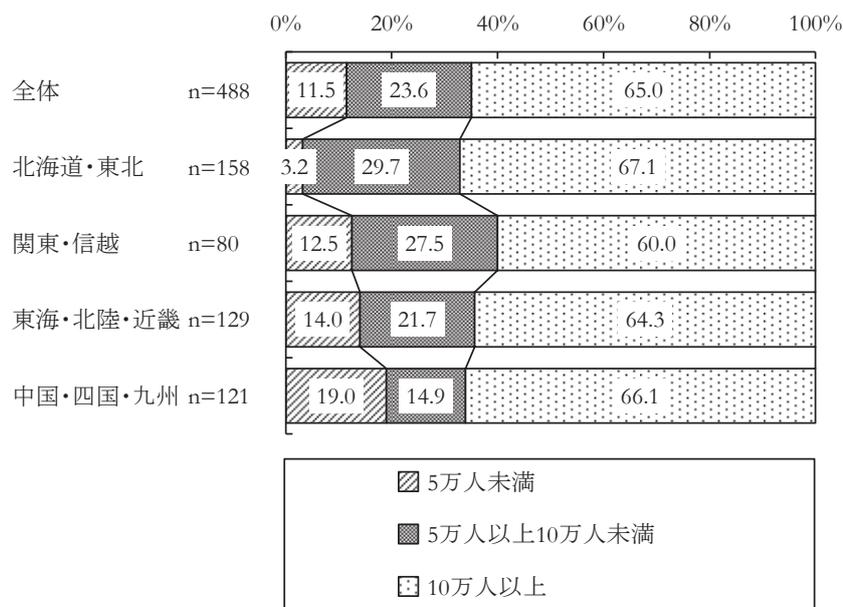


(注) 地域区分は、「第1節 2.(1) 調査対象」と同様に分類している。

(2) 人口規模

- 回答が得られた放課後児童クラブの人口規模は、「10 万人以上」が 65.0%で最も多く、次いで「5 万人以上 10 万人未満」が 23.6%、「5 万人未満」が 11.5%となっている。
- 地域別にみると、いずれの地域も「10 万人以上」の都市が多いが、北海道・東北は「5 万人以上 10 万人未満」が 29.7%、中国・四国・九州は「5 万人未満」が 19.0%と、他の地域と比較して相対的に多くなっている。

図表3-7 回答クラブの所在地の人口規模 (SA)



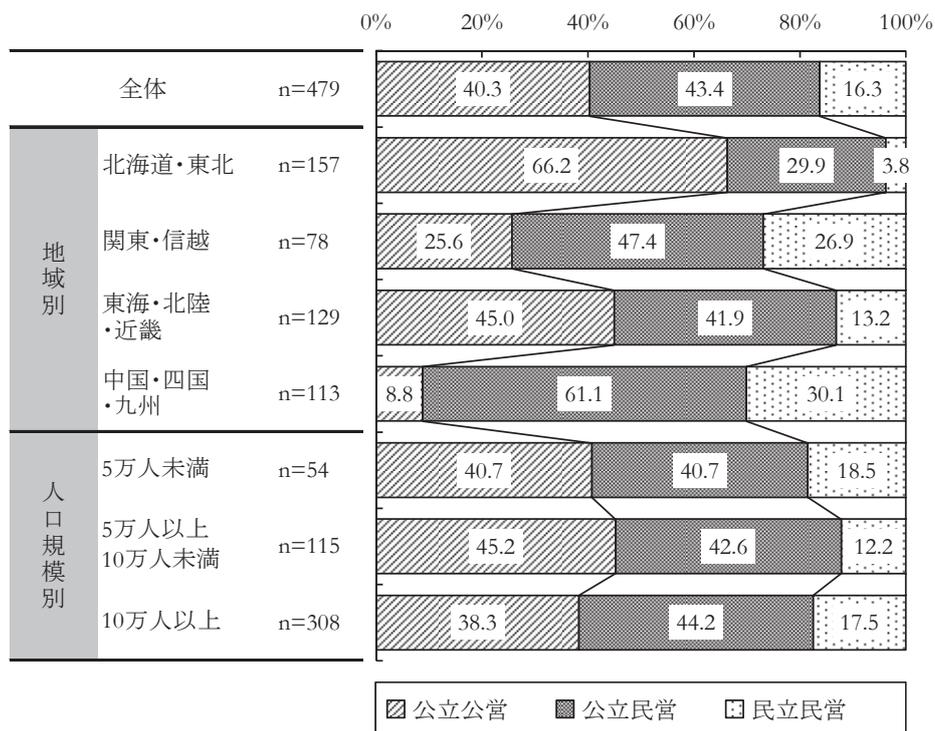
- (注)1. 人口規模区分は、「第1節 2.(1) 調査対象」と同様に分類している。
2. クロス集計については、クロス軸に関する設問への回答が不明・無回答の場合を除いて集計しているため、各クロス集計の合計数が全体の回答数(n 数)と一致しない場合がある。以下、クロス集計については全て同様の取扱いとしている。

2. 放課後児童クラブの設置・運営状況

(1) 設置・運営形態

- 回答が得られた放課後児童クラブの設置・運営形態は、「公立民営」が 43.4%、「公立公営」が 40.3%と 4 割を超える。「私立民営」は 16.3%となっている。
- 地域別にみると、北海道・東北では「公立公営」が、「中国・四国・九州」では「公立民営」が、それぞれ 6 割を超えている。
- 人口規模別にみたところ、設置・運営形態に大きな違いはみられない。

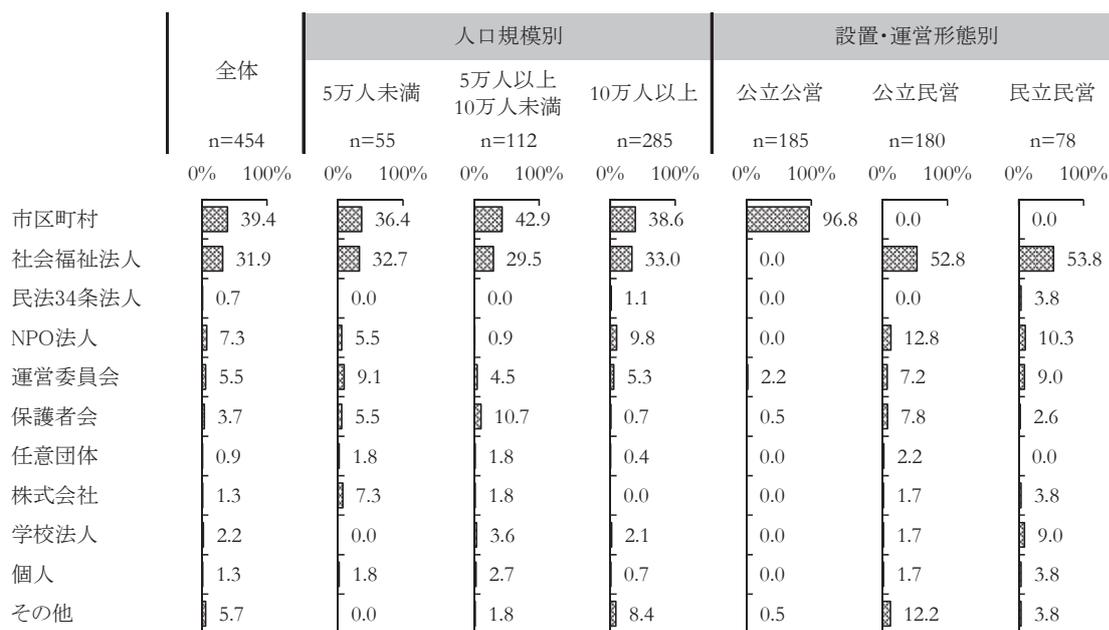
図表3-8 設置・運営形態 (SA)



(2) 運営主体

- 放課後児童クラブの運営主体は、「市区町村」及び「社会福祉法人」がそれぞれ3~4割弱で最も多い。次いで、「NPO法人」が7.3%、「運営委員会」が5.5%と5%以上となっているが、その他の法人や主体等は5%未満となっている。
- 人口規模別にみて、大きな違いはみられない。
- 設置・運営形態別にみると、公立民営及び私立民営は「社会福祉法人」が5割を超えており、続いて「NPO法人」が1割を超えている。

図表3-9 運営主体 (SA)



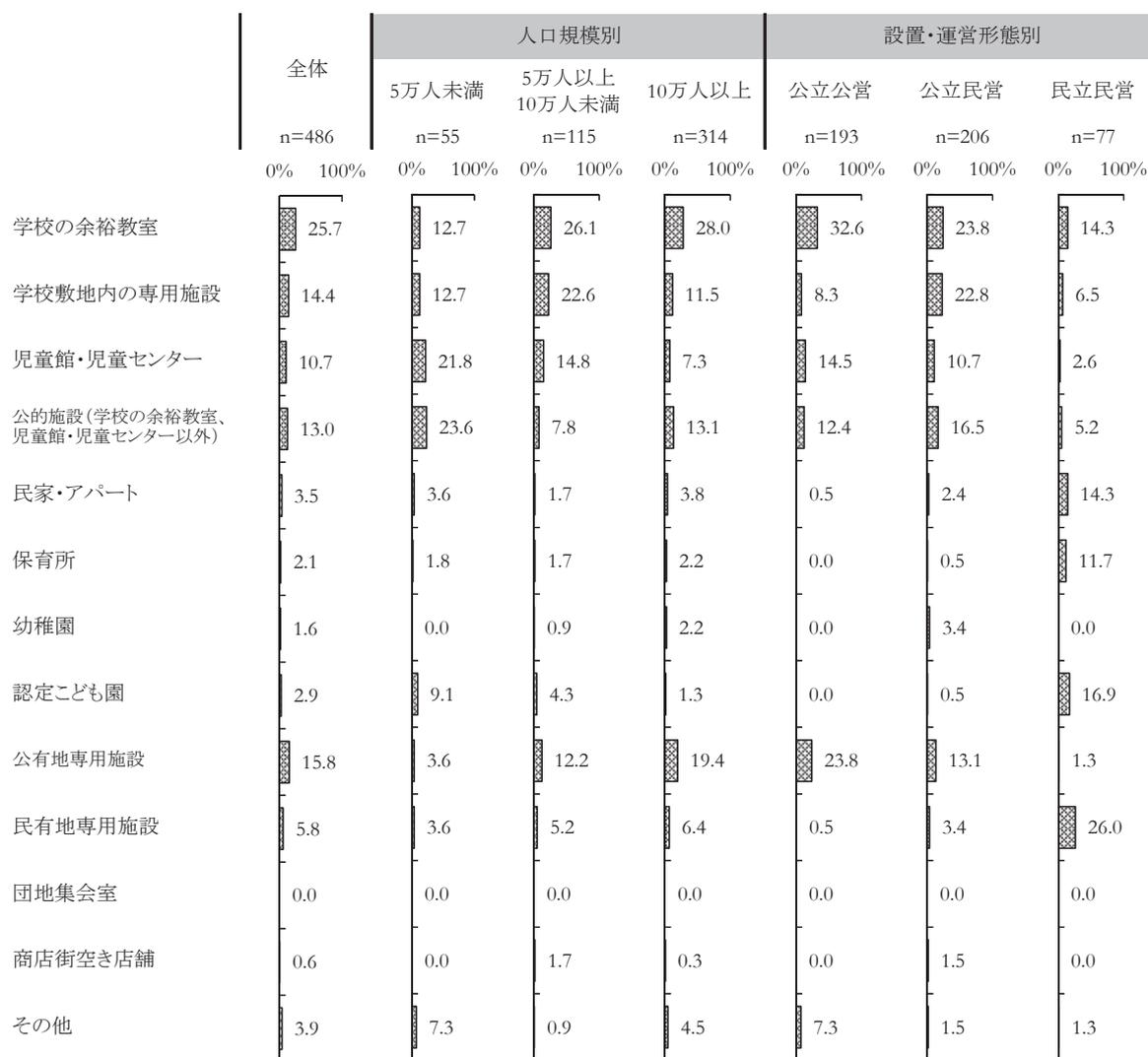
(「その他」の具体的内容)

外郭団体(21件)、有限会社(2件)、一般社団法人(1件)、公益財団法人(1件)、公益社団法人(1件)

(3) 設置場所

- 設置場所は、「学校の余裕教室」が 25.7%で最も多く、次いで「公有地専用施設」が 15.8%、「学校敷地内の専用施設」が 14.4%、「公的施設(学校の余裕教室、児童館・児童センター以外)」が 13.0%で続く。
- 人口規模別にみると、5 万人未満の都市で、「公的施設(学校の余裕教室、児童館・児童センター以外)」が 23.6%、「児童館・児童センター」が 21.8%と多くなっている。
- 設置・運営形態別にみると、公立公営及び公立民営は、「学校の余裕教室」をはじめ、公的施設内で活動しているクラブが多いが、私立民営は「民有地専用施設」が 26.0%と多く、次いで「認定こども園」が 16.9%、「学校の余裕教室」と「民家・アパート」が 14.3%となっている。

図表3-10 設置場所 (SA)



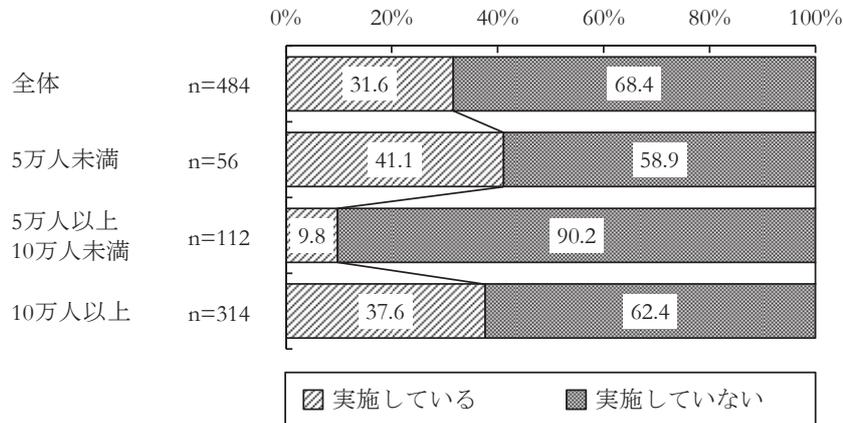
(「その他」の具体的内容)

賃貸事務所・店舗(16 件)、旧校舎(3 件)、公民館(2 件)、小学校内(1 件)、旧農協支所(1 件)

(4) 放課後子供教室との連携

- 放課後児童クラブの学区に当たる地域での放課後子供教室の実施状況は、「実施している」が 31.6%、「実施していない」が 68.4%となっている。
- 人口規模別にみると、5 万人以上 10 万人未満で「実施していない」が 90.2%となっている。

図表3-11 放課後児童クラブの学区に当たる地域での放課後子供教室実施状況 (SA)



- 放課後児童クラブの学区に当たる地域で、放課後子供教室が実施されているクラブについて、放課後子供教室の実施場所と放課後子供教室の活動プログラムへの参加状況をみると、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施していて、かつ放課後子供教室のプログラムに参加しているクラブは 57.4%と、いわゆる一体型で実施されているクラブが 6 割程度となっている。

図表3-12 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携状況 (SA)

上段:n 数 下段:%		放課後子供教室の活動プログラムへの参加状況	
		参加している	参加していない
放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所	同一小学校内で実施している	54 57.4	7 7.4
	同一小学校内では実施していない (「放課後児童クラブを小学校で実施していない」を含む)	12 12.8	21 22.3

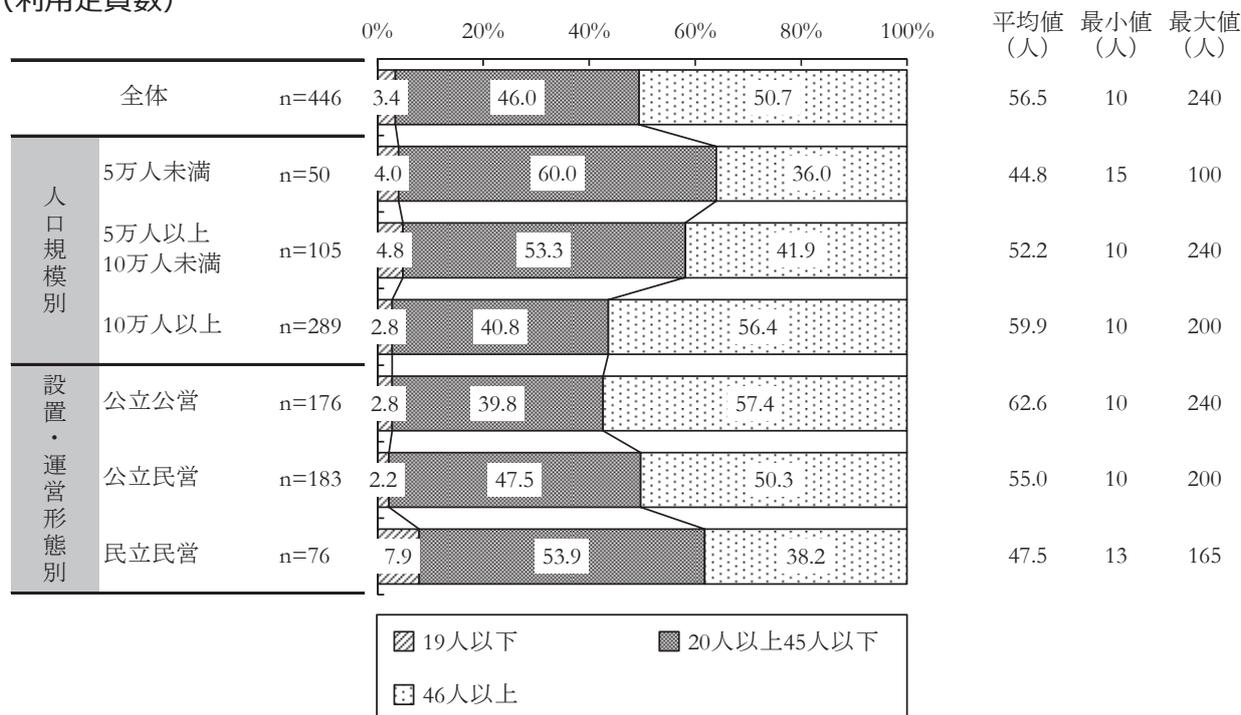
(注) 放課後児童クラブの学区に当たる地域で放課後子供教室を実施していると回答した中で、放課後子供教室の実施場所が同一小学校内であるか、並びに放課後子供教室の活動プログラムに参加しているかの双方に回答が得られた 94 クラブの回答を 100%とし、各分類のクラブ数と割合を算出している。

(5) 利用定員数・登録児童数

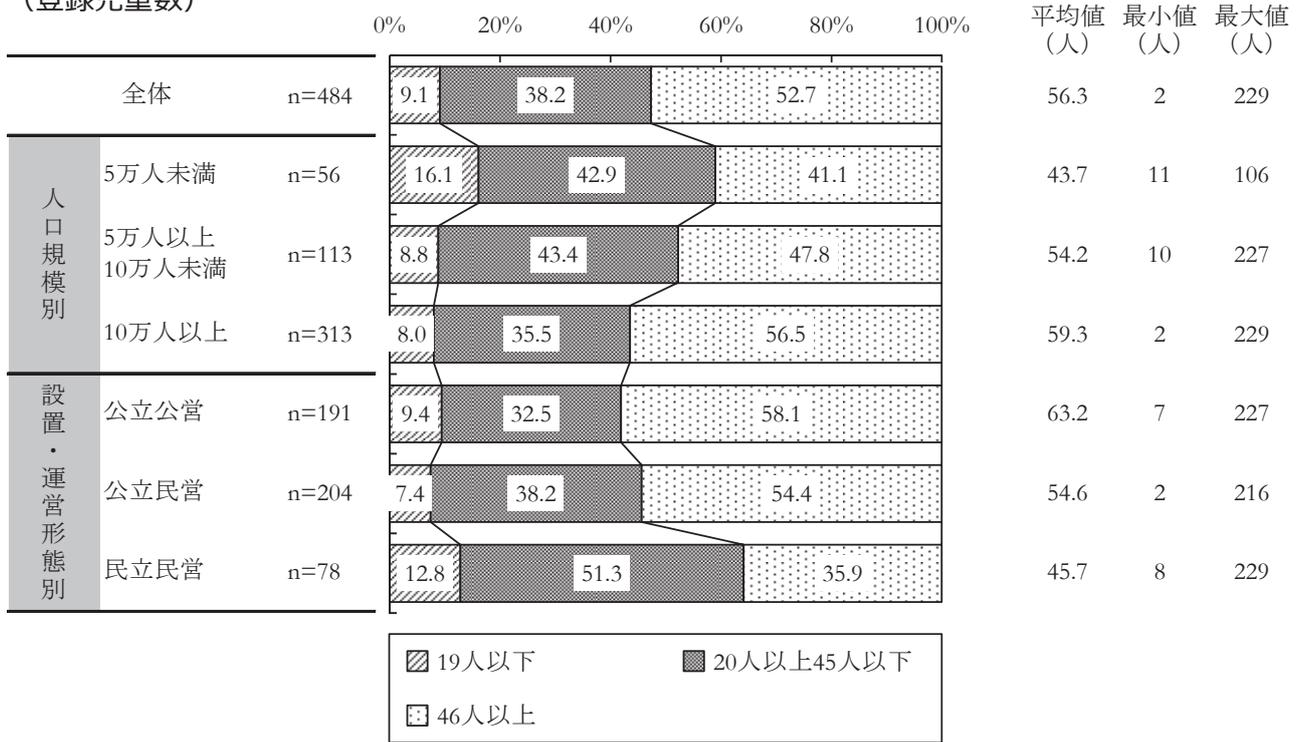
- 利用定員数の分布をみると、「46人以上」が50.7%で最も多く、次いで「20人以上45人以下」が46.0%とそれぞれ半数近くを占め、「19人以下」は3.4%となっている。
- 登録児童数の分布をみると、「46人以上」が52.7%で最も多く、次いで「20人以上45人以下」が38.4%となっている。
- 登録児童数の分布を人口規模別にみると、5万人未満の都市では、「19人以下」が16.1%と、小規模のクラブが他の人口規模の都市と比較して相対的に多い。
- なお、利用定員に占める登録児童数の割合を全国的にみると、平均で98.5%となっている。さらに、分布でみると、「100%以上120%未満」が33.5%で最も多く、「80%以上100%未満」が28.1%となっている。しかし、「80%未満」も20.9%と2割を超えている。

図表3-13 利用定員数と登録児童数の分布（2019（令和元）年5月1日時点）

(利用定員数)

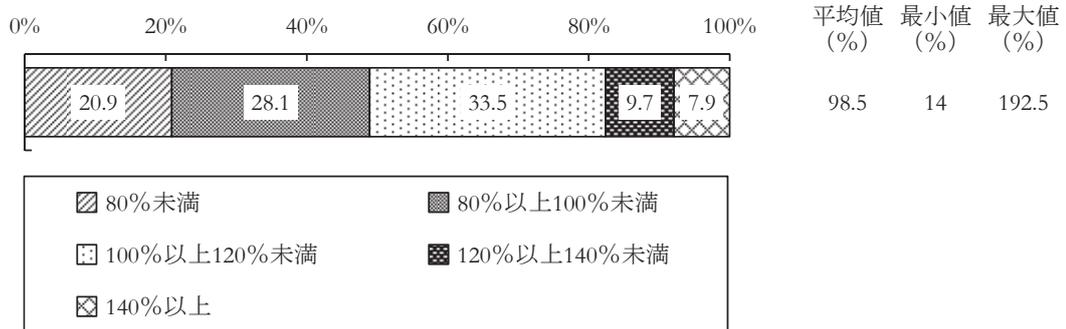


(登録児童数)



図表3-14 利用定員数に占める登録児童数割合の分布 (2019 (令和元) 年 5月1日時点)

n=445



(6) 職員配置

- 1クラブ当たりの職員数は、全体で平均 6.3 人、内訳は、放課後児童支援員が 3.7 人、補助員が 2.5 人となっている。

図表3-15 職員配置（2019（令和元）年5月1日時点）

	n 数	平均（人）	最小値（人）	最大値（人）
全職員数	486	6.3	2	22
うち放課後児童支援員数	464	3.7	1	17
うち補助員数	464	2.5	0	19

(注) n 数に誤差があること、また平均は四捨五入をしていることから、必ずしも内訳の合計とはならないことに留意が必要である。

(7) 開所日・開所時間数

- 放課後児童クラブの開所状況については、まず「A.学校の授業のある日」の「①平日」は 100.0%、「②土曜日」も 92.6%と、ほぼ全てが開所している。
- 「C.学校長期休業期間」の「①平日」並びに「②土曜日」の開所状況についてもおおむね同様で、「①平日」は 99.2%、「②土曜日」は 90.9%が開所している。
- 一方で、「B.学校休業日」が開所しているクラブは 49.7%、「C.学校長期休業期間」の「③日曜・祝日」は 2.7%と、限定的である。なお、「D.その他（臨時休校等）」は 39.8%が開所している。
- それぞれの開所日における 1 日当たりの平均開所時間数は、「A.学校の授業のある日」の「①平日」は 5 時間 55 分で、その他はいずれも 10～11 時間程度となっている。

図表3-16 開所日・開所時間数

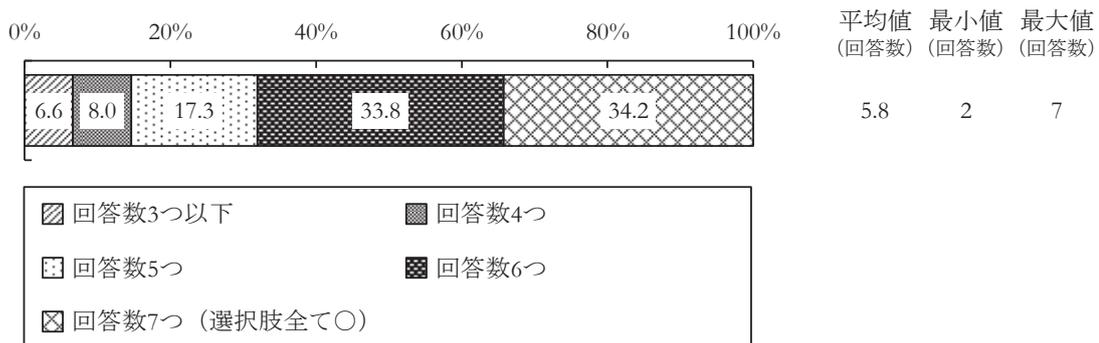
		開所割合		平均開所時間数	
		n 数	割合 (%)	n 数	時間数
A.学校の 授業のある日	① 平日	485	100.0	449	5 時間 55 分
	② 土曜日	485	92.6	445	10 時間 13 分
B.学校休業日		485	49.7	238	10 時間 53 分
C.学校長期 休業期間	① 平日	485	99.2	478	10 時間 58 分
	② 土曜日	485	90.9	441	10 時間 46 分
	③ 日曜・祝日	485	2.7	11	10 時間 40 分
D.その他（臨時休校等）		485	39.8		

(8) 放課後児童クラブの施設や運営状況

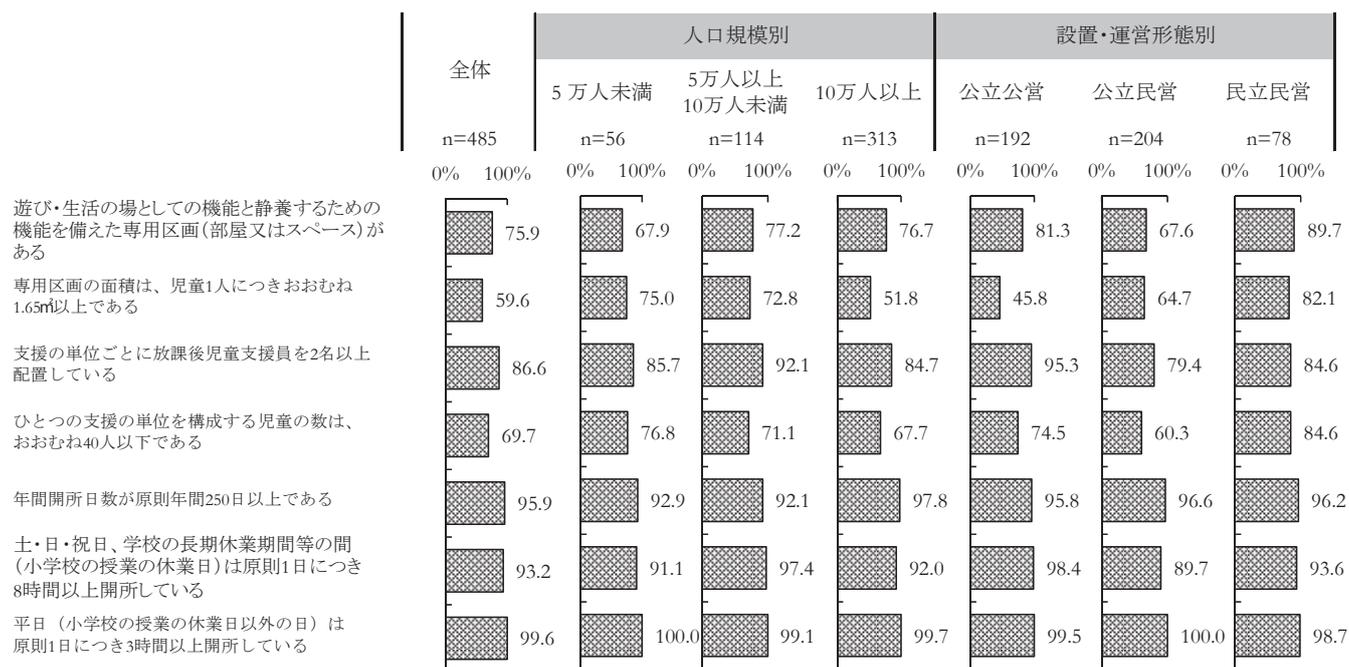
- 基準に定められた事項のうち、主要なもの7項目について、現在の対応状況を確認した。
- 個々の自治体の条例等の定めにより基準が緩和されている地域等もあることから、全ての基準を満たしていないことも十分にありうることであるが、現時点では、基準を全て満たしているクラブは、34.2%にとどまる。次いで7項目のうち、6項目を満たしているクラブが33.8%、同5項目を満たすクラブが17.3%となっている。なお、同3項目以下のクラブも6.6%となっている。
- ここで、個別の項目別にみると、「年間開所日数が原則年間250日以上である」、並びに「土・日・祝日、学校の長期休業期間等の間(小学校の授業の休業日)は原則1日につき8時間以上開所している」、「平日(小学校の授業の休業日以外の日)は原則1日につき3時間以上開所している」は、いずれも9割以上が基準を満たしている。その他の項目はいずれも9割を下回っており、中でも「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である」が59.6%、「ひとつの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下である」が69.7%と、他の項目と比較して低くなっている。
- 人口規模別、設置・運営形態別に、20%以上の違いのある項目をみたところ、人口規模別では、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である」が、設置・運営形態別では、同項目のほか、「遊び・生活の場としての機能と静養するための機能を備えた専用区画(部屋又はスペース)がある」、「ひとつの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下である」が当てはまる。

図表3-17 運営指針該当項目数の分布 (SA)

n=485



図表3-18 放課後児童クラブの施設や運営状況 (MA)



3. 放課後児童クラブの利用者（児童）の状況

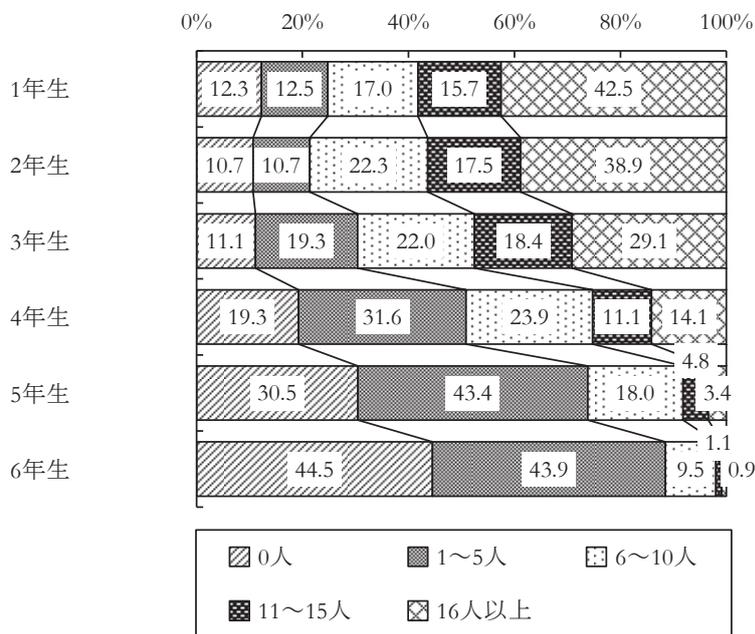
(1) 登録児童数

- 学年別登録児童数を見ると、1年生の段階から「0人」のクラブが12.3%あり、学年を追うごとにその割合が増大している。特に4年生以降は、その傾向が顕著となっている。
- 登録児童数のうち障害児の人数については、1～3年生までは70%前後が「0人」となっており、30%程度のクラブで受け入れている。4年生以降は、全体の登録児童数と同様に、受け入れているクラブの割合が少なくなる傾向がみられる。

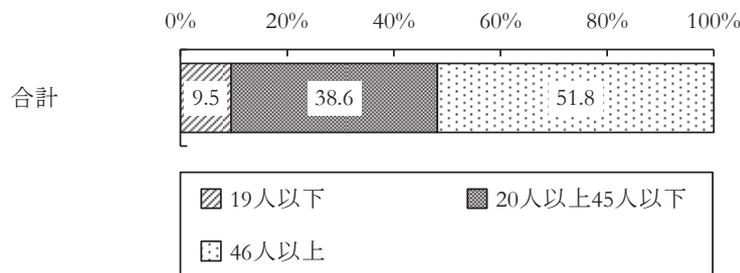
図表3-19 学年別登録児童数・障害児数の分布（2019（令和元）年5月1日現在）

（登録児童数）

n=440

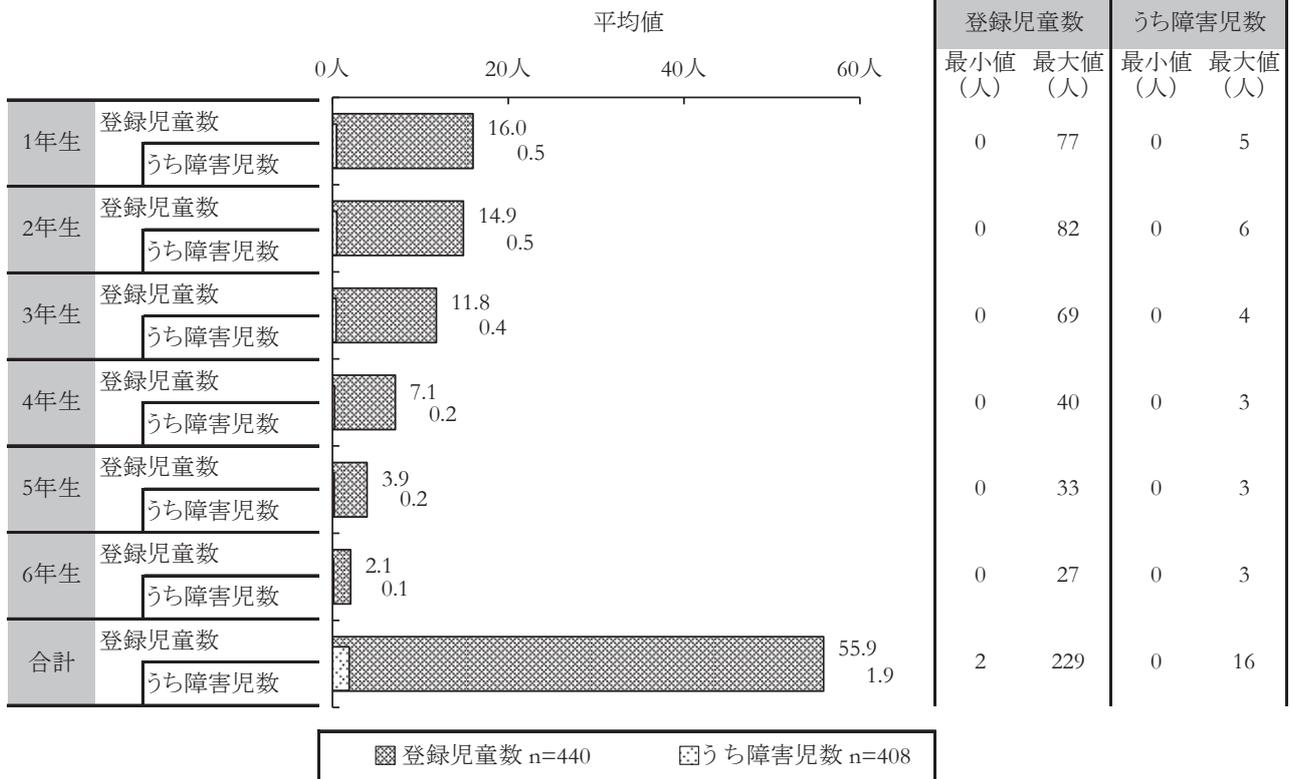
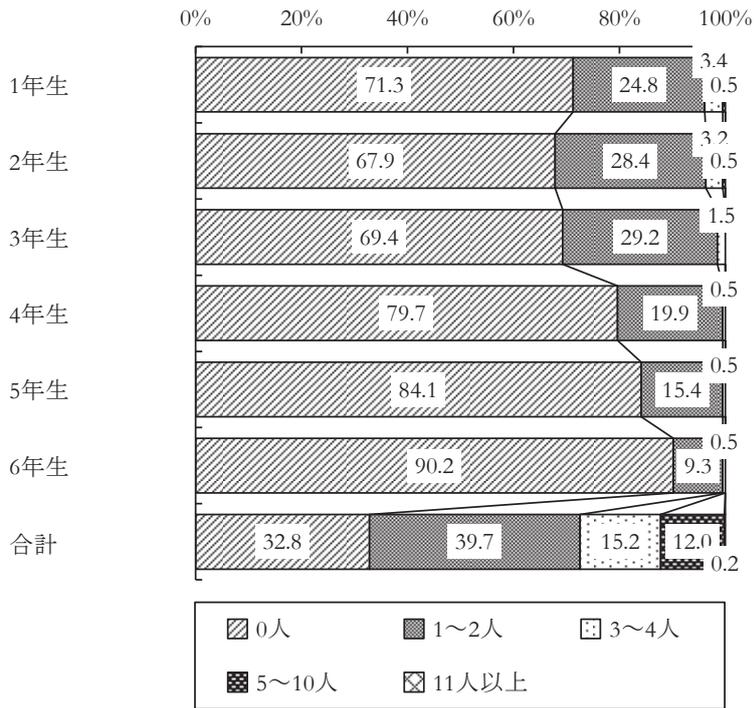


n=440



(うち障害児数)

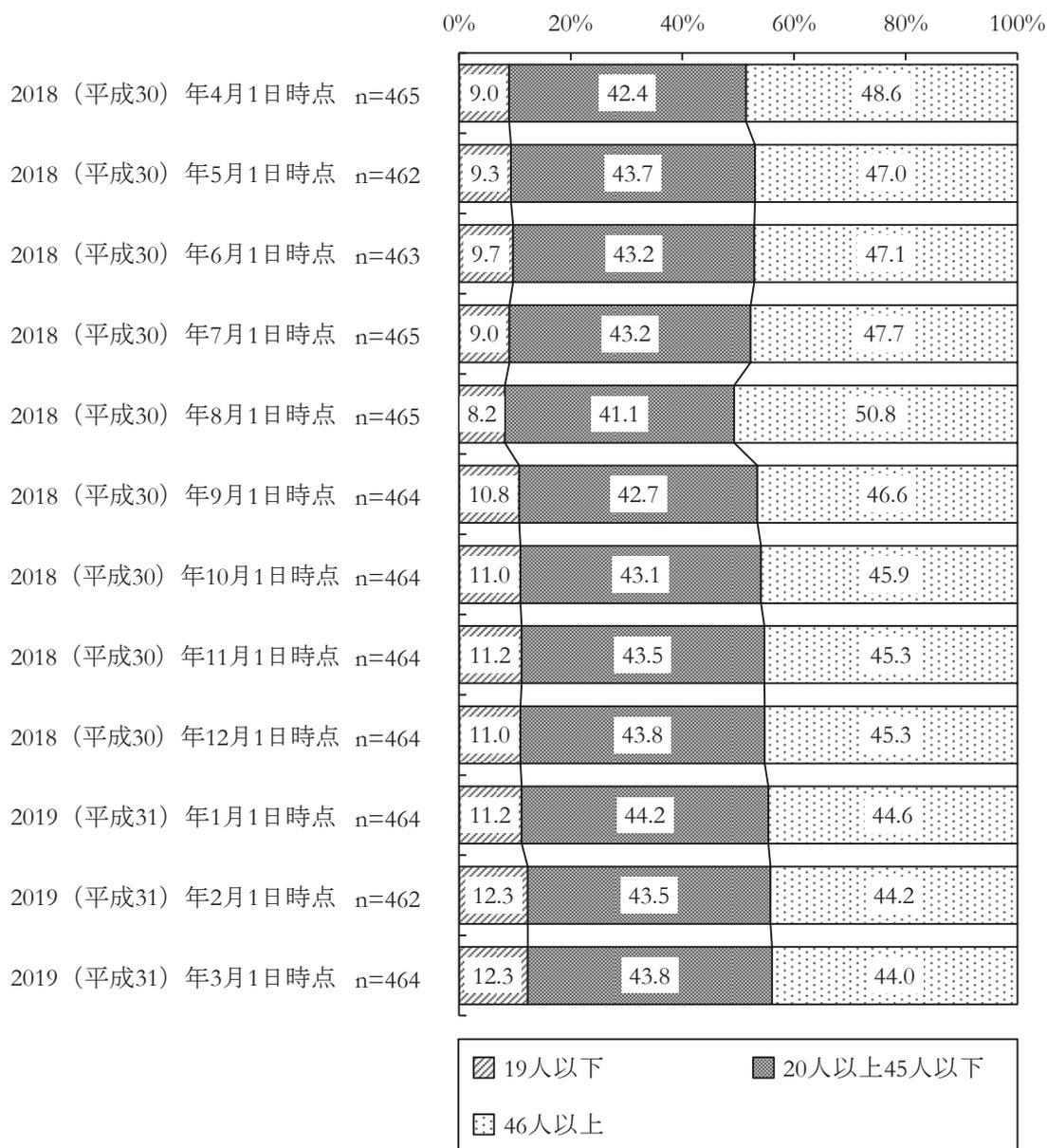
n=408



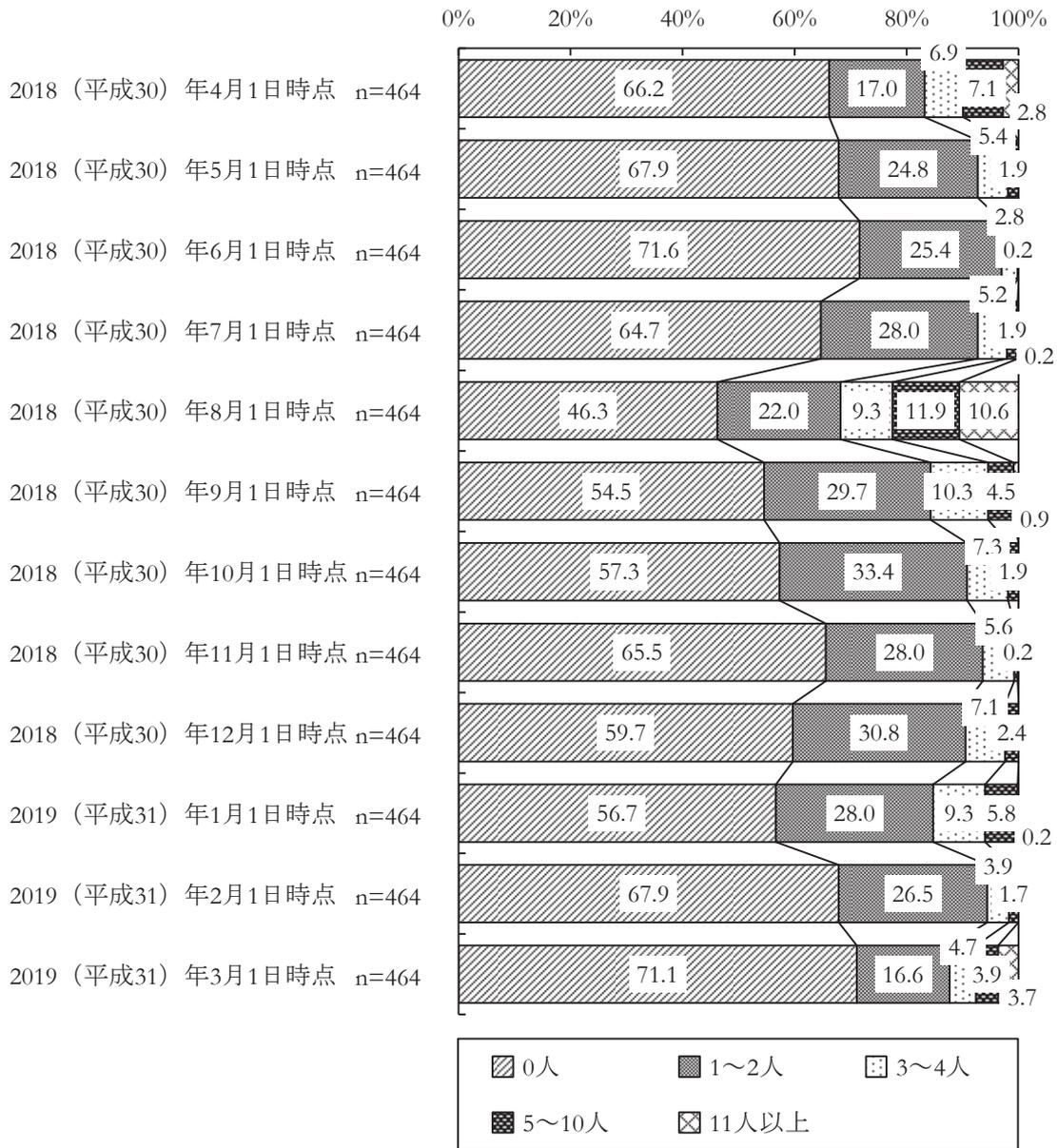
(2) 2018（平成30）年度の登録児童数と退所児童数の月別推移

- 2018(平成30)年度の登録児童数の月別推移をみると、年間を通じて1クラブにつき平均50人前後となっている。
- 同様に、卒業に伴う退所を除く、2018(平成30)年度の退所児童数の月別推移をみると、8月は平均4.8人であるが、その他の月はいずれも1人前後となっている。

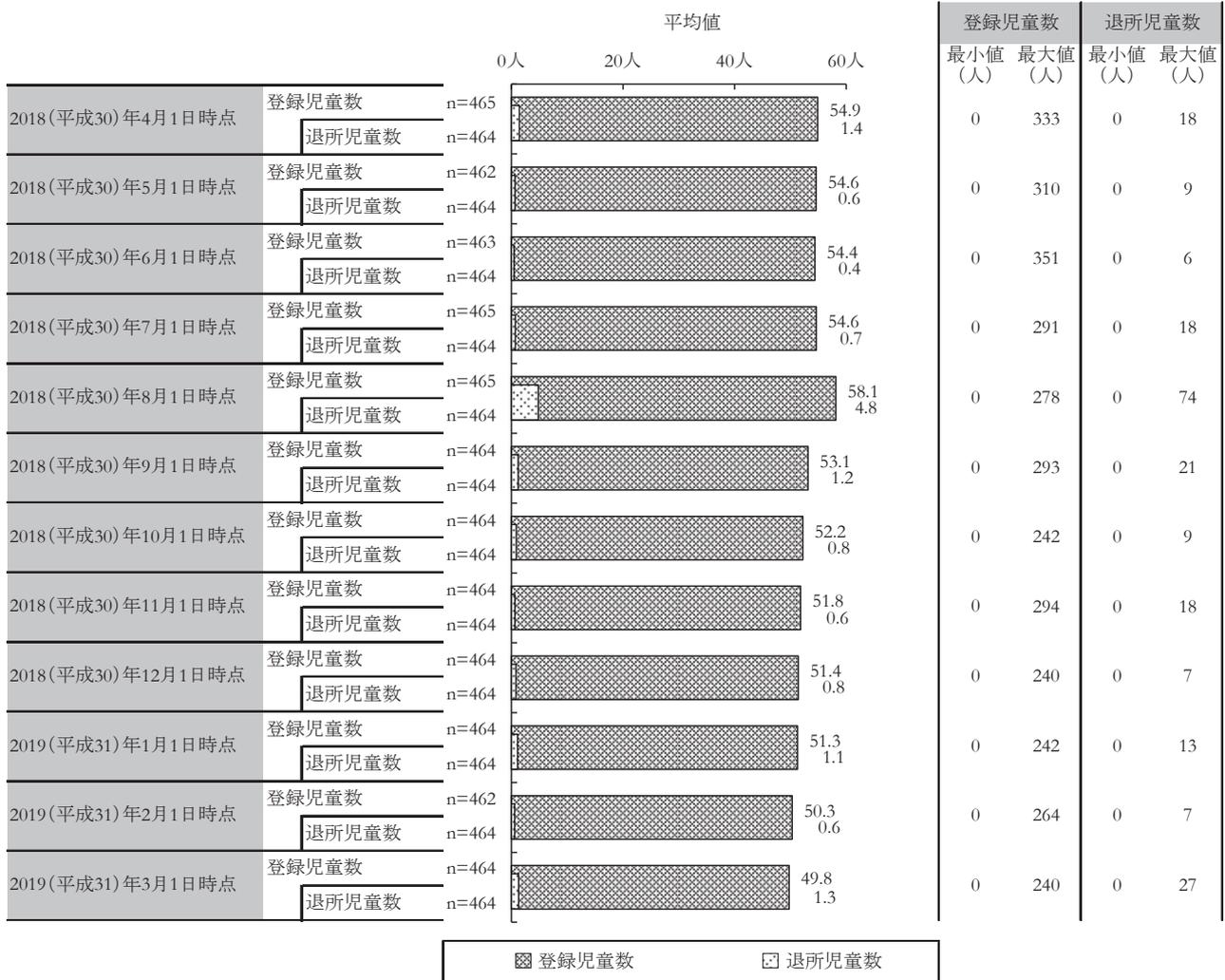
図表3-20 登録児童数と退所児童数（卒業に伴う退所を除く）の月別推移（2018（平成30）年度）
（登録児童数）



(退所児童数)



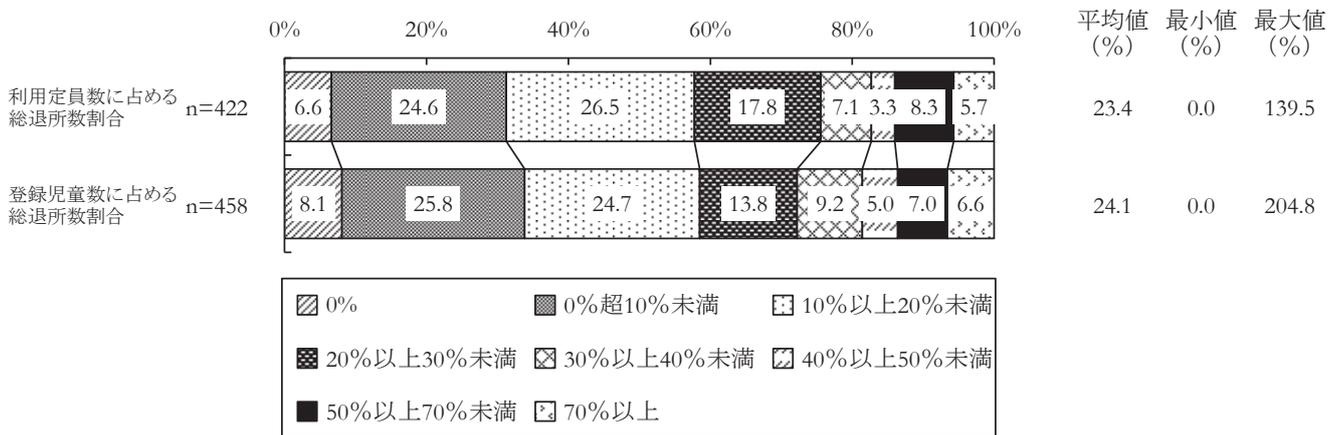
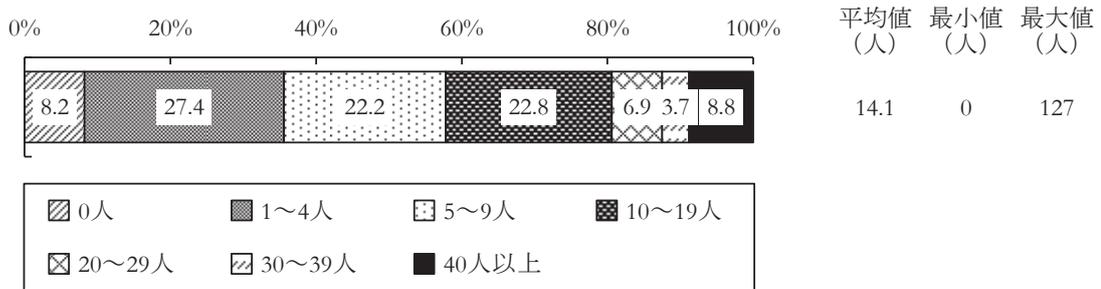
(登録児童数と退所児童数の平均)



- 卒業に伴う退所を除く、2018(平成 30)年度の総退所児童数は、1 クラブ当たり平均 14.1 人となっている。利用定員数や登録児童数に違いがあることから、それらに占める退所児童数の割合をみると、2019(令和元)年 5 月 1 日時点の利用定員数に占める総退所児童数の割合は 23.4%、同時点の登録児童数に占める総退所児童数の割合は 24.1%となっている。
- 退所児童数の割合を分布でみると、「0%」や「0%超 10%未満」のクラブが 3 割程度あるが、「50%以上 70%未満」や「70%以上」のクラブも 15%弱あり、クラブにより差が大きい。

図表3-21 2018（平成 30）年度の 1 クラブ当たり総退所児童数と利用定員・登録児童数に占める割合

n=464



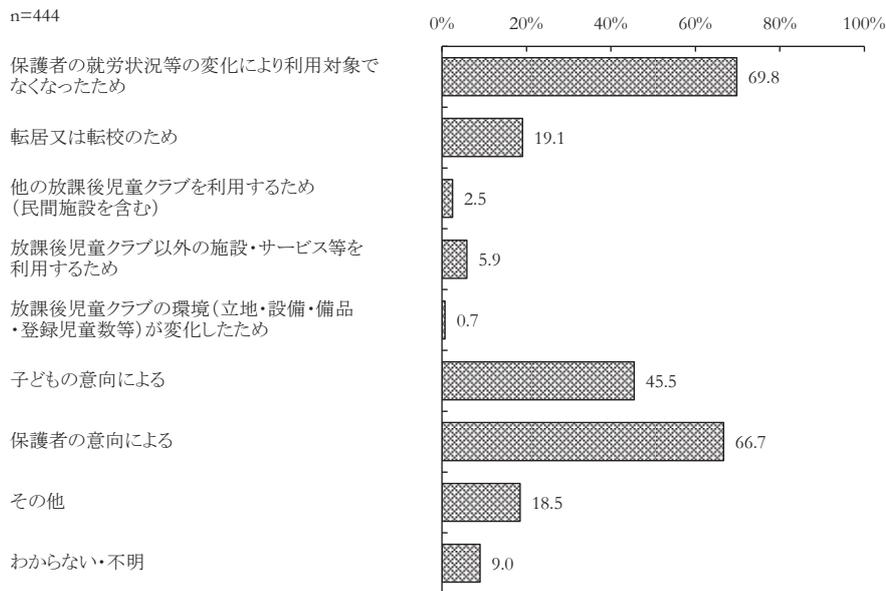
(注) 総退所児童数は 2018(平成 30)年度の実績、利用定員数並びに登録児童数は 2019(令和元)年 5 月時点の実績であり、時点が異なる。解釈には留意が必要である。

(3) 主な退所理由

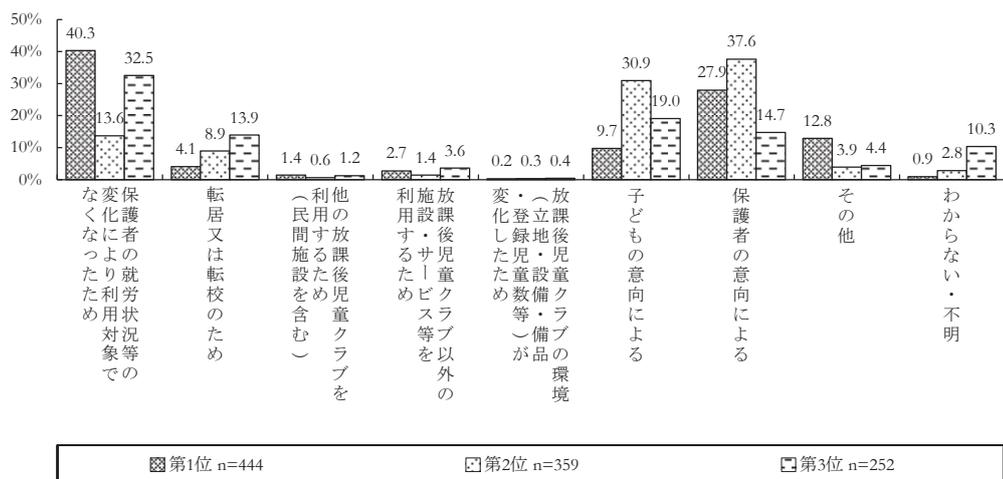
- 2018(平成 30)年度に卒業以外の理由で退所した児童の主な退所理由について、第 1 位から第 3 位までの回答を得た。
- 第 1 位から第 3 位のいずれかで挙げられた理由をみると、「保護者の就労状況等の変化により利用対象でなくなったため」が 69.8%で最も多く、次いで「保護者の意向による」が 66.7%、「子どもの意向による」が 45.5%となっている。
- 順位別にみると、第 1 位は「保護者の就労状況等の変化により利用対象でなくなったため」が 40.3%、第 2 位は「保護者の意向による」が 37.6%で最も多い。

図表3-22 主な退所理由（卒業を除く、2018（平成 30）年度、MA・SA）

【第 1 位～第 3 位計】



【順位別】



（「その他」の具体的内容）

部活動や習い事のため(31 件)、留守番ができるようになったため(15 件)、長期休暇中のみの利用のため(10 件)、保護者が産休・育休を取得したため(5 件)、下校時刻が遅くなったため(2 件)など

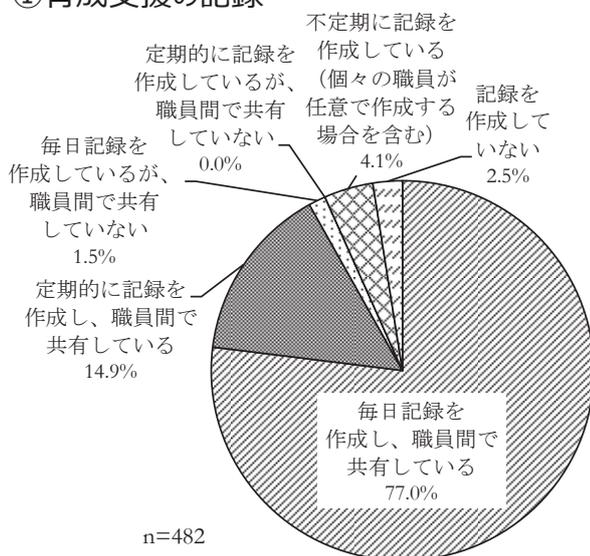
4. 育成支援の状況

(1) 育成支援に関する業務の実施状況

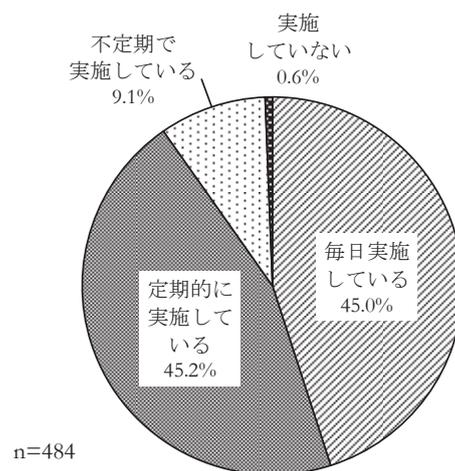
- 育成支援に関する業務について、4 点に分けて実施状況を聞いたところ、①育成支援の記録については、「毎日記録を作成し、職員間で共有している」が 77.0%で最も多く、次いで「定期的に記録を作成し、職員間で共有している」が 14.9%となっており、毎日あるいは定期的に記録を作成し、職員間で共有しているクラブが9割を超える。
- 次に②育成支援に関する打合せ等については、「毎日実施している」が 45.0%、「定期的に実施している」が 45.2%となっており、毎日あるいは定期的に実施しているクラブが9割を超える。
- 第三に、③屋外での遊びの機会については、「毎日設けている(天候不良時等を除く)」が 57.8%、「定期的に設けている」が 20.2%となっている。
- 第四に、④子どもが企画・運営する行事や活動については「実施していない」が 39.3%で最も多い。

図表3-23 育成支援に関する業務実施状況 (SA)

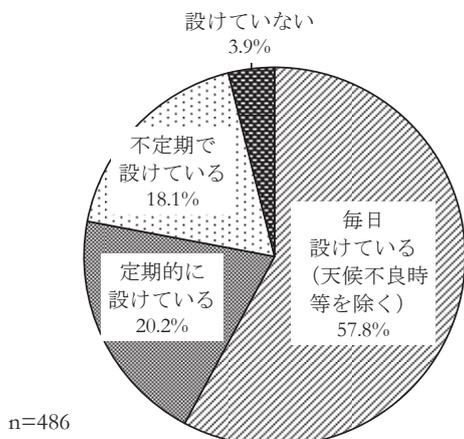
① 育成支援の記録



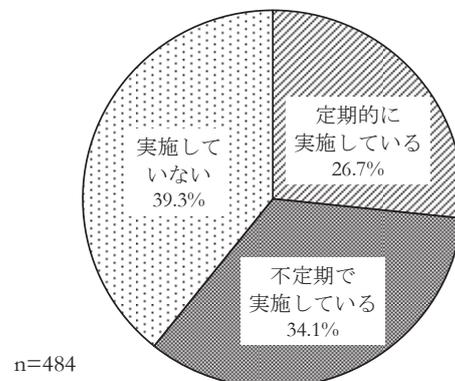
② 育成支援に関する打合せ等



③ 屋外での遊びの機会



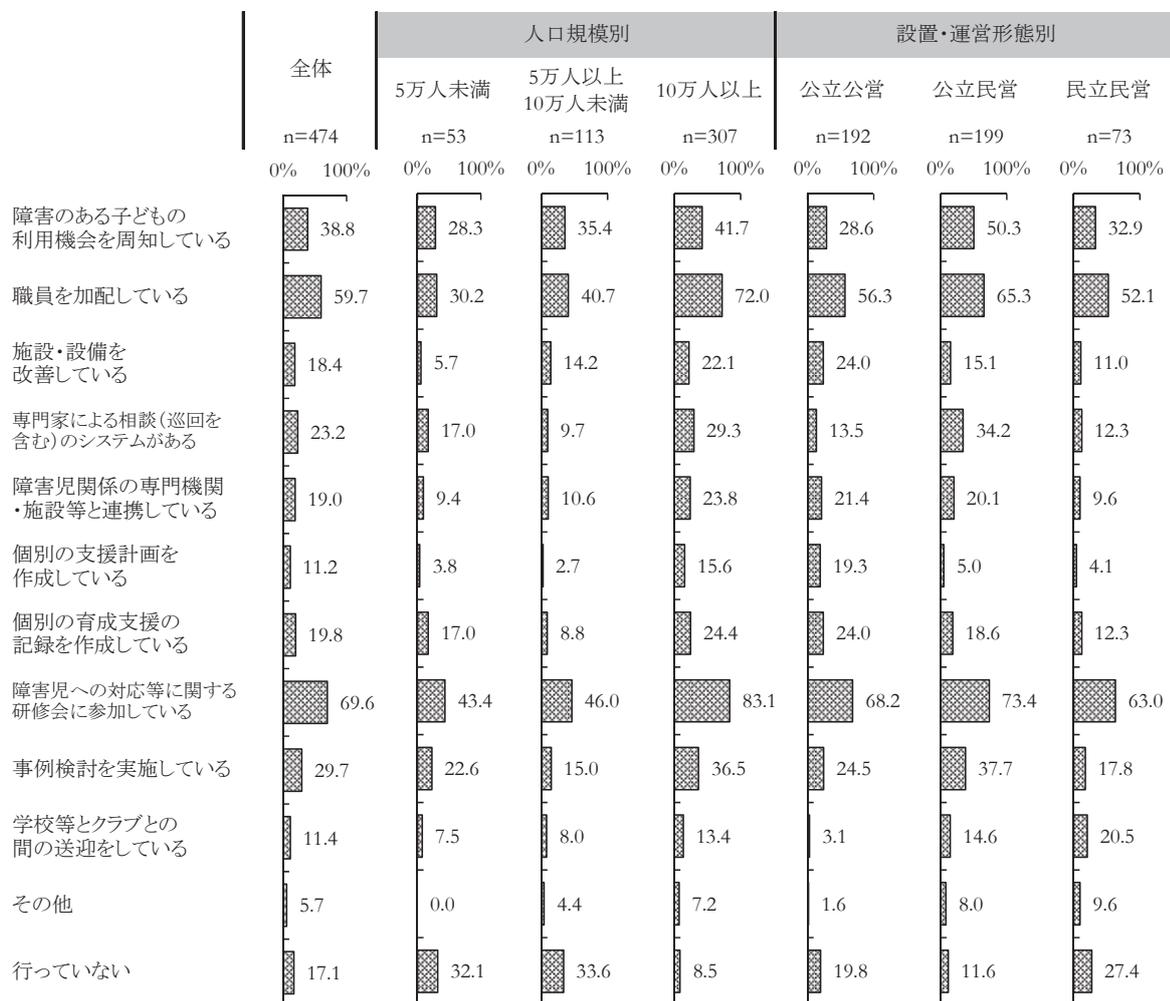
④ 子どもが企画・運営する行事や活動



(2) 障害のある子どもを受け入れるために行っていること

- 障害のある子どもを受け入れるために行っていることとしては、「障害児への対応等に関する研修会に参加している」が 69.6%で最も多く、次いで「職員を加配している」が 59.7%、「障害のある子どもの利用機会を周知している」が 38.8%となっている。なお、「行っていない」は 17.1%となっている。
- 人口規模別にみると、10 万人以上の都市では、総じて多様な取組を行っているが、10 万人未満の都市では、「行っていない」が 3 割を超える。
- 設置・運営形態別にみると、公立民営が総じて多様な取組を行っており、「障害のある子どもの利用機会を周知している」が 50.3%、「専門家による相談(巡回を含む)のシステムがある」が 34.2%と、平均より 10%以上多い。私立民営は、「学校等とクラブとの間の送迎をしている」が 20.5%で他の設置・運営形態より多いが、「行っていない」が 27.4%となっている。

図表3-24 障害のある子どもを受け入れるために行っていること (MA)



(「その他」の具体的内容)

学校側と連携・情報交換・意見交換等を行う(11件)、専門機関・関係機関と連携、情報交換・意見交換等を行う(8件)、保護者と連絡・面談をする(7件)など

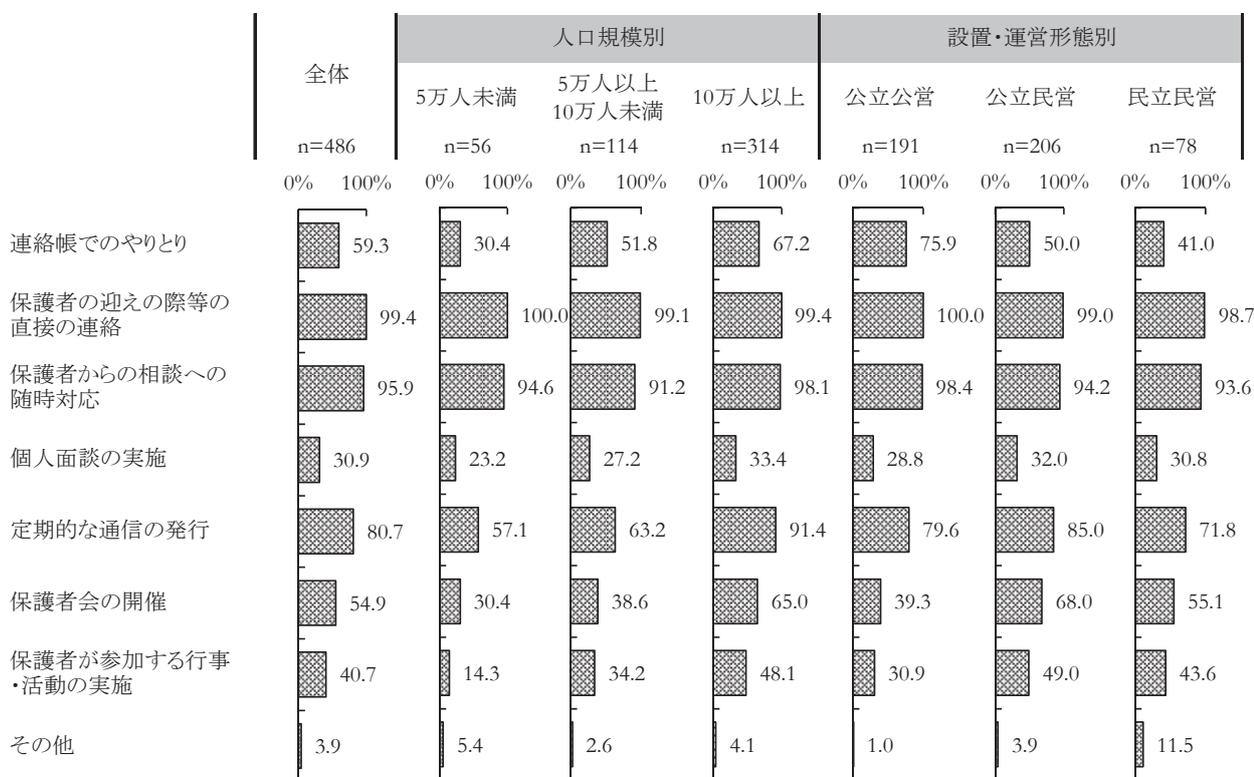
(注)複数回答の設問であるが、「行っていない」を選択した場合のみ単数回答である。

(3) クラブの運営に関わる業務の実施状況

① 保護者への情報提供のためにクラブが行っていること

- 保護者への情報提供のために行っていることとしては、「保護者の迎えの際等の直接の連絡」が 99.4%、「保護者からの相談への随時対応」が 95.9%となっており、多くのクラブで実施されている。一方で、「個人面談の実施」は 30.9%、「保護者が参加する行事・活動の実施」は 40.7%と、他の項目と比較して、実施しているクラブが少ない。
- 人口規模別にみると、10 万人以上の都市では、総じて保護者への情報提供として多様な取組が実施されている。また、設置・運営形態別にみると、公立公営では「連絡帳でのやりとり」が多く、公立民営や民立民営では「保護者会の開催」、「保護者が参加する行事・活動の実施」が多い。

図表3-25 保護者への情報提供のためにクラブが行っていること (MA)



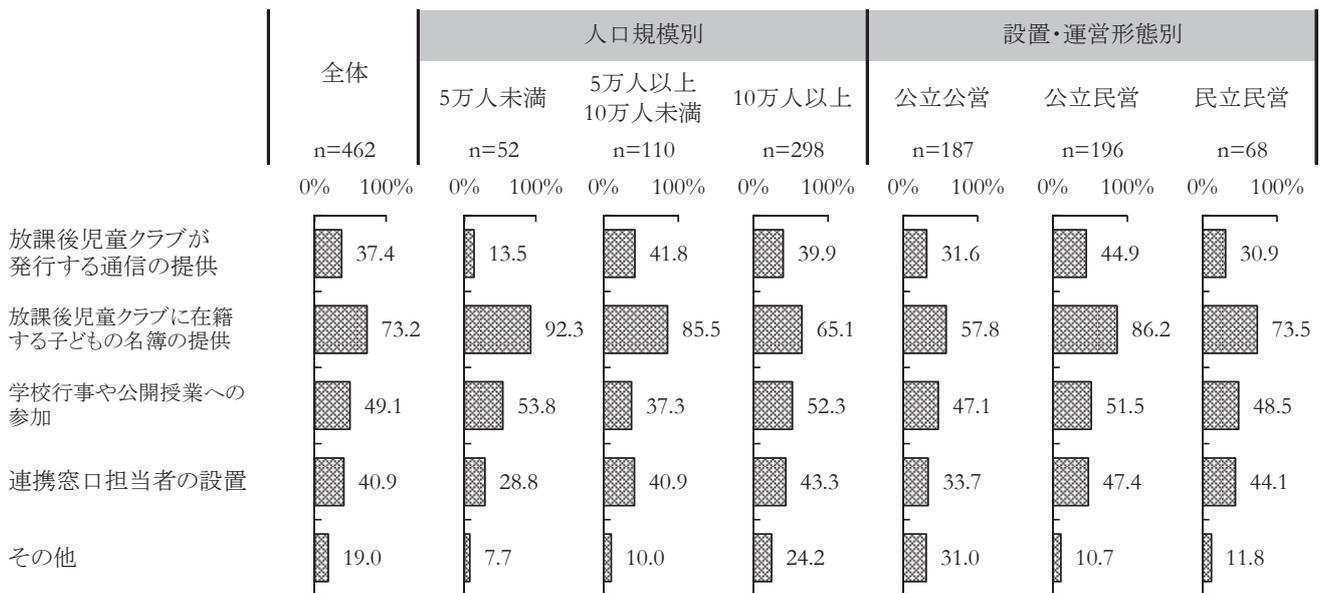
（「その他」の具体的内容）

ICT を利用した連絡(6 件)、必要時に通信を発行(3 件)、電話での連絡(1 件)、入学説明会において活動内容についての説明(1 件)など

② 小学校への情報提供のためにクラブが行っていること

- 小学校への情報提供のために行っていることとしては、「放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿の提供」が73.2%と多く、他は5割を下回っている。
- 人口規模別にみると、5万人未満の都市は「放課後児童クラブが発行する通信の提供」が13.5%、5万人以上10万人未満の都市は「学校行事や公開授業への参加」が37.3%、10万人以上の都市では「放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿の提供」が65.1%で、他の人口規模の都市と比較して少ない。
- 設置・運営形態別にみると、公立公営では他の類型と比較して総じて小学校への情報提供があまり実施されていない。

図表3-26 小学校への情報提供のためにクラブが行っていること（MA）



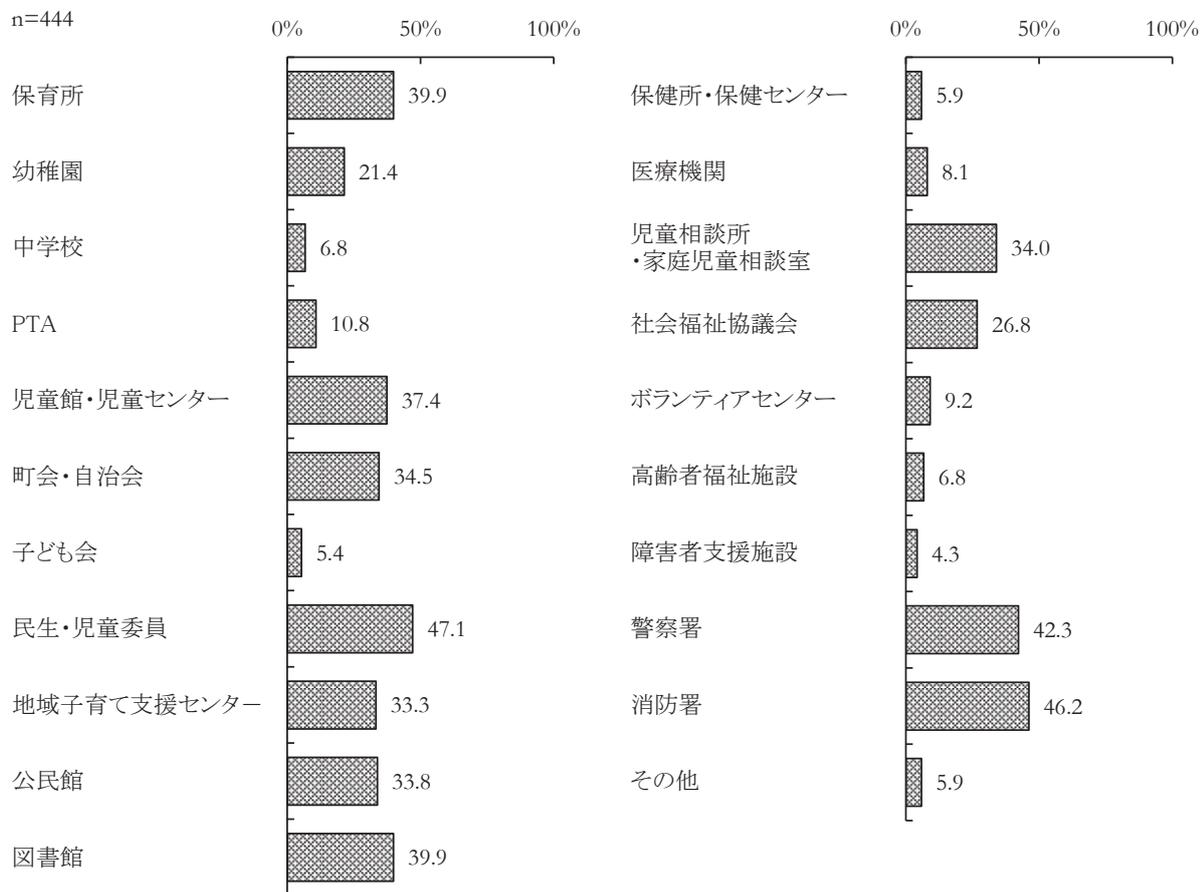
（「その他」の具体的内容）

必要に応じた情報交換・情報共有の実施(84件)、予定表等の提供(3件)など

③ 小学校以外に連携している社会資源

- 小学校以外に連携している社会資源は、「民生・児童委員」が 47.1%で最も多く、次いで「消防署」が 46.2%、「警察署」が 42.3%、「保育所」と「図書館」が 39.9%となっている。

図表3-27 小学校以外に連携している社会資源 (MA)



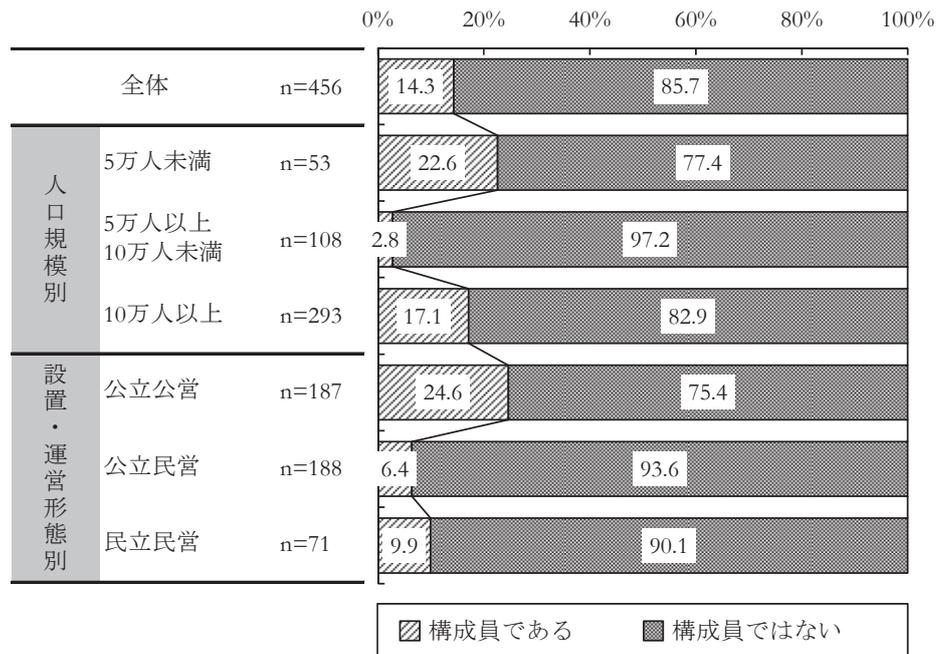
(「その他」の具体的内容)

動物病院(6件)、老人クラブ(3件)、認定こども園(2件)、教育委員会(2件)、まちづくり協議会(2件)、食生活改善推進委員会(2件)など

④ 要保護児童対策地域協議会への参画

- 要保護児童対策地域協議会の構成員となっているかを聞いたところ、「構成員である」が 14.3%と少なく、多くは「構成員ではない」ことが明らかとなった。
- 人口規模別にみると、5万人未満の都市では構成員となっているクラブが 22.6%と多いが、5万人以上10万人未満の都市では、3%程度にとどまる。
- 設置・運営形態別にみると、公立公営が 24.6%と多いが、公立民営と民立民営は 10%未満である。

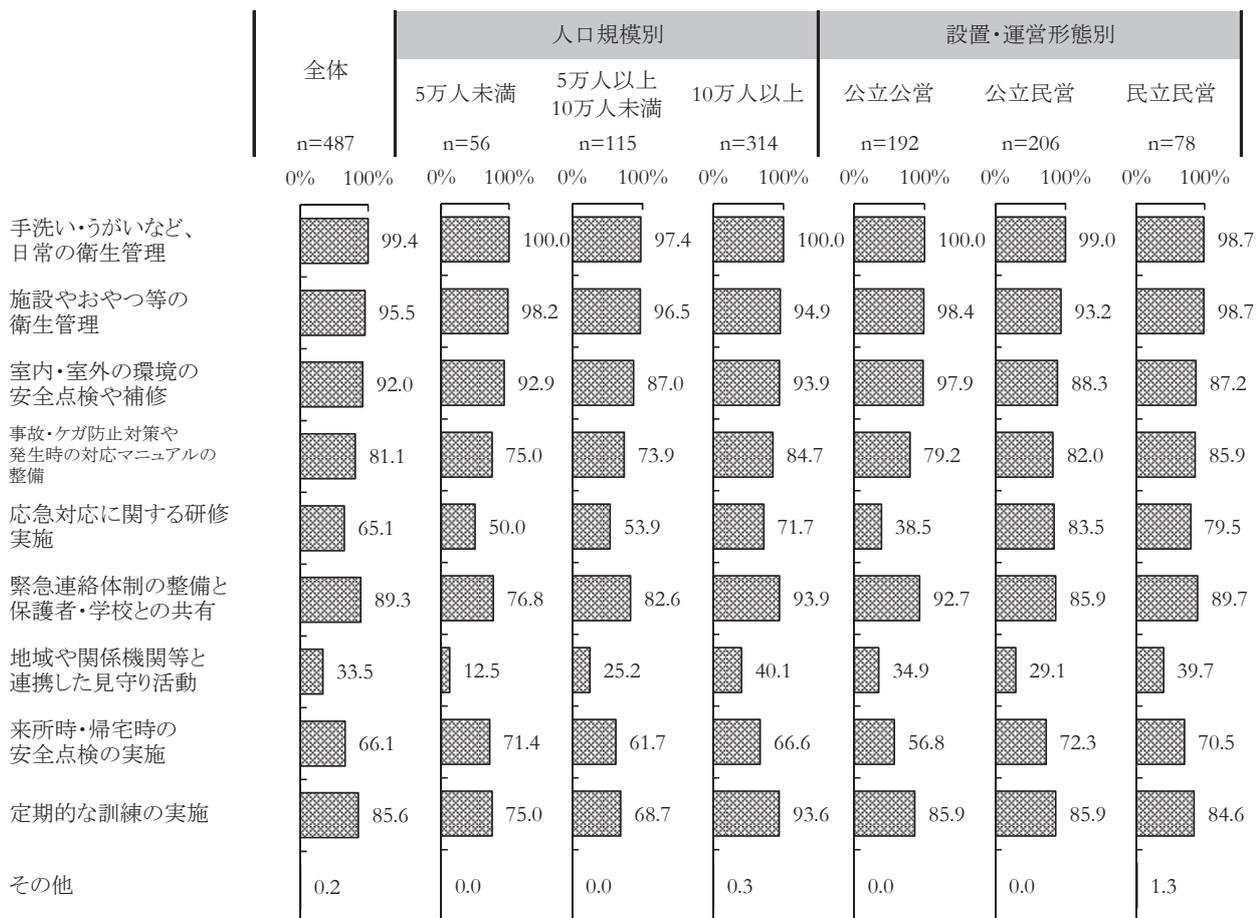
図表3-28 要保護児童対策地域協議会への参画 (SA)



⑤ 安全・衛生対策

- 安全・衛生対策として行っていることは、「手洗い・うがいなど、日常の衛生管理」並びに「施設やおやつ等の衛生管理」、「室内・室外の環境の安全点検や補修」はいずれも実施しているクラブが9割を超えている。一方で、「地域や関係機関等と連携した見守り活動」は33.5%にとどまる。
- 人口規模別にみると、10万人以上の都市で、総じて安全・衛生対策が講じられている。5万人未満の都市では、「地域や関係機関等と連携した見守り活動」が12.5%と、特に実施割合が低い。
- 設置・運営形態別にみると、公立公営で「応急対応に関する研修実施」が38.5%、「来所時・帰宅時の安全点検の実施」が56.8%と、他の設置・運営形態と比べて低い。

図表3-29 安全・衛生対策として行っていること (MA)



(「その他」の具体的内容)

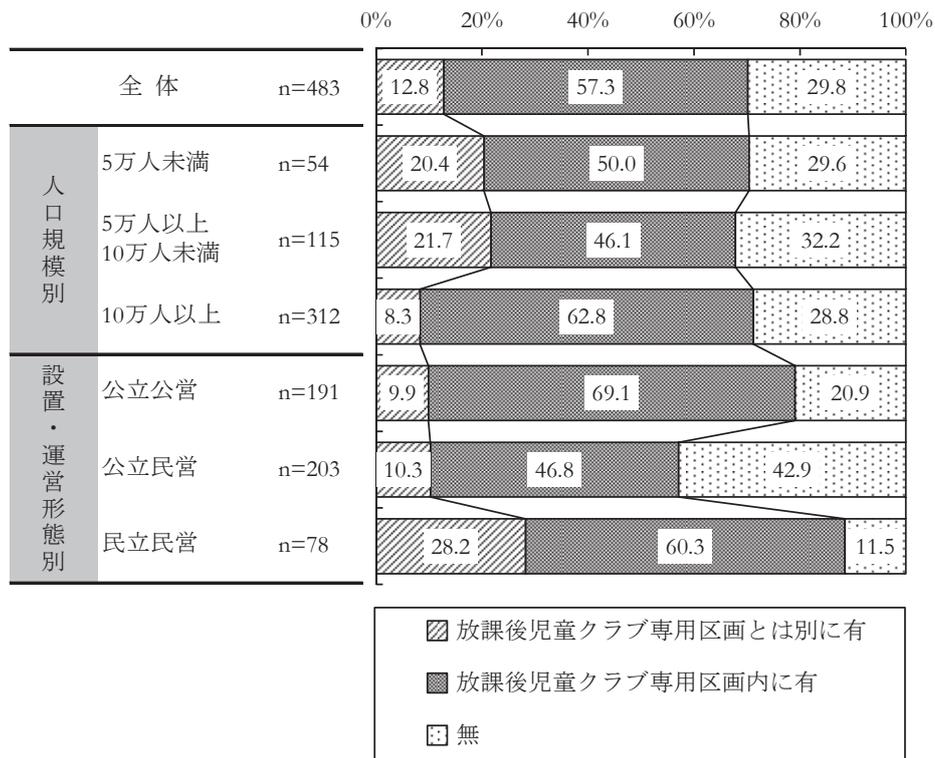
年2回消火訓練(1件)

5. 施設・設備の状況

(1) 静養スペース

- 静養スペースの確保状況について、「放課後児童クラブ専用区画内に有」が 57.3%と最も多く、次いで「無」が 29.8%となっている。
- 人口規模別にみると、10 万人未満の都市で、「放課後児童クラブ専用区画とは別に有」が 2 割程度と多い。設置・運営形態別にみると、国立・公立では、「無」が 11.5%と少なく、放課後児童クラブ専用区画内外のいずれかで静養スペースが確保されているところが多い。

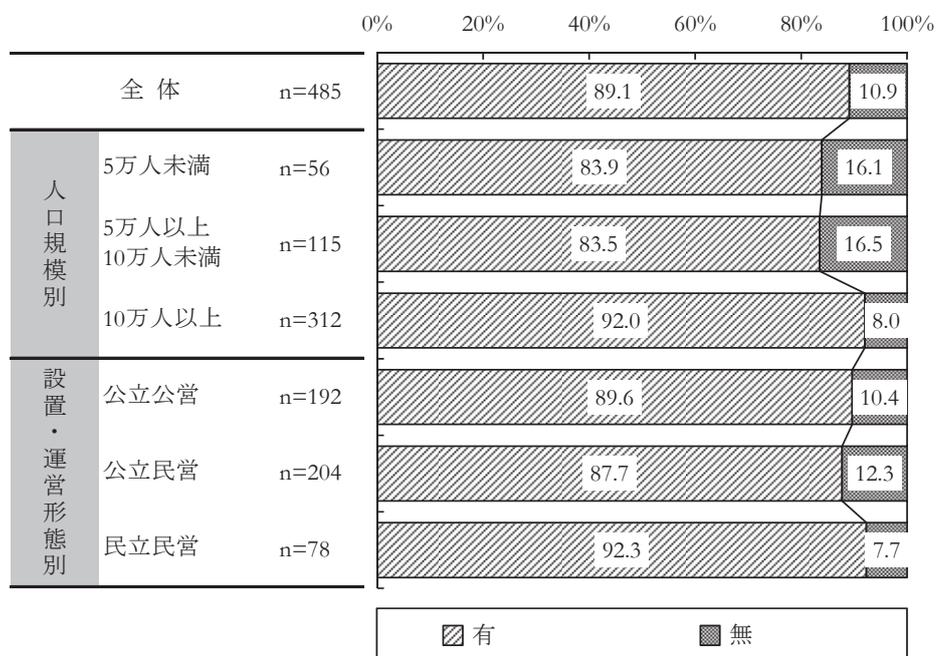
図表3-30 静養スペース (SA)



(2) 子ども一人ひとりの専用ロッカー

- 子ども一人ひとりの専用ロッカーについて、「有」が 89.1%と、ほぼ全てのクラブで整備されている。
- 人口規模別では 10 万人未満で、「無」が 1 割を超えている。

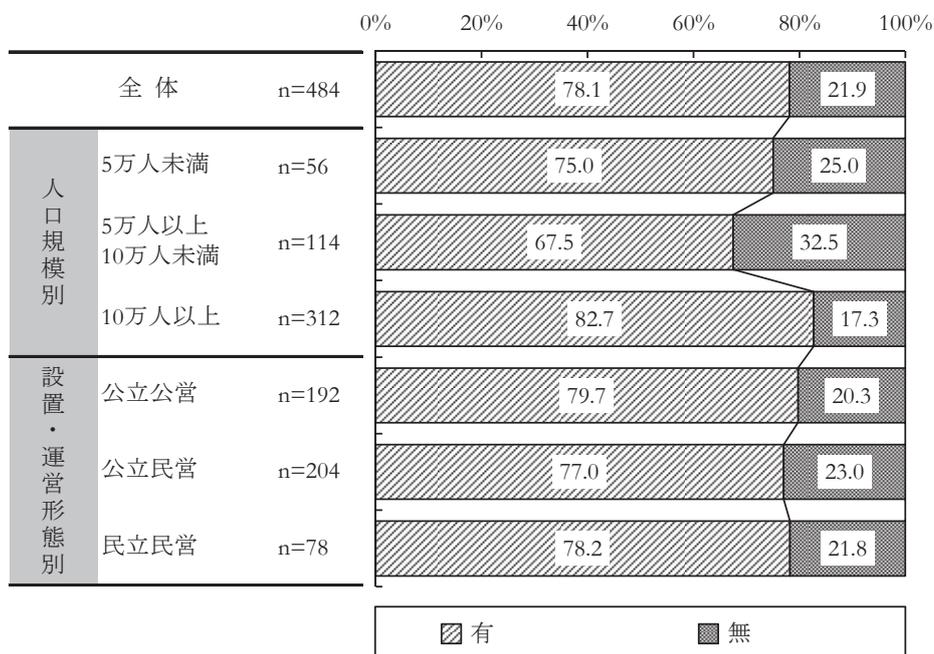
図表3-31 子ども一人ひとりの専用ロッカー（SA）



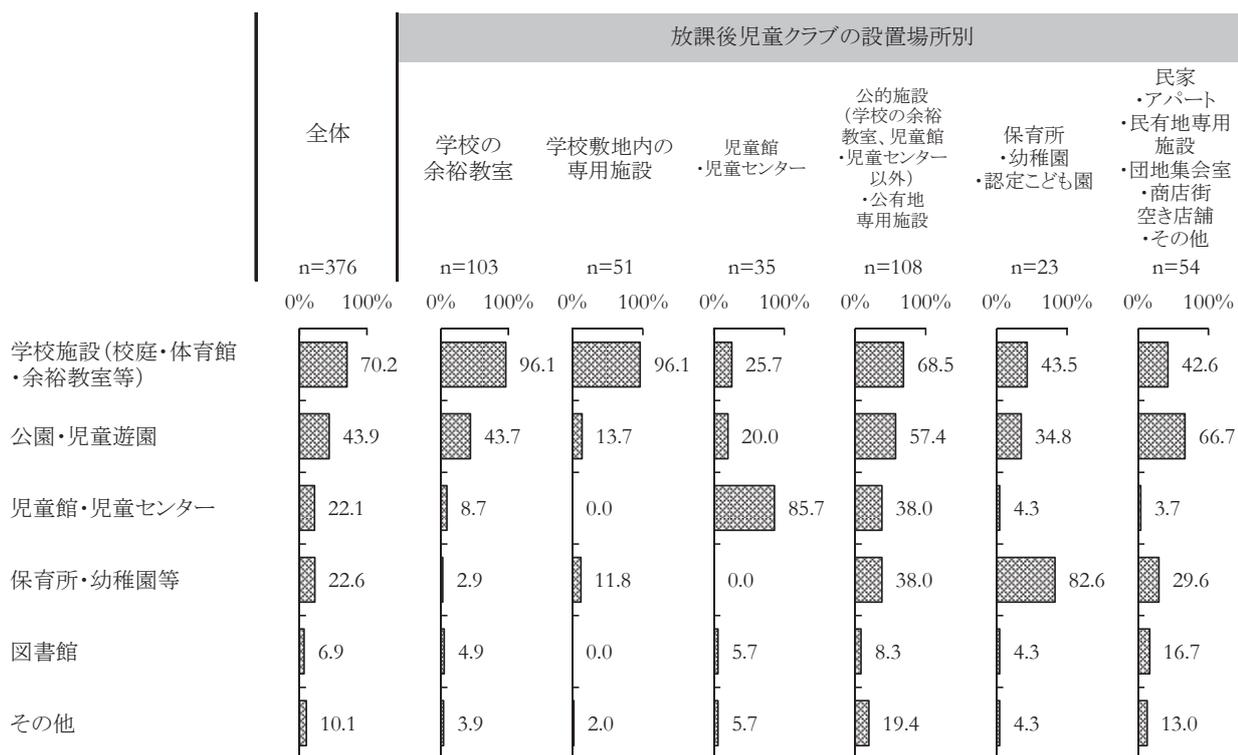
(3) 専用施設（区画）外の活用施設

- 放課後児童クラブの専用施設（区画）外で活用している施設は、「有」が 78.1%となっている。
- 次に、専用施設（区画）外で活用している施設があるクラブについて、実際に活用している施設をみると、「学校施設（校庭・体育館・余裕教室等）」が 70.2%で最も多く、次に「公園・児童遊園」が 43.9%、「保育所・幼稚園等」が 22.6%、「児童館・児童センター」が 22.1%となっている。
- 放課後児童クラブの設置場所別にみると、「学校の余裕教室」や「学校敷地内の専用施設」にあるクラブは「学校施設（校庭・体育館・余裕教室等）」が多く、「児童館・児童センター」にあるクラブは「児童館・児童センター」が多い等、当該クラブの設置場所・施設内にある専用区画外の場所を活用しているところが多くみられる。民有地専用施設等にあるクラブは、「公園・児童遊園」が 66.7%と多いほか、多様な施設を活用している様子が見えてくる。

図表3-32 専用施設（区画）外の活用施設の有無（SA）



図表3-33 専用施設（区画）外の活用施設（設置場所別、MA）



〔「その他」の具体的内容〕

公民館・福祉センター等(23件)、市区町村営運動施設(5件)、介護施設(2件)、都道府県立運動施設(1件)、地域農園(1件)など

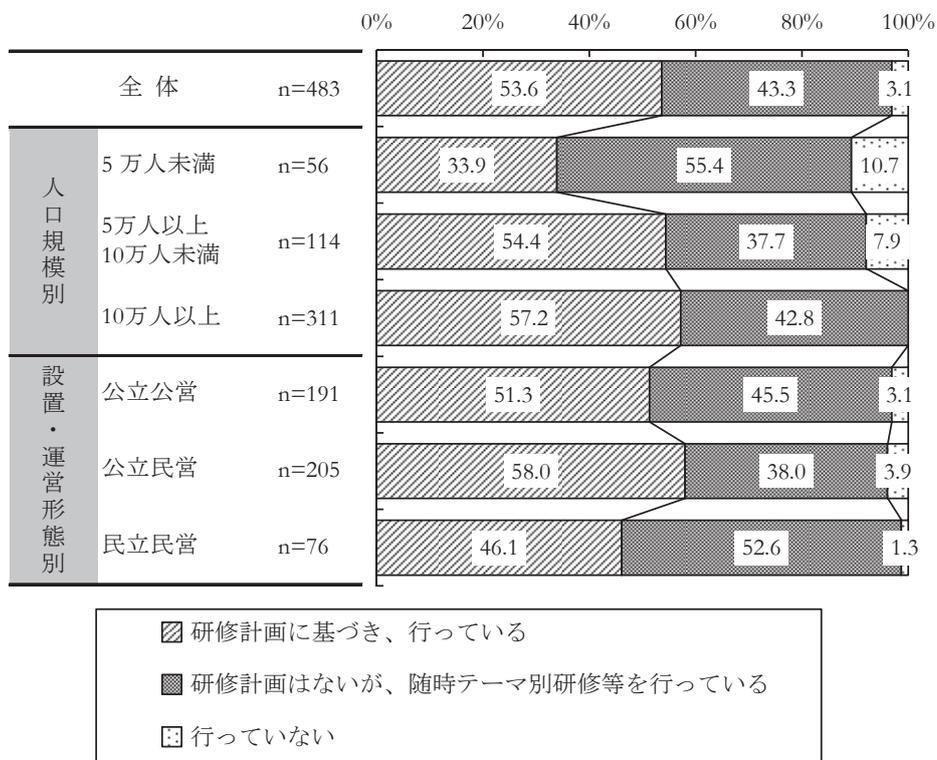
6. 事業内容の向上のための取組状況

(1) 研修・事例検討・要望・苦情対応

① 研修の実施状況

- 研修については、「研修計画に基づき、行っている」が 53.6%で最も多く、次いで「研修計画はないが、随時テーマ別研修等を行っている」が 43.3%となっており、何らかの研修を実施しているクラブが大半を占める。
- 人口規模別にみると、10 万人以上の都市では、「行っていない」が 0.0%であり、研修計画の有無等の違いはあるが、いずれかの研修を行っている。設置・運営形態別では、特徴的な違いはみられない。

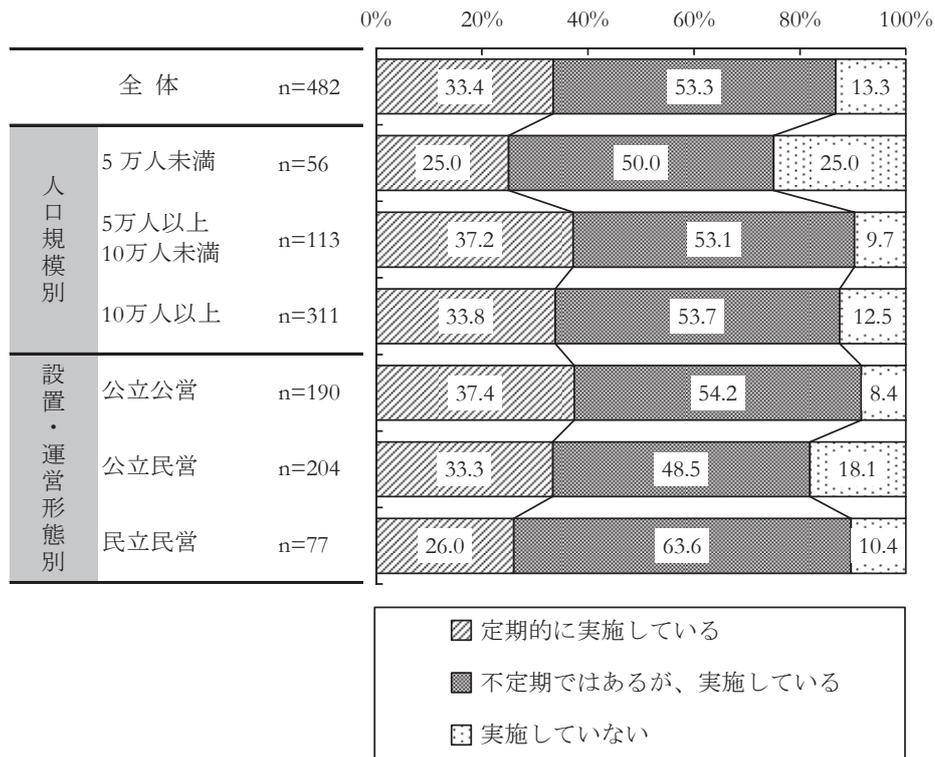
図表3-34 研修（外部研修等への参加を含む）の実施状況（SA）



② 事例検討の実施状況

- 事例検討については、「不定期ではあるが、実施している」が 53.3%で最も多く、次いで「定期的に実施している」が 33.4%となっており、定期または不定期で事例検討を行っているクラブが 85%を超える。
- 人口規模別にみると、5 万人以上 10 万人未満の都市で「定期的に実施している」が 37.2%と最も多く、5 万人未満の都市では「実施していない」が 25.0%と多い。さらに、設置・運営形態別にみると、「実施していない」が公立公営で 8.4%と低く、公立民営で 18.1%と高い。

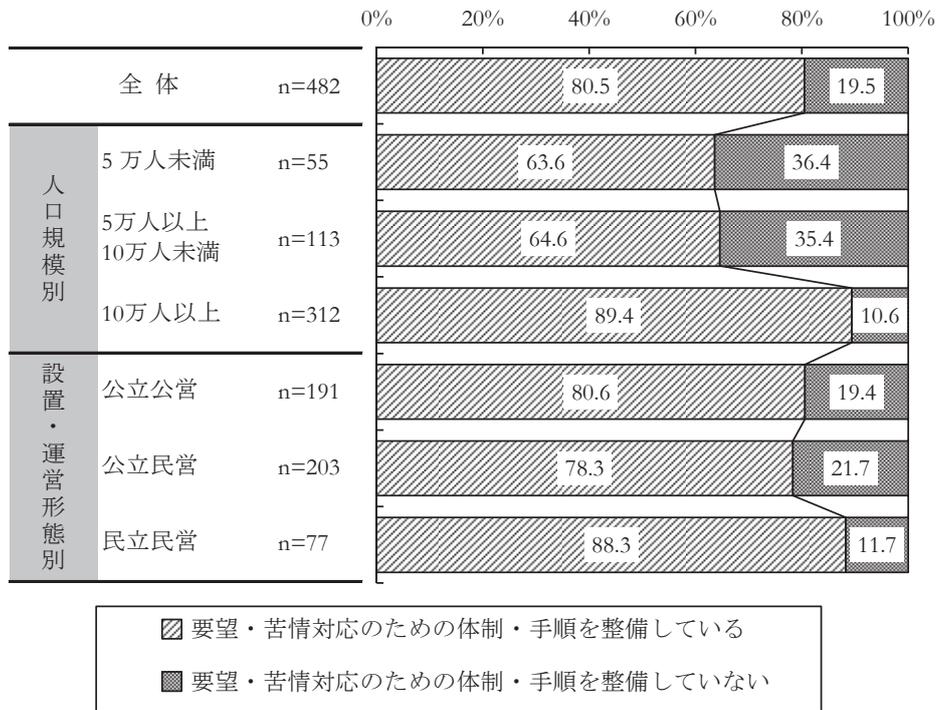
図表3-35 事例検討の実施状況（SA）



③ 要望・苦情への対応状況

- 要望・苦情への対応については、「要望・苦情対応のための体制・手順を整備している」が 80.5%、「要望・苦情対応のための体制・手順を整備していない」が 19.5%となっている。
- 人口規模別にみると規模の大きな都市で、また設置・運営形態別にみると私立民営で、「要望・苦情対応のための体制・手順を整備している」クラブが多い。

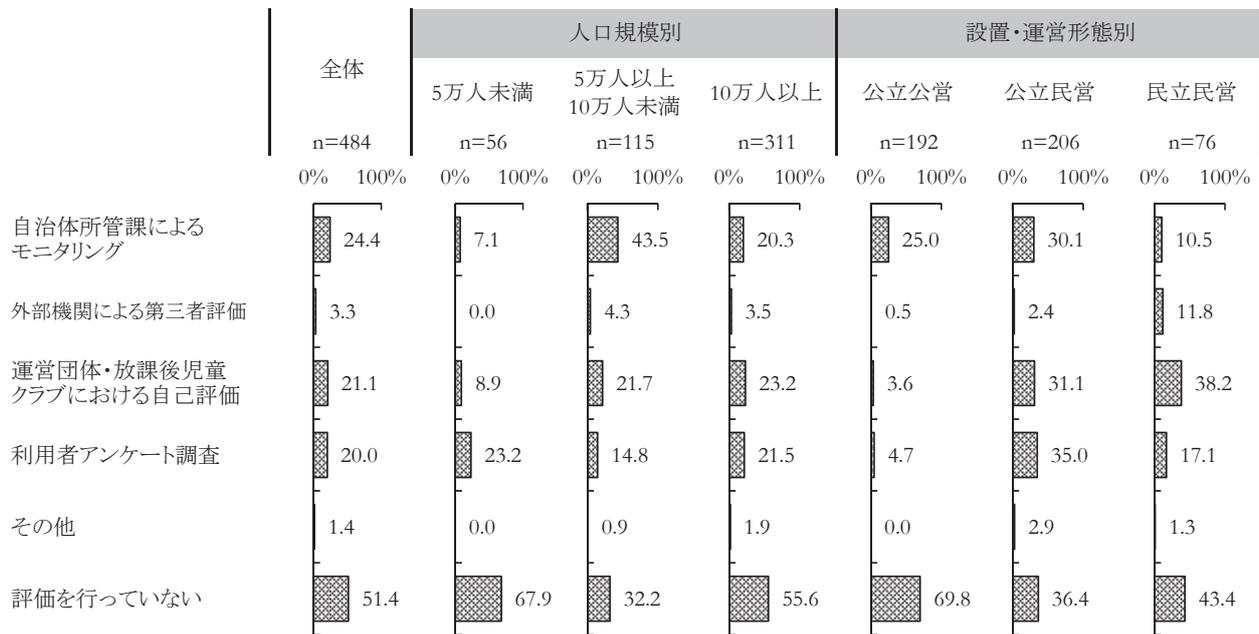
図表3-36 要望・苦情への対応状況 (SA)



(2) 放課後児童クラブの運営等に関する評価の実施状況

- 放課後児童クラブの運営等に関する評価の実施状況について、「評価を行っていない」が 51.4%と最も多い。次いで、「自治体所管課によるモニタリング」が 24.4%、「運営団体・放課後児童クラブにおける自己評価」が 21.1%、「利用者アンケート調査」が 20.0%となっている。「外部機関による第三者評価」は 3.3%と少ない。
- 人口規模別にみると、5 万人未満と 10 万人以上の都市では「評価を行っていない」がそれぞれ 67.9%、55.6%と多く、5 万人以上 10 万人未満の都市では「自治体所管課によるモニタリング」が 43.5%で多い。
- 設置・運営形態別にみると、公立民営で「自治体所管課によるモニタリング」が 3 割を超える。国立民営では、相対的に「外部機関による第三者評価」が多く、11.8%となっている。

図表3-37 放課後児童クラブの運営等に関する評価の実施状況 (MA)



(「その他」の具体的内容)

運営委員会の開催(4件)、職員個人によるチェックシートを用いた自己評価(1件)、保護者会定例会・役員会の開催(1件)など

(注) 複数回答の設問であるが、「評価を行っていない」を選択した場合のみ単数回答である。

第3節 調査結果のまとめ

- 調査の結果から、調査対象の放課後児童クラブの運営や育成支援の現状について、以下のことが明らかとなった。ただし、この結果が全国的な傾向を示しているとは限らない点に留意が必要である。

1. 設置・運営形態は、公立民営と公立公営がそれぞれ4割強で、学校の余裕教室に設置されている放課後児童クラブが多い。放課後子供教室が開催されている地域にある放課後児童クラブのうち、一体型実施は6割弱。

- 回答が得られた放課後児童クラブの設置・運営形態は、「公立民営」と、「公立公営」がそれぞれ4割を超える。
- 設置場所は、「学校の余裕教室」が25.7%で最も多く、次いで「公有地専用施設」、「学校敷地内の専用施設」、「公的施設(学校の余裕教室、児童館・児童センター以外)」等が多い。
- 放課後児童クラブの学区に当たる地域で、放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブについて、放課後子供教室の実施場所と放課後子供教室の活動プログラムへの参加状況をみると、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施していて、かつ放課後子供教室のプログラムに参加している放課後児童クラブは57.4%と、いわゆる一体型で実施されているところが6割程度となっている。

2. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、全て満たしているのは3割強。

- 基準に定められた事項のうち、主要なもの7項目について、全て満たしている放課後児童クラブは34.2%にとどまる。次いで7項目のうち、6項目を満たしている放課後児童クラブが3割強となっている。自治体の条例等の定めにより基準が緩和されている地域もあることから、全ての基準を満たしていないことも十分にありうることであるが、2019(令和元)年時点においては基準を全て満たしているところは多くない。
- 個別の項目別では、「年間開所日数が原則年間250日以上である」並びに「土・日・祝日、学校の長期休業期間等の間(小学校の授業の休業日)は原則1日につき8時間以上開所している」、「平日(小学校の授業の休業日以外の日)は原則1日につき3時間以上開所している」は、いずれも9割以上が基準を満たしている。反対に、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である」と「ひとつの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下である」は、他の項目と比較して、基準を満たしている放課後児童クラブの割合が低くなっている。

3. 育成支援の記録の作成や打合せ等は多くの放課後児童クラブで実施されているが、子どもが企画・運営する行事や活動の実施は相対的に少ない。また、障害児を受け入れるために行っていることは、障害児への対応等に関する研修への参加や職員の加配、利用機会の周知等が多い。

- 育成支援に関する業務について、育成支援の記録は、毎日あるいは定期的に記録を作成し、職員間で共有しているクラブが9割を超える。次に、育成支援に関する打合せ等は、毎日あるいは定期的に実施しているクラブが9割を超える。さらに、屋外での遊びの機会は、毎日あるいは定期的に設けているクラブが、8割弱と、多くの放課後児童クラブで実施されている。しかし、子どもが企画・運営する行事や活動は実施していないところが4割弱で最も多い。
- 障害のある子どもを受け入れるために行っていることは、「障害児への対応等に関する研修会に参加している」や「職員を加配している」、「障害のある子どもの利用機会を周知している」等が多いが、「行っていない」も2割弱となっている。

4. 保護者への情報提供は、迎えの際等の直接の連絡や保護者からの相談への対応、定期的な通信の発行が、また小学校への情報提供は、放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿の提供が多い。小学校以外の社会資源との連携は、民生・児童委員や消防署、警察署等が多く、要保護児童対策地域協議会に参画している放課後児童クラブは 15%未滿。

- 保護者への情報提供のために行っていることは、「保護者の迎えの際等の直接の連絡」や「保護者からの相談への随時対応」、「定期的な通信の発行」が多い。一方で、「個人面談の実施」や「保護者が参加する行事・活動の実施」は、他の項目と比較して少ない。
- 小学校への情報提供のために行っていることは、「放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿の提供」が7割を超えるが、他は5割を下回っている。
- 小学校以外に連携している社会資源は、「民生・児童委員」が最も多く、次いで「消防署」、「警察署」、「保育所」と「図書館」となっている。また、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている放課後児童クラブは15%弱と少なく、多くは構成員とはなっていない。

5. 研修や事例検討、要望・苦情への対応は多くの放課後児童クラブで実施しているが、運営等に関する評価は行っていない放課後児童クラブが過半数を占める。

- 研修は、「研修計画に基づき、行っている」が 53.6%、「研修計画はないが、随時テーマ別研修等を行っている」が 43.3%となっており、何らかの研修を実施しているクラブが大半を占める。また、事例検討は、定期または不定期で行っているクラブが 85%を超える。
- 要望・苦情への対応は、「要望・苦情対応のための体制・手順を整備している」が約8割となっている。
- 放課後児童クラブの運営等に関する評価の実施状況は、「評価を行っていない」が過半数を占める。評価を実施している場合には、「自治体所管課によるモニタリング」や「運営団体・放課後児童クラブにおける自己評価」、「利用者アンケート調査」が多く「外部機関による第三者評価」は少ない。

成果 「放課後児童クラブ運営指針」に基づく

育成支援の実践事例集

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究 補助教材

「放課後児童クラブ運営指針」に基づく 育成支援の実践事例

令和2年3月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

目次

はじめに.....	1
放課後児童クラブにおける育成支援の特徴.....	3
子どもが必要な期間、放課後児童クラブに通い続けるために.....	4
子ども一人ひとりを尊重した育成支援のために.....	6
集団全体の生活を豊かにする育成支援のために.....	8
子どもの安全・安心な生活及び遊びを保障するために.....	10
子どもが主体的に遊び・生活を展開するために.....	12
特に配慮が必要な子どもの支援のために.....	15
保護者の子育てを支援するために.....	18
事業内容の向上のために.....	21
学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ.....	24
～放課後子供教室との一体型実施～.....	24
～児童館を活用して実施するクラブ～.....	26
放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究 実施体制.....	28
成果物の公表方法.....	28

はじめに

補助教材の位置づけ

- 「放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究」では、全国 10 か所の放課後児童クラブの見学並びに訪問ヒアリング調査を実施し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号。以下、「基準」という。)や「放課後児童クラブ運営指針」(平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下、「運営指針」という。)に基づいて安定的に事業を運営し、育成支援を行っている事例を収集しました。
- 本補助教材は、10 クラブの事例の中から、基準や運営指針に則った標準的な育成支援がどのようなものであるか理解を深めるのに役立つと考えられる育成支援の例を紹介しています。
- 基準や運営指針が重視する育成支援の考え方を実現していくためには、日々の実践の一つひとつを意図をもって行うことが重要です。全国の放課後児童クラブの育成支援の質の向上のため、本教材が様々な場面で広く活用されることが期待されます。
- 本補助教材に取り上げた育成支援以外にも参考になる育成支援が実践されています。報告書本文に掲載した 10 クラブの事例についてもご覧ください。

活用方法

- 主に次の場面で活用することを想定しています。
 - ◇ 研修教材・資料(放課後児童支援員認定資格研修や資質向上研修、職場内研修等)
 - ◇ 放課後児童支援員等が業務の振り返りや育成支援の内容見直しを行う際の検討資料
 - ◇ 自治体所管課における、管内の放課後児童クラブの育成支援の質の向上のための施策の検討

用語の使い方

- 運営指針に合わせて、原則として次のとおりとしています。
 - ◇ 育成支援を行う職員は、基準に基づいて「放課後児童支援員」、「補助員」としています。ただし、両者を含む場合には、「放課後児童支援員等」としています。
 - ◇ 「児童」については、個別の名称や用語等以外では、原則「子ども」としています。
 - ◇ 放課後児童クラブに新たに登録して入ることは「入所」、やめることを「退所」としています。子どもが日々放課後児童クラブに来て帰ることについては、「来所」、「帰宅」としています。

事例の右上表記の見方

- 地域等の区分は次のとおりとしています。
 - ◇ 地域: 北海道・東北/関東・信越/東海・北陸・近畿/中国・四国・九州(地方厚生局割に準ず)
 - ◇ 人口規模: 5 万人未満/5 万人以上 10 万人未満/10 万人以上
 - ◇ 行政区分: 政令指定都市/特別区/中核市・施行時特例市/一般市/町村
 - ◇ 設置運営形態: 公立公営/公立民営/国立民営
 - ◇ 設置場所: 学校の余裕教室/学校敷地内の専用施設/児童館・児童センター/公的施設・公有地専用施設/保育所・幼稚園・認定こども園/その他※放課後子供教室と一体型実施は、場所の後に「(一体型)」と表記
 - ◇ 登録児童数規模: 19 人以下/20 人以上 45 人以下/46 人以上 70 人以下/71 人以上

放課後児童クラブにおける育成支援の特徴

子どもが必要な期間、放課後児童クラブに通い続けるために

放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により放課後に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要な子どもです。子どもが自ら進んで通い続けるために、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援に取り組んでいる事例を紹介します。

運営主体と放課後児童クラブの緊密な連携で育成支援を充実

北海道・東北/5万人未満/町村/公立民営/公的施設/公有地専用施設/20人以上45人以下
年度初めに運営主体が放課後児童クラブに示す「学童クラブ概要について」では、「利用児童の動き」と「放課後児童支援員等の動き」を一覧で提示するとともに、子どもが来所する前の業務内容、保護者の迎え時の対応、掃除、業務日誌等についても記している。

業務日誌は、放課後児童支援員等が記入した後、毎日放課後児童クラブの閉所後に運営主体の事務所に持参する。業務日誌を担当課が確認するまでが、放課後児童支援員等の1日の業務となっている。また、保護者から利用料の入金があった場合には、現金は放課後児童クラブには置かず、その日のうちに運営主体に届ける。

そのほかにも、保護者からの相談等でその場で解決できないことがあった場合には、必ず運営主体の担当者に報告し、組織内で相談して判断することを実践している。

- ◇ 子どもが来所する前の仕事内容
 - おやつ買い出し、おやつ準備
 - 前日から残った掃除等
 - 施設の点検(施設の不具合の有無や不足物品の確認)
※冬期間は玄関付近の除雪
 - 打合せ(当日の活動内容や役割について/長期的な活動内容について)
※月初めには利用料の計算(月末までの集計)と請求事務
- ◇ 保護者の迎え時の対応
 - 迎えの対応は、保護者と顔を合わせて、今日の様子を伝えたり、明日の予定等を確認するようにしてください。
- ◇ 掃除
 - 利用児童の帰宅状況に合わせて、掃除できるところから始める。
- ◇ 業務日誌
 - 利用児童の帰宅状況に合わせて、空いた時間に作成する。時間がない場合は簡素にでも構いません。

「学童クラブ概要について」の記載内容（一部抜粋）

新1年生入学前に、子どもに放課後児童クラブに行くことの意味を伝えること、自宅・学校・クラブの道歩いて確認することを保護者に依頼。放課後児童支援員等は新1年生が早く馴染めるよう援助

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上45人以下
新1年生入学前の3月中旬に入所説明会を開催している。このときに放課後児童クラブのしおりを渡し、クラブでの過ごし方や持参してほしいもの、職員体制、保護者への依頼事項を伝えるほか、必要な書類の提出依頼等をしている。

しおりには、「入所前に準備しておきたいこと」として、①放課後児童クラブに行くことの意味を子どもに話しておくこと、②自宅→学校→放課後児童クラブ→自宅の周辺を実際に歩いてみることを、の2点を記載して、保護者と子どもと一緒に準備をするよう促している。

また、新1年生が入所し、入学式から1週間程度は、近隣の公立小学校まで放課後児童支援員等が迎えに行っている。放課後児童クラブ内では、放課後児童支援員等はもちろん、「班」が一緒になった上級生が声を掛けたり、おもちゃの使い方を教えたりしていくことで、少しずつ放課後児童クラブでの生活に慣れていけるように支援している。

連絡帳のやりとりを通じた、本人による帰宅時間の申告と確認

関東・信越/10万人以上/特別区/公立民営/学校の余裕教室（一体型）/46人以上70人以下
毎日、連絡帳を通じて出欠確認等をしている。

基本的な利用スケジュールは、あらかじめ保護者から、曜日ごとの帰宅時間や帰宅方法を申告してもらっているが、通常の帰宅時間等と異なる場合には、保護者から電話で連絡するか、連絡帳に記載してもらうこととなっている。放課後児童クラブ側からは、連絡帳にお便りを挟んだり、連絡事項を記載するなど、日常的な保護者との連絡ツールとして活用することで、安心して利用してもらえるようにしている。

それだけでなく、連絡帳を子どもに提出してもらう際には、帰り時間ごとのボックスに自分で入れるようにしている。このときに子どもが申告した帰り時間や帰宅方法（お迎え、1人で帰宅）が保護者からの依頼と合っているかを確認し、対応している。

その後、放課後児童支援員等は、連絡帳を確認し、ホワイトボードに帰宅時間、帰宅方法別に子どもの名前が書かれたマグネットを貼り、在所と帰宅管理を行っている。



ホワイトボードによる
子どもの帰宅予定管理

小学校への迎えの際に小学校の先生と情報共有

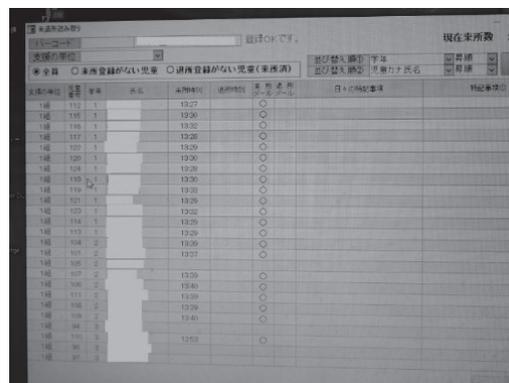
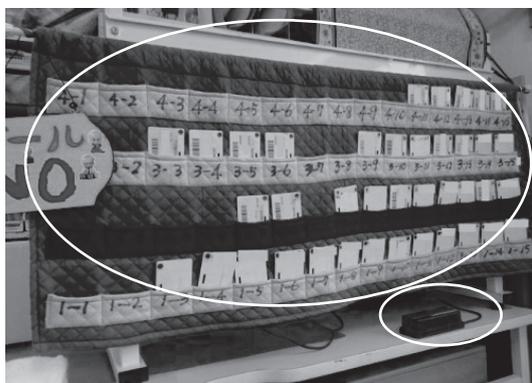
東海・北陸・近畿/10万人以上/中核市・施行時特例市/公立民営/その他/20人以上45人以下
毎日小学校まで子どもを迎えに行くため、小学校との情報交換を頻繁に行うことができる。迎えの際に放課後児童支援員が教室の近くまで行って先生と話したり、担任の先生が放課後児童クラブに子どもの様子を見に来るなど、日常的に情報共有を行っている。

小学校からは、学年便り、学校便りを子ども経由で受け取っており、その情報をもとに子どもの下校時間を把握している。急な天候の変化で下校時間が変わったり、遠足等で解散場所が学校ではない場合には、教頭先生が窓口となって放課後児童クラブに知らせてくれる。

システムによる来所・帰宅管理と保護者への連絡

中国・四国・九州/10万人以上/中核市・施行時特例市/民立民営/学校敷地内の専用施設/20人以上45人以下
バーコードにより来所・帰宅を登録するシステムを導入しており、子どもが自らバーコードを通して登録している。

このシステムで来所・帰宅登録されると、事前に登録していた保護者のEメールアドレス宛てに連絡が行き、保護者は子どもが放課後児童クラブにいるのか、帰路についたのかをすぐに把握できる。



左側：1人ずつのバーコード（大きな○）をバーコードリーダー（右下小さな○）に通す。

右側：バーコードを読み取ると、来所時間・帰宅時間が登録され、自動で登録された保護者の連絡先に案内が通知される。

子ども一人ひとりを尊重した育成支援のために

子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮して、子どもの意見を尊重するなど、子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるよう援助している事例などを紹介します。

育成日誌、保育記録による支援の記録と、毎日開催する会議での情報共有

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上45人以下

「育成日誌」と「保育記録」を日次で作成している。

「育成日誌」は、当日の参加人数や時間別の活動等の概要を記載するものである。「保育記録」はほぼ自由書式となっており、その日に来所した子どもの行動や活動で気になる点、事故や問題が起こったこと等について、「●時 ●●は自分のことが終わるとみんなの名札を並べてくれている」、「●●は、XXの遊びに入ったがうまくいかず、落ち込んでいた」等、一人ひとりを丁寧に見て、細やかな記録を残している。「保育記録」を振り返れば、3年生の子どもが1年生の時にどんな様子であったのかなどもわかり、成長を確認することもできる。公立公営の放課後児童クラブであり、放課後児童支援員も定期的に異動があるが、「育成日誌」を読むと、一人ひとりの子どもについて、以前からの様子や経過が把握できる内容となっている。

放課後児童支援員は、保護者との「連絡帳」の記入もあり、様々な記録等を作成する必要があるが、常勤の放課後児童支援員2人で、保育記録、連絡帳と育成日誌を分けて、毎週交代で担当している。

職員間での情報共有については、毎日、非常勤職員を含めて会議をしている。非常勤職員がそろそろ午後早い時間に児童館全体の会議を開催し、児童館、放課後児童クラブそれぞれの予定等を共有する。その後、放課後児童クラブの担当職員全員で、当日の予定等を確認するとともに、子どもの支援に当たって、理解しておくべき点等を確認している。また、当日の活動終了時にも簡単に振り返りを行っており、日々、支援に携わる職員が情報を共有している。

子どもの様子で気になることを放課後児童支援員等全員で共有し、育成支援のあり方を協議

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民営/その他/46人以上70人以下

非常勤職員が出勤する14時から子どもが来所するまでの時間を使って、職員会議を開催している。会議には、当日育成支援に従事する全ての放課後児童支援員等が参加する。

会議では、当日の流れや子どもの出欠の状況、保護者による迎えの時間等を確認した後、前日までの子どもの様子等を自由に報告し合う。子どものケガや体調に関する情報共有はもちろんのこと、いつもとは異なる子どもの様子に気が付いたり、子ども同士の関わりで気になったことがあったりした場合には、子どもの言動や放課後児童支援員等とのやりとり、それを見てほかの放課後児童支援員等がどのように感じたかなどを、細かく具体的に報告する。

報告の傍らで、別の放課後児童支援員等は、報告内容をノートに記録する。記録の担当や記載の方法等は特段定めていないが、聴き取った内容や周りの意見等を自由に書き留めながら、情報を整理する。「子どもはどのように感じているか」、「放課後児童支援員等にはどのような関わりが求められるか」等について互いに意見を交わし、当日の育成支援や子どもとの関わりについての共通認識を持ったうえで、子どもを迎える。

来所前に子どもの様子等に関する細やかな情報共有を行っておくことで、当日の子どもの様子の変化にも迅速に対応することができる。例えば、前日にいさか이가あった子ども同士の間で、当日にも言い争う雰囲気が見られた場合には、大きなけんかに発展する前に放課後児童支援員等がそばへ行き、話を聞くという体制が築かれている。

子どもが材料を使った遊びや制作活動ができる環境を実現

北海道・東北/5万人未満/町村/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上 45人以下
室内遊びの時間には、それぞれの子どもが自分の意思に従って遊具等を持ち出し、遊びを展開する。畳のスペースや板間のテーブルで本を読む子ども、将棋をする子ども、ブロックで遊ぶ子ども等様々であるが、中でも折り紙やお絵描き等の制作活動を楽しむ子どもが男女問わず多くみられる。日常的に折り紙やリボン、色画用紙等を使った制作に取り組める環境がつけられている。子どもが様々な材料を使った遊びや制作活動ができるような工夫をしている。

文具は、日常的に使われるものは運営主体があらかじめ準備しているが、放課後児童クラブからの要望に応じて追加で購入できるようにもしている。

子どもは、遊んでいる時に今ある玩具や材料で満足できない場合には、放課後児童支援員等に対して「割り箸鉄砲をつくりたい」、「紙コップが欲しい」、「〇〇の絵本が欲しい」等の要望を言う。放課後児童支援員等は、その要望を聞いて、実現できるものはそのやり方等の道筋を示すとともに、取り組むうえでの決まりごとを確認したうえで、活動へと移る。



室内遊びの様子

豊富なイベント等の実施による多様な活動の展開

中国・四国・九州/5万人未満/一般市/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上 45人以下
毎月1回のイベントのほか、地域のイベントへの参加、近隣の放課後児童クラブとの合同での遠足等、年数回の特別イベントを開催している。放課後児童クラブの生活の中で、クラブの中での活動だけでなく、外での活動等も含めて、様々な経験ができるように支援している。

毎月行うイベントの内容は多様であり、外から講師を呼ぶこともあるが、放課後児童支援員等の特技等を生かして開催するイベントも多い。年間数回行うおやつ作りのほか、今年は体操教室を開催したり、七夕飾り、かけ時計、クリスマスリースの制作等、楽しく、多様な経験をできるようにしている。また、毎月その月に生まれた子どもの誕生日会の開催も行っている。

特別イベントは、例年、参加する地域の夏祭りに行ったり、お楽しみ会を開催している。お楽しみ会は映画を観に行ったり、動物園に行くなど毎年行き先を変えている。そのほか、2019（令和元）年度は初めての試みとして近隣の放課後児童クラブと合同で、県内の大型児童館に遠足に行った。今まで遠足は公共交通機関を利用していたが、現在初めてバスを仕立てた企画を検討しているところである。

イベントの内容は放課後児童支援員等が企画するものが多いが、日頃の子どもの話の中で、興味を持ちそうなものを考えて子どもに提案したり、子どもから意見を聞いて決めている。

特別イベントで行く遠足先についても子どもの意見も取り入れて決定している。異年齢の子どもがいる放課後児童クラブであるからこそ、様々な意見が出てくる。高学年になるとそれまでの経験をもとに放課後児童支援員等が考えていなかったような案が出てくることもあり、活動内容の充実につながっている。

保護者が参加できるようなイベントがあるときは、夏祭りはもちろんその他のイベントでも参加者を募って希望する保護者には参加してもらっている。市の所管課にもイベント時等では声を掛けて、活動を見に来てもらうこともある。



上から近隣の放課後児童クラブとの交流遠足、みんなで昼食を作るランチデー、時計の仕組みを学びかけ時計を作成

集団全体の生活を豊かにする育成支援のために

子ども一人ひとりの思いに配慮し、子どもがお互いを尊重しながら協力し合える関係を築けるようにしたり、子どもが仲間関係をつくりながら自発的に遊びをつくり出すことができるようにするなど、集団全体の生活を豊かにするために工夫されている事例を紹介します。

子どもの健康や成長を考慮したおやつをみんなで楽しく食べられるよう工夫

北海道・東北/5万人未満/町村/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上 45人以下

おやつは、子どもの健康や成長を考慮した献立としている。また、地域の特産品等の手作りおやつを取り入れること等により、おいしく楽しく食べられるように工夫している。おやつの内容によっては、おかわりも自由にできるよう、購入する量を調整している。

おやつは、全員で一緒に食べる。来所時間や学習の時間、帰宅時間等が異なる放課後児童クラブの生活の中で、おやつ時間は全ての学年がそろって、団らんの時間となっている。おやつ時間になると、放課後児童支援員等が促すでもなく数人の子どもが自主的にテーブルを拭く。全員が手を洗い、各自おやつを受け取ったら、テーブルの前に座る。

その日のおやつ当番は、「ルーレットによる当番決め」のアイデアを取り入れている。おやつ当番になった子どもは、全員がテーブルの前に座ったところを確認して、「いただきます」の挨拶を先導する。

「ごちそうさま」の後は、自分で使ったコップ、皿を自分で片づける。このことは、前述の「学童のやくそく」の一つとして、室内に掲示している。



おやつ

地域の資源を活用し、子どもに様々な行事や体験を提供

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民立民営/その他/46人以上 70人以下

長期休暇期間中の遠足、キャンプ、餅つき大会等、保護者も参加できる様々な行事・イベントを用意している。子どもが通う小学校のPTA主催の祭りへの出店等、小学校や地域との関わりを企図した活動も多い。

また、外遊びを大切にしており、時間が十分に確保できる時には、近隣の公園に遊びに行っている。

多くの子どもが楽しみにしている行事の一つに、月1回の「100円おやつ」がある。これは、子どもが1人110円持参して近隣のお店におやつを買いに行くというイベントである。大人気の企画であるため、習い事等で毎月参加できないといった状況が生じないよう、曜日をずらして開催している。

「100円おやつ」で利用する店には、あらかじめ「●月●日に放課後児童クラブの子どもがおやつを買いに来る」旨を説明している。特に低学年の子ども等は、選ぶのに時間がかかったり、110円に収められるような商品選びができなかったり、レジで迷ったりするケースも多いが、事前に説明し、理解を得ておくことで、温かい目で見守ってもらえている。

1人110円というルールのもとで始まったイベントであるが、回を追うごとに子どもがお金の使い道を自ら考え工夫するようになり、今では「複数人で少し高価なおやつを買う」、「材料を買ってみんなで調理する」等、様々なやり方で「100円おやつ」を楽しんでいる。これこそ遊びが学びにつながる体験であり、「生きた学習」であると実感しているところである。

2 階のプレイルームでは、子ども自身が遊びを考え仲間をつくってダイナミックな活動を展開

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民立民営/その他/46人以上 70人以下

2階はプレイルームとなっている。65平米と広く、柔らかいボールを使用したボール遊びも可としている。

2階遊びの内容を決めるのは子ども自身であり、複数人の集団が交代で使用するルールとしている。2階遊びの時間になると、担当の放課後児童支援員等が子どもに声を掛け、どのような遊びをしたいか意見を募る。放課後児童支援員等のもとに「ドッジボールをしたい」、「サッカーをしたい」等の意見が一定程度集まると、それらの意見を出した子どもがリーダーとなって周囲の子どもに声を掛け、いくつかのチームを作る。複数のチームが出来上がったら、リーダーがじゃんけんをして遊ぶ順番を決める。提案された遊びが多い場合は、それぞれの遊びの時間が15分程度になる場合もあるが、公平性を考慮してのことなので、子どもから不満は出ていない。

プレイルームの使用方法については、「1面を広く使う」、「2区画に区切って2つの遊びを並行して行う」等試行錯誤であった。しかし、十分に走り回ったり、身体を動かしたりしたいという子どもの意見により、「1つの区画を広く使う」という使用方法に至っている。1階の室内にはテーブルが常時置かれており、1日の利用人数も多いことから、スペースを広く使った遊びを行うことが難しいが、2階のプレイルームは、1つの遊びに参加する子どもが3~5人程度の場合もあり、雨の日でも子どもが自由に思い切り身体を動かして遊ぶことのできる空間となっている。



プレイルームでの遊び

班活動を通じ、異年齢や多くの友達との交流と上級生の成長を促す

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上 45人以下

「村」と呼ばれる6つの班分けをしている。班で行う活動は、主におやつ準備、「いただきます」挨拶、片付け・掃除等であるが、遠足（館外活動）の際にも班活動を行うことがある。

班活動を取り入れている意図は、違う学年の子どもと交流する機会を設ける、友達関係を広げる、上級生には下級生に教える経験を積んでもらうこと等がある。

班替えは年2回で、放課後児童支援員が班のメンバー分けを決めている。班分けを決める際には、仲良くなれそうな子どもを一緒にする、あまり仲良すぎると子ども同士は一緒にせずみんなと仲良くできるようにする、子どもの帰宅時間が偏らないようにするなど、様々なことを考慮して決めている。また、年度当初の班分けでは、新1年生が通っていた保育所出身の上級生がいれば同じ班にするなど、なるべく早期に、新1年生が放課後児童クラブの生活に馴染めるように配慮している。

近隣の放課後児童クラブと合同でのスポーツ大会の開催

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/46人以上 70人以下

自治体管内にある放課後児童クラブをいくつかのグループに分けて、近隣にある放課後児童クラブ対抗での連合スポーツ大会を毎年開催している。

かけっこやボール送り、玉入れ、対抗リレー、応援合戦等の競技がある。また、子どもの競技だけでなく保護者の競技もあり、希望する保護者も参加することができる。



連合スポーツ大会の様子

子どもの安全・安心な生活及び遊びを保障するために

子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境を整備したり、緊急時に適切な対応ができるようにするために工夫されている事例を紹介します。

子どもの生活が円滑に流れていくよう、放課後児童支援員の配置を打合せ時に確認

東海・北陸・近畿/10万人以上/中核市・施行時特例市/公立民営/その他/20人以上 45人以下
 子どもの来所前に、放課後児童支援員による打合せを行う。打合せでは、子どもの出欠席の状況や1日の流れ、前日の子どもの様子等で気になったこと等を確認するとともに、放課後児童支援員の役割分担についても認識合わせを行う。

役割分担は、「日案」と呼ぶ様式をもとに確認する。「日案」の上部には当日育成支援を行う放課後児童支援員、おやつメニュー、来所予定の子どもの人数の記入欄があり、下部には表形式で「時間と内容（1日の流れ）」、「動き・配慮・援助」が記入されている。その表内に、「担当」を記入する欄がある。生活時間ごとの役割分担と、役割別の配慮事項が示されていることにより、放課後児童支援員は子どもが動く一段階前の時点で配置につき、準備・環境整備を行うことができる。例えば、来所した子どもがランドセルを片付けている間に、学習担当の放課後児童支援員は学習スペースで子どもが来るのを待っている。おやつ担当や外遊び担当も同様である。こうした状況が継続的に繰り返されていくことで、子どもは放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるようになり、生活時間の区切りもスムーズになる。

年 月 日 天気()		指導員:	
おやつ:		児童数: 人	
時間	内容	担当	動き・配慮・援助
12:00	開所(施設点検) ・事務仕事 ・保育準備		お茶沸かし・台所片づけ ◇ 日誌・児童出欠入力・前日分 ◇ 日案・業務日誌・今日の分
1:30	・掃除 ・打合せ (日案・役割分担など)	指導員全員	保育室・トイレ・玄関・2階掃除 ◇ 前日保育の伝達 ◇ 今日の保育について
2:20	◇ 1回目のお迎え _____年生	_____・_____	引率担当は出発 ◇ 来ない児童については確認後 2列に並んで引率。途中安全 確認、列の乱れに注意するなど
3:10	◇ 2回目のお迎え _____年生 連絡帳確認 宿題チェック 	_____・_____

日案の様式

子どもの出欠席を放課後児童クラブと小学校の双方が事前に把握するシステムを整備

北海道・東北/5万人未満/町村/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上45人以下
子どもが放課後児童クラブを欠席する場合には、保護者が事前に放課後児童クラブと小学校の双方に連絡する決まりとしている。また、小学校を早退・欠席する場合にも、必ず保護者から放課後児童クラブに連絡する決まりとなっている。

これらのことについて、保護者には入所説明会や保護者会等の場を通じて「放課後児童クラブをお休みの場合は、必ず小学校と放課後児童クラブに連絡してください」、「小学校に連絡しないで放課後児童クラブを休むと、小学校側では、放課後児童クラブを利用すると判断して放課後児童クラブへの下校を促しますので、くれぐれも間違いなく連絡をお願いします」と通知し、対応の徹底を図っている。

子どもの年齢に応じた欠席管理と帰宅時の安全確保

中国・四国・九州/10万人以上/中核市・施行時特例市/国立民営/学校敷地内の専用施設/20人以上45人以下
放課後児童クラブへの欠席連絡は、1年生から3年生までは、保護者が連絡を行うこととしている。4年生以上は、本人の意思や自主性を尊重し、学校が終了した時に、校内の放課後児童クラブの施設に立ち寄って、本人の申告によって帰ってよいこととしている。

帰宅する際には、原則保護者が迎えに来るか、地域別に分けて集団帰宅としている。事前に通常の帰宅方法について保護者から申告してもらっているが、都合により変更になる日もある。そのような場合には、保護者から直接連絡を受けて、集団帰宅とするなどして対応している。

ただし、集団帰宅としていても、日々の出欠状況や早退等により同じ方向に帰る子どもがいないこともある。そのような場合には、放課後児童支援員等が保護者等に連絡して、迎えに来てもらったり、家の近くまで放課後児童支援員等が送って行くなどして、なるべく一人で帰ることがないように配慮し、安全確保を心がけている。

地域防災計画における学校施設の計画に放課後児童クラブを編入

関東・信越/10万人以上/一般市/公立公営/学校敷地内の専用施設（一体型）/46人以上70人以下
自治体の地域防災計画の学校施設（災害対策教育部学校班）の「応急対策」及び「帰宅困難対策」の中に放課後児童クラブが編入されている。

「応急対策」では、放課後児童支援員等は、子どもの安全を図るため、防災対策マニュアル等に基づいて行動する、と定めている。

「帰宅困難者対策」では、学校、放課後児童クラブ、保育所等は、児童・生徒を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する、と定めている。

子どもが主体的に遊び・生活を展開するために

子どもが見通しをもって主体的に過ごせるよう援助することが求められます。そのために、行われている工夫を紹介いたします。

低学年の子どもも集団生活のルールやマナーを無理なく守れるよう、遊び・片付けのルールをシンプルに

関東・信越/10万人以上/中核市・施行時特例市/公立民営/その他/71人以上
来所した子どもから順に宿題等の学習を済ませ、室内での自由時間へと移る。自由時間には折り紙、ブロック、ミサンガ作りや編み物、読書、カードゲーム、お絵かき等、それぞれの子どもが自らの興味や気分に応じて様々な遊びを展開する。「●●（放課後児童クラブの名称）カップ」として、けん玉やおセロ・囲碁・将棋等のボードゲームに放課後児童クラブ全体で取り組んでおり、ルールを覚えただけの1年生も積極的にゲームに参加している。

室内のおもちゃには「黒」又は「オレンジ」のテープを貼っている。黒いテープは全学年が使用できるおもちゃであり、オレンジのテープは2年生以上が使用できるおもちゃである。細かな部品があるなど片付けが難しいおもちゃには「オレンジ」のシールを貼る。また、同じおもちゃが複数ある場合等には、同じ学年の子どもが同じおもちゃを占拠しないようにという配慮のもとで「黒」と「オレンジ」のテープを1つつ貼るという対応も行っている。

学年によらず一人ひとりの自立を支援することを基本方針とし、特に必要なときに限定して上級生がフォロー

中国・四国・九州/10万人以上/中核市・施行時特例市/私立民営/学校敷地内の専用施設/20人以上45人以下
1年生に対しても、一人の子どもとして尊重して接することを心がけている。保育所や幼稚園では、細かいことまで指導したり、手伝えることもあるだろうが、1年生には最初に「あなたたちは小学生なので、自分でできることは自分でしましょう」ということを意識的に伝えている。

反対に、上級生に対しても、下級生やきょうだいのフォローをするような役割を果たしてほしいという指導はしていない。このようにしてしまうと、上級生自身がやりたいことができなったり、放課後児童クラブに来ることが楽しくなくなってしまうこともある。

とはいえ、入学したての1年生は初めて通う場所であり、トイレの場所や遊具の遊び方がわからなかったり、仲間とうまく入れなかったりする場合もある。このため、新入生が近年増えていることもあり、4月中は、新入生一人ひとりに上級生をエルダーとしてつけて、気軽に聞けるようにした。また上級生も、担当の新入生が一人で遊んでいたら、積極的に声を掛けたり、放課後児童クラブのルールを教えたりしている。

エルダー制としたことで、1年生も安心して過ごすことができるが、むしろ上級生の自立につながっているように思われる。それまで、きちんとルールを守れていなかったとしても、新入生に教えるからには、なぜそういうルールがあるのかを考えるきっかけとなり、自らもルールを守るようになった。

なお、エルダーを決める時にも、支援の基本方針にのっとり、子ども一人ひとりの主体性を重んじて、2年生以上の上級生が自ら誰の担当になりたいか、手を挙げて決めた。地域性もあるが、友人のきょうだいであったり、保育所や幼稚園で一緒だった場合もあるなど、新入生と知り合いであるケースが多い。このため、それぞれが、誰の担当をしたいかを言って、新入生全員のエルダーをスムーズに決めることができている。

また、新入生の入学直後以外では、夏休みは長期間にわたって、終日放課後児童クラブで過ごす機会が増える。この時は、5年生や6年生が中心となって、班割を決めて、班ごとに座席を決めたり、スポーツ大会のキャプテンを務める役割を担っている。

児童館内のクラブである特性を生かし、児童館の施設も活用。子ども自身が遊びを主体的に選択して多様な遊びを展開

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/46人以上70人以下

児童館内にあるという特性を生かして、放課後児童クラブ専用スペースだけでなく、児童館としての施設・部屋での遊びを通して、乳幼児から6年生までや、ときには中・高校生までの異年齢で一緒になって遊ぶことができる。

児童館には、児童遊戯室、プレイルーム、図工室のほか、乳幼児コーナーがある。児童遊戯室では、漫画や絵本、ボードゲーム等のほか、積み木、マット等で遊ぶことができる。プレイルームでは、ドッジボールや卓球、フラフープ、バドミントン、一輪車、縄跳び等、動的な遊びができる。図工室には、様々な材料や電気のこぎり等の機材が豊富に用意されている。簡単に作れるようなキットを使って作ることもできるが、児童館職員に教えてもらいながら、自由な発想で工作を楽しむことができる。

子ども自身が好きな遊びを見つけ、自由に遊べる環境を作っており、子どもは、自分の意思で何をして遊ぶのか決めることができる。このため、活動時間の多くは自由遊びに当てられており、宿題等を行った後は、思い思いの場所で過ごしている。

児童館内にあるため、外遊びができない日でも、児童館の施設や部屋を活用して遊ぶことができる。また、子どもの育成支援についても、放課後児童支援員等だけでなく、児童館職員も実質的に子どもの支援に携わることになる。放課後児童クラブの体制としては、常時5人体制であるが、実質的には、児童館担当職員を含めて10人くらいが支援に携わることができている。このため、子ども一人ひとりを尊重した育成支援や安心・安全な環境への配慮についても丁寧に目を配りながら行うことができている。



放課後児童クラブ区画内での遊びの様子



プレイルーム



図工室



図工室に用意された制作用キット



図工室で子どもが作った作品

放課後子供教室と一体的な運営とし、子どもが自らの意思で自由に遊びを展開できる環境を整備

関東・信越/10万人以上/特別区/公立民営/学校の余裕教室（一体型）/46人以上70人以下

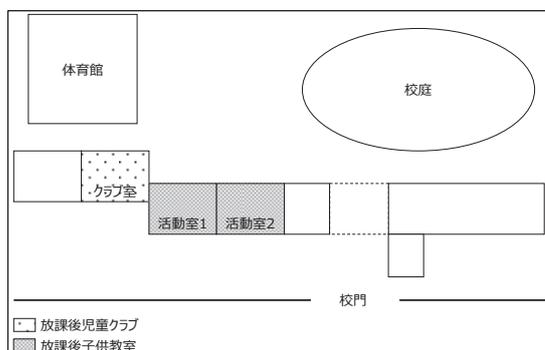
小学校の余裕教室に設置されており、隣接する2つの教室には、放課後子供教室が開設されている。放課後子供教室は別途利用登録が必要であるが、放課後児童クラブのある小学校に通うほぼ全ての子どもが利用登録をしており、放課後児童クラブの子どもも全員が登録している。

このため、子どもは放課後児童クラブに来所すると、最初にランドセル等の荷物を置いて、連絡帳を放課後児童支援員等に渡し、その日の帰宅時間と帰宅方法（お迎え、1人で帰宅）を確認する。次いで、隣の放課後子供教室の部屋に行き、放課後子供教室の利用受付をする。これにより、放課後子供教室の部屋を自由に使えるようになる。

その後は、子どもの主体的な判断に任せ、最初に宿題をする子どももいれば、放課後児童クラブ室や放課後子供教室の活動室で遊んだり、本を読んだり、自分なりの過ごし方で放課後の時間を有意義に過ごしている。放課後児童クラブと放課後子供教室が一体型で運営されていることで、活動場所が増えるだけでなく、一緒に遊ぶ子どもの多様性も広がっている。

本人の主体性を重んじており、放課後児童クラブ室と放課後子供教室活動室間の出入りは自由にしている。また、放課後子供教室の子どもについても、放課後児童クラブの子どもが友達を招待した場合には、放課後児童クラブ室に入れるようにしている。

また、学校の許可が得られている日は、高学年の授業終了後、夕方に、校庭や体育館（雨天時等）で遊ぶことができる時間帯がある。この時も、放課後児童クラブ室、放課後子供教室活動室を含めて、外遊び、中遊びを子ども自らが主体的に選択して過ごすことができる。校庭は大まかに遊びの種類別に分けて使われており、参加する子どもの人数に応じて、放課後子供教室の職員や放課後児童支援員等が見守りをしている。特に、配置人数は決めておらず、臨機応変に対応している。



放課後児童クラブと放課後子供教室の位置関係



放課後児童クラブ室



放課後子供教室活動室 1



放課後子供教室活動室 2



校庭

特に配慮が必要な子どもの支援のために

特別な支援を必要とする子どもへの対応では、子どもと保護者だけでなく関係機関とも適切に連携して支援していくことが求められています。そのために日頃から行われている育成支援や関係機関等との関係構築などの事例を紹介します。

自治体福祉部局等による助言を受けながら、障害のある子どもの育成支援を実施

中国・四国・九州/5万人未満/一般市/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上 45人以下
現在障害のある子どもを2人受け入れて、育成支援を行っている。

障害のある子ども等、特に配慮が必要な子どもの受入れに当たっては、入所する前に自治体の福祉部局の専門職や放課後児童クラブ所管課、子ども相談支援センターにて、子どもの特徴等をアセスメントし、利用日数や利用方法等を決定する。

放課後児童クラブでは、自治体の福祉部局等から支援方法等で助言を受けて、日々の活動を行っている。また、時には自治体の福祉部局の専門職等が放課後児童クラブの様子を見に来て助言をしてくれることもある。また、特に配慮が必要な子どもの受入れに当たっては、入所前から保育所や幼稚園と連携してスムーズに受け入れられるように準備することもある。

また、通常の日誌以外に、一人ひとりの支援記録を作成している。支援記録には、その日の子どもの様子や支援内容、保護者との連携、小学校との連携等について記載している。

障害のある子どもの受入れ体制を強化するため、今年度より看護師1人を補助員として支援体制に加えている。障害のある子どもが体調を崩した際には、クラブ内に設置された静養スペース等も活用しながら対応することができている。



扉の奥が放課後児童クラブ内に
設けられた静養スペース

特に配慮が必要な子どもの支援については、個別の支援プランに沿った支援を実施、必要なときには専門家による巡回相談が受けられる環境を整備

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上 45人以下
障害や疾病等により特に配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、「サポートプラン」と呼ばれる個別の支援プランを作成し、その計画に沿って支援をしていくこととなっている。「サポートプラン」は、自治体の中の子どもの発達相談等を専門的に受ける部署の専門職の助言を受けて、放課後児童支援員が作成している。作成は前期・後期の2段階で作成し、後期に来年度に向けた案件を記載する。

学校への迎えや職員の加配が必要かどうかなどを、自治体内で行われる審査会で審査して決定する。

放課後児童クラブに入所したのちは、個別に支援の記録を作成する。

さらに上記の部署には、子どもの発達相談等を専門的に受けるため、臨床心理士等が在籍しており、特に配慮が必要な子どもがいる放課後児童クラブには年2回巡回して、助言をもらえる仕組みがある。

保護者の子育てを支援するために

放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝えて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子育て等について相談しやすい関係づくりに努めることが求められます。このために参考となる事例を紹介します。

日々の連絡帳や個人面談、保護者会、親子行事等を通じた、保護者との連携

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民立民営/その他/46人以上 70人以下

毎日、連絡帳にその日の子どもの様子等を記録し、子どもを通じて保護者に知らせている。子どもが来所すると最初に連絡帳を提出することとなっているが、連絡帳に、保護者からのコメントが書かれていたり、家での様子を伝えてくれるようなこともある。

また、連絡帳のやり取りで重要なこととしては、来所時に子どもと直接話しながら、連絡帳を受け取る時の対応である。すぐに内容を見て、当日の支援に役立てることが重要である。例えば、「かぜを引いているので、外で遊ばせないでください」や「予定があるので、本日は●時に帰宅させてください」等と書いてあるので、連絡帳を集めて内容をきちんと確認することは保護者との信頼関係の構築にも不可欠である。

日々連絡帳でやりとりすることを通じて、保護者も少しずつ信頼してくれるようになる。日頃のやり取りがあるからこそ、時にははげんかしてしまったこと等を書いてもらえようになる。

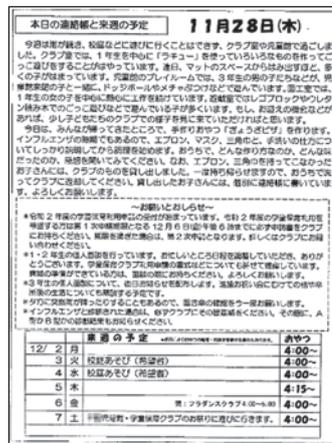
その日に来所している子どもの連絡帳を記入する作業は大変であるため、放課後児童支援員のうち1人が連絡帳担当となって、連絡帳の記入の多くを担当する。ただし、連絡帳の担当をしていると、外の活動の様子等はわからないため、他の放課後児童支援員等の協力を得ながら、コメントを記載していく。また、毎週木曜日は、全員共通の連絡事項をノートに貼付して渡すこととしている。必要な連絡を漏れなくできるとともに、その日は連絡帳記入の業務を減らして、子どもの支援により深く関わることができる。

日々の連絡帳でのやり取りのほかにも、年3回の保護者会の開催、年数回の個人面談、親子で参加できる行事の開催等、保護者と連携しながら、子どもの育成を支援している。また、いつでも見学してもらって構わないということも保護者に伝えている。



来所時の連絡帳の受渡し風景

保護者会は、年間の保育計画の説明や、夏休みの過ごし方等を伝える機会となっているが、個人面談は例えば3年生であれば、高学年になって自立した生活を送れるようになるためにどうすることに気をつけるべきかなどのアドバイスを行うこともある。



毎週木曜日の共通連絡事項をまとめた貼り連絡帳の例

保護者の迎えの時間が「放課後児童クラブでの子どもの様子を知る時間」になるよう、室内に上がって子どもへの声掛けを依頼

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民立民営/その他/46人以上70人以下
子どもの帰宅は保護者の迎えを原則としている。学年別カラーのネームカードをあらかじめ1家庭1つ(追加2つまで)渡しており、迎えの際にはネームカードを首に下げて入室してもらうこととしている。

迎えに来た保護者は、室内に上がって自分の子どもに声を掛け、一緒に帰宅の準備を行う。子どもが2階のプレイルームで遊んでいれば、2階まで様子を見に行ってもらい、その後は室内の一番奥にあるロッカーまで行って、子どもと一緒に持ち帰る荷物をまとめる。

迎えの際に放課後児童クラブの室内に入り、子どもの様子を直接確認してもらうことで、保護者が放課後児童クラブでのわが子の様子を知ることができる。同時に、放課後児童クラブに通う他の子どもに対する理解を深めることもできる。

中には室内に入るのをためらう保護者もいる。そのため、保護者宛てのお便りを入れる「お手紙ウォールポケット」を、あえて室内の奥に設置するという工夫も行っている。配布されたお便りを受け取るために室内に入るタイミングを利用して放課後児童クラブの様子を見てもらおうというねらいである。



保護者向けのお便りを入れるポケットは、室内の奥に設置されている。

保護者会や面談を通じた保護者との連携のほか、小学校内にあるメリットを生かして保護者が来校時に立ち寄ることも

関東・信越/10万人以上/特別区/公立民営/学校の余裕教室(一体型)/46人以上70人以下
日々連絡帳のやり取りを保護者としているが、子どもが1人で帰宅する場合も多く、放課後児童支援員等が顔を合わせる機会が少ない保護者も中にはいる。

全ての保護者と接する機会を持つため、保護者会は年2回程度開催して、放課後児童クラブからの連絡事項や、日頃の子どもの様子を伝えている。最近開催した保護者会では、事前に希望するテーマを聞いて、少人数に分けた懇談会を行った。テーマは宿題、1人帰り、留守番等を設定し、保護者同士で話し合ったりアドバイスをし合える機会としたところ、日頃子育ての悩みや相談の機会が少ない保護者から好評であった。

個人面談は年2回行っているが、6月頃に行う面談は1年生を原則必須とし、2年生、3年生は希望者、反対に11~12月頃に行う面談は2年生・3年生を原則必須とし、1年生は希望者としている。これは、最低でも年1回はきちんと話し合いの場を持ちたいと考えてのことである。6月頃は1年生が入学して落ち着いた頃に一度話し合える機会があったほうがよいこと、11~12月頃は2年生や3年生の保護者に対しても、翌年以降の子どもへの自立に向けて考えてもらうきっかけとしたいという意味合いもある。個人面談は、保護者が時間を確保しやすいよう、平日の午前中と夕方や18時以降、土曜日等多様な時間帯から選べるようにしている。

定期的に設けている機会以外で、個別に伝えたいことや話し合いを持ちたい場合には、放課後児童クラブから連絡をして、保護者と電話で話し合ったり、時間を取ってもらうこともある。

また、保護者会など学校行事等で保護者が来校したタイミングで、放課後児童クラブに立ち寄ってくれることもある。学校公開の時には、放課後児童支援員等も小学校内を回っており、その時に放課後児童支援員等から子どもの様子を伝えたり、保護者から声を掛けてくれることもある。わざわざ保護者に時間をとってもらわなくとも、日頃の様子やちょっとした子どもの成長、できるようになったことを伝えると保護者も喜んでくれ、信頼関係の構築につながっており、小学校内にあるメリットといえる。

放課後児童クラブとして、保護者が参加する行事やイベント等は行っていないが、放課後子供教室として、学校の家庭科室を借りて親子クッキング教室を開催することがある。親子クッキング教室に参加してくれる保護者もいて、保護者間のつながり構築にも役立っている。

新入生と保護者が安心して放課後児童クラブに通えるようにするための入学前後の継続的な支援

中国・四国・九州/10万人以上/中核市・施行時特例市/国立民営/学校敷地内の専用施設/20人以上45人以下

新入生が円滑に放課後児童クラブでの生活ができるよう、小学校入学前2月の入所説明会、3月のオリエンテーション、入学式終了後の親子出席での茶話会、夏休み説明会の開催等、入学前後の半年間程度を特に丁寧に支援している。

最初の案内は、入学前の2月に開催される小学校の入学説明会の最後に、放課後児童クラブの入所説明時間を取っている。

3月の最終日曜日には、保護者同伴で子どもとともに放課後児童クラブの入所希望者を対象としたオリエンテーションを実施する。この時に入所に必要な書類を保護者より受領して、入所が確定する。オリエンテーションの内容は、右表のとおりであり、小学校入学式前の4月1日から入学式までの期間の対応についても説明し、子どもと保護者が安心して入所・来所できるようにしている。

4月1日が新入生の初の来所日であり、歓迎会を開催する。この日に、新入生のフォローをする上級生（エルダー）の紹介をしたり、放課後児童クラブのルールや遊具の扱い方等を説明している。小学校は同じような遊具であっても、保育所や幼稚園とは大きさも異なるなど、保育所等と同じ使い方をしてしまうと危険が大きい。小学校に入学する前に放課後児童クラブに先に入所するため、放課後児童クラブにて最初に丁寧に説明しておくことは安全管理のために非常に重要である。放課後児童支援員等にとっても、4月1日から小学校の入学式までの期間が1年間で最も緊張感を持って、子どもの安全等を確認している期間になる。

小学校の入学式当日は、式終了後、保護者と子どもがそろって参加する茶話会を開催している。最近は小学校の入学式には、父母両方が出席することが多いため、普段は顔を合わせる機会が少ない父親にも参加してもらえる貴重な機会となっている。茶話会では、1年生の給食が始まるまでの昼食についてなど具体的な話もして、安心して通ってもらえるようにしている。

そして、6月末頃にPTA会合開催日に合わせて夏休み説明会を開催している。1年生にとって初めての夏休みを迎えるに当たって、放課後児童クラブでどのように過ごすかなどを保護者に説明する機会となっている。小学校のPTA会合のある1時間くらい前に設定しており、毎回ほぼ全登録児童の保護者が出席している。

日々の活動の中では、4月当初は上級生がエルダーとなって支援するほか、放課後児童クラブ内の机に1年生の名前を書いて、指定席を作っている。2年生以上は自由に空いている席に座ることにしているが、最初はどこに座ってよいかわからず不安を覚えることも多い。このため、1年生だけは指定席として、居場所を意識的に確保している。また、靴箱にも、1年生は名前を書いて、どこにしまうのかわかりやすくしている。

2月中旬	入所説明会 ◇ 学校入学説明会時に放課後児童クラブ入所説明時間を確保
3月最終日曜日	オリエンテーション（児童、保護者同伴） ◇ 必要書類の提出を受け、入所確定。主な内容は次のとおり ✓ クラブ長挨拶 ✓ 放課後児童支援員等自己紹介 ✓ 児童、保護者自己紹介 ✓ 児童クラブの概要、保護者会について ✓ 4月1日から学校給食開始までの予定やクラブの通信、保育料等について ✓ 確認事項（お迎え、アレルギー等） ✓ 質問受付
4月1日	新入生初登所 ◇ 歓迎会、自己紹介、新入生担当エルダー紹介 ◇ 放課後児童支援員2人で放課後児童クラブのルールや遊具の正しい使い方を指導 ◇ 5月の連休までは保護者のお迎えを原則必須。お迎え時に子どもの様子を伝達
小学校入学式当日	茶話会（親子参加） ◇ お茶と手作りお菓子を提供。主な内容は次のとおり ✓ 運営委員会会長挨拶 ✓ 放課後児童支援員等自己紹介 ✓ 4月1日から入学式までの様子 ✓ 学校給食開始までの昼食の説明と希望聴取（弁当持参 or クラブで準備） ✓ 個人面談
6月下旬	夏休み説明会 ◇ 初めての夏休みを迎えるに当たっての説明 ◇ PTA会合の日程と合わせて開催

2019年度新入生の受入れに当たっての一連の流れ

1年生のみ席や靴箱を指定丸囲みで示しているところに、1年生の名前を書いている



事業内容の向上のために

放課後児童支援員等は、会議や育成記録の作成等を通じた情報交換・共有を図り、事例検討を行うなど、相互に協力して事業内容を向上させるよう努めることとされています。また、自己評価を行うことも事業内容の向上に寄与するものです。

子どもと保護者を対象とした利用者アンケート調査の実施

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/46人以上70人以下
 子どもと保護者の両方を対象とした利用者アンケート調査を実施している。
 調査結果や自由意見を踏まえて、その後の保育や活動内容の向上のために活用されている。

児童対象	① クラブはたのしいですか？ ② クラブにくると、ほっとした気持ちになりますか？ ③ クラブになかよしのおともだちはいますか？ ④ クラブで、好きなあそびはありますか？ ⑤ おやつのかんは、好きですか？ ⑥ クラブのがくしゅうかんで、べんきょうができていますか？ ⑦ クラブであそびやぎょうじのことを決めたり、クラブのやくそくなどについて、せんせいやともだちとはなしあうことがありますか？ ⑧ クラブのぎょうじはたのしいですか？ ⑨ こまったときや、はなしたいことがあるとき、クラブのせんせいは、あなたのはなしをきいてくれますか？ ⑩ クラブのせんせいは、ねつがでたときやけがをしたときに、きちんとみてくれますか？
保護者対象	① 放課後児童クラブ(以下クラブという)では、仲間作りを大切にしている保育をしていると思いますか。 ② クラブでは、一人ひとりのお子さんが、楽しく過ごせるように、興味や関心に合わせた活動・遊びを取り入れていると思いますか。 ③ クラブの育成室は、子どもが安全に過ごしやすいよう整理整頓されていると思いますか。 ④ クラブの日々の連絡帳や保護者会・面談・クラブ便りなどで、クラブやお子さんの様子が伝わっていますか。 ⑤ クラブの職員(以下、職員という)に心配な事、気になる事などを相談できますか。 ⑥ お子さんがクラブで困った事があった時に職員は迅速・丁寧な対応や説明をしていると思いますか。 ⑦ 要望や不満は放課後児童クラブに対して言いやすいですか。 ⑧ クラブの保護者参加行事は、お子さんと一緒に楽しめましたか。 ⑨ クラブの保護者参加行事は、内容・方法・回数などは適切だと思いますか。 ⑩ クラブの日々の生活や行事・その活動を通して、お子さんの成長を感じることができましたか。 ⑪ クラブの活動をきっかけにして、保護者同士の関わりが広がりましたか。 ⑫ クラブの活動で、子ども達を見守ってくださる地域の方々(学校・PTA・町会等)の関わりが広がりましたか。 ⑬ クラブの健康管理(食物アレルギー・放射能・インフルエンザ・感染症等)への対応等は丁寧にされていると思いますか。 ⑭ クラブでの防犯・防災に対する対応や説明は適切だと思いますか。 ⑮ 職員は、お知らせ・クラブ便りの配布等で、保護者やお子さんのプライバシーを適切に守っていると思いますか。 ⑯ 現在利用している『放課後児童クラブ』を総合的に見て、どのように感じていらっしゃいますか。

利用者アンケート調査の項目

利用者アンケートの実施と結果の考察から育成支援と事業全般を改善

北海道・東北/5万人未満/町村/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上 45人以下
運営主体による利用者アンケートを実施している。

アンケートは、「保護者向け」と「子ども向け」がある。保護者向けは、「お子さんの放課後児童クラブの生活について」、「放課後児童支援員等の対応について」、「個人情報保護・情報公開について」、「安全・衛生対策・緊急時の対応について」、「日頃お感じになっているご意見・ご感想－自由記述」と、育成支援・事業内容の全般にわたっている。子ども向けは、「放課後児童クラブは楽しいですか?」、「おやつはおいしいですか?」、「先生は、あなたの話を聞いてくれますか?」と、簡潔に必要な内容に絞って尋ねている。

調査結果は、運営主体・放課後児童クラブで分析・考察を行い、運営の改善に役立っている。

利用者アンケート結果に基づく事業内容の見直し

関東・信越/10万人以上/中核市・施行時特例市/公立民営/その他/71人以上
利用者に対するアンケート調査を定期的実施している。調査結果は、資料として取りまとめ、放課後児童クラブの入り口に置いておくことで、保護者がいつでも閲覧可能としている。

2019（令和元）年度は、利用者アンケート調査の結果をもとに、放課後児童支援員等の間でワークショップを開き、「どのような育成支援が求められているのか」、「放課後児童支援員等はどうあるべきか」等について話し合うことで、課題の抽出と取り組むべき事項の整理を行った。話し合いの結果は、「保護者が求める放課後児童支援員像」として取りまとめ、保護者向けのお便りで報告した。

さらに、抽出した課題と取組事項をもとに時期別に下記のような重点目標を定め、順次取り組んでいるところである。重点的に取り組む事項の内容と取り組んだ後の評価についても、お便りに放課後児童支援員等一人ひとりのコメントを載せ、保護者に公表している。

- 重点目標①： 明るく元気な支援員
- 重点目標②： 子どもたち一人一人を大切に作る支援員
- 重点目標③： 子どもの目線に立ち、寄り添える支援員
- 重点目標④： 子どもに指導ができる支援員
- 重点目標⑤： 保護者に寄り添える支援員

利用者アンケート調査結果に基づき設定した重点目標

ブロック会議の定期開催により他の放課後児童クラブと情報共有

関東・信越/10万人以上/政令指定都市/民営/その他/46人以上 70人以下
毎週火曜日の午前中に、近隣の放課後児童クラブの放課後児童支援員等が集まり、意見交換を行う場（ブロック会議）を設けている。その中で、育成支援のあり方等について協議する「ブロック研修」も開催している。

ブロック研修では、自らの育成支援を振り返り、今後の育成支援の質を高めるための「実践レポート」の取りまとめを行う。実践レポートの策定に向け、各回の研修ではそれぞれの放課後児童支援員等が自らの実践を時系列に整理して報告し、他の放課後児童支援員等と意見を交わす。

他の放課後児童クラブとの情報交換・意見交換の機会が定期的にあることで、自らの放課後児童クラブの運営内容を振り返る時間を定期的かつ継続的にもつことができる。また、他の放課後児童クラブの育成支援の情報を聴き、放課後児童クラブの運営・活動の参考にすることもできる。

このほか、年に1回自治体の職員が放課後児童クラブを巡回訪問し、育成支援の状況等に関する指導を行う機会もある。確認結果は報告資料形式で放課後児童クラブにフィードバックされるため、事業内容の振り返りや運営の質の向上に向けた検討に活用することができる。

独自に作成した自己点検表による振り返り

中国・四国・九州/5万人未満/一般市/公立民営/公的施設・公有地専用施設/20人以上45人以下市に提出する事業報告やモニタリング調査用の様式とは別に、放課後児童クラブの放課後児童支援員が自ら作成した自己点検表により、振り返りを実施している。

自己点検表は、大きく「総則的事項」、「事業の枠組み」、「適切な運営に向けて」、「施設・設備」、「障害のある子どもの受入れについて」、「保護者との連携」、「学校・地域との連携」、「児童虐待への対応」、「安全・緊急時対応」、「運営管理」等の12項目に分類され、それぞれに複数の視点で評価する構成となっている。項目は、放課後児童クラブ独自に作成しているが、放課後児童支援員が「放課後児童クラブ運営指針」や「放課後児童クラブ運営指針解説書」等のほか様々な関連資料を参照しながら、必要と考えられる項目を検討し、作成した。

自己点検表は、クラブ全体として年数回点検するほか、月1回の放課後児童支援員等が集まる会議で、一人ひとりが記入しながら振り返りを行うこと等でも活用している。

放課後児童クラブ自己点検表

評価の記入について		A…全部できている B…ほぼできている C…あまりできていない D…まったくできていない	
カテゴリ	点検事項	評価記入欄	意見(自由記述)
施設・設備	1 事業内容	① 出欠確認をはじめとする子どもの安全確保、活動中及び来所・帰宅時の安全確保を行っている。	
		② 遊びを通して自主性・社会性・創造性が培われるよう配慮している。	
		③ 家庭との日常的な連携、情報交換を行っている。	
		④ 家庭や地域での遊びの環境作りへの支援を行っている。	
2 事業を進める上での留意点	① 子どもの意見を尊重して活動が行われている。		
	② 予定する活動の内容やその趣旨及びねらいなどについて、あらかじめ保護者や学校、地域に便りなどを通して連絡し、理解・協力を得るようにしている。		
障害のある子どもの受入れに関する子どもの	1 障害のある子どもの受入れについての考え方	① 子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って受入れの判断が行われている。	
	2 障害のある子どもの受入れ体制の整備	① 障害のある子どもを受け入れる際、その障害などの程度から特に個別の援助が必要な場合は放課後児童支援員を加配している。	
保護者との連携	1 保護者への連絡	① 保護者の子育て支援にあたっての悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行っている。	
	2 保護者及び保護者組織との連携	① 保護者が行事や活動参加する機会を設定している。 ② 保護者会や運営委員会などに対し支援、連携を行っている。	

放課後児童クラブの放課後児童支援員が自ら作成した自己点検表（一部抜粋）

学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ～放課後子供教室との一体型実施～

放課後子供教室との一体型実施をしている放課後児童クラブでの育成支援における工夫を紹介します。

一体型による放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施

関東・信越/10万人以上/一般市/公立公営/学校敷地内の専用施設（一体型）/46人以上 70人以下

放課後子供教室を「主に学校や公民館等を活用して、放課後や週末に子どもがのびのびと様々な活動ができる『居場所』」とし、全ての小学校で放課後子供教室が実施されている。放課後児童クラブとの一体型実施も積極的に進めている。

小学校で実施されている放課後子供教室における2019（令和元）年度の活動内容等の概要は右表のとおりである。放課後児童クラブのほとんどの子どもが参加している。

放課後児童クラブの子どもは、授業終了後必ず放課後児童クラブに行ってから、放課後子供教室に参加するなど、他の子どもとは異なるルールがある。

放課後児童クラブに通う子どもの保護者には、放課後子供教室のプログラム選択は子どもと相談して決めること、たくさんの講座を受講するより、子どもの性格や学校への慣れ具合を見て決めてほしいこと、同じ曜日に複数の講座に申し込むことは避けてほしいことを依頼している。また、放課後子供教室の各プログラムで保護者が担うボランティア活動について相談を受けた場合には、放課後子供教室のコーディネーターの助言に従って対応している。

通常の放課後子供教室のプログラムとは異なるが、放課後子供教室のはからいで、月に1～2回、「学童サッカー」と称して、小学校内にある放課後児童クラブ（3つの支援の単位）の子どもと一緒にサッカー遊び（雨天は体育館で鬼ごっこ等）ができる機会が設けられている。放課後児童クラブ間の交流や、サッカーに触れる機会のない子どもも楽しめる機会として、子どもに喜ばれている。

開催しているクラブ（プログラム）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 1～6年生対象：よさこい、楽描クラブ、書道、花植え隊、◆◆教室（宿題・音読） ◇ 2～6年生対象：フランダース、生け花 ◇ 3～6年生対象：野球、サッカー、ミニバスケットボール、絵手紙、茶道、陶芸、箏曲（お琴）、折り紙 ◇ 4～6年生対象：ソフトテニス、パソコン ◇ 1～2年生対象：コーラス、◆◆クラブ（読み聞かせ・工作等） ◇ 4～5年生対象：英語 ◇ 期間や回数等限定：◆◆クラブ（学校保護者会時、1～3年生、音読・宿題・ゲーム）、紙芝居（夏休み中）、◆◆クラブ（年5回、近隣の科学博物館との連携事業）
実施回数と実施時間	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実施回数はプログラムごとに異なる。主な例は月1回、月2回（隔週の定例曜日）、毎週土曜日、夏休み中、学校保護者会日等 ◇ 実施時間はプログラムごとに異なる。主な例は、授業終了後1時間程度、1時間30分程度、授業終了後16時30分まで・17時まで。土曜日14～16時等
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 子供教室（専用室）、音楽室、図工室、家庭科室、体育館、校庭、パソコンルーム、理科室、交流室、公民館等
活動日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 長期休業日を除く活動日は、月曜日から日曜日までの7日間全て ◇ 毎月のプログラムごとの活動日は、前月末までに配布
参加申し込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 放課後子供教室のプログラム参加を希望する子どもの保護者は、「放課後子供教室申込書」、「保険料（団体総合補償制度、年額110円）」を所定の封書に入れて申し込む。決定内容と保険料の領収の通知は封書の返却による
教室から活動場所への移動の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 授業が終わり、「さようなら」をした後、掃りの支度をしてから移動 ◇ 活動場所への移動は、それぞれのプログラムの活動場所によって異なる
運営スタッフの構成	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 運営スタッフは、放課後子供教室全体の運営を司るコーディネーターのもと、次のスタッフで運営されている <ul style="list-style-type: none"> ✓ 放課後子供教室スタッフ（コーディネーターを含む）5人、放課後子供教室全体の運営に目配る ✓ 教育活動推進委員（指導員）＝各プログラムの先生（指導員）。通常はプログラムごとに1～5人 ✓ 教育活動サポーター（安全管理指導員）＝教室周辺や子どもの安全に注意を払う役割 ✓ ボランティア（保護者）＝活動に参加する子どもの保護者、通常年1～5回のお手伝い当番

小学校で実施される放課後子供教室の概要

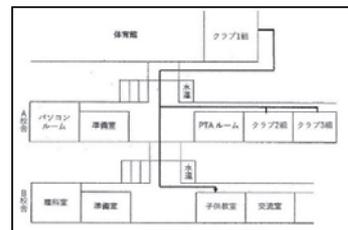
1. 放課後児童クラブと放課後子供教室の職員間で、日常的に情報を共有し合うことで、円滑かつ効果的にプログラムを進めることができる。
2. 放課後児童クラブにとって、放課後子供教室との一体型の運営は、子どもの生活・学習の体験を広げ、豊かにすることに役立っている。
3. 放課後児童クラブに通う子どもにとって、授業の終了後に家庭に帰る子どもと放課後の活動を一緒に体験できる機会になっている。

放課後子供教室との一体型実施による効果

放課後子供教室に参加する時	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童クラブに在籍している子どもは、授業終了後は必ず放課後児童クラブに行く ② 放課後児童クラブでは、ボードと連絡帳の記述を確認 ③ 放課後児童クラブに来た子どもは、「校舎内の活動場所に行く時」、「校庭へ行く時」等あらかじめ決められている経路を通して活動場所へ移動
放課後子供教室からクラブに戻る時	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 活動が終わったら、放課後児童クラブの子どもは必ず放課後児童クラブに戻る
おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 放課後児童クラブ室に戻ってから、おやつを食べる（放課後子供教室はおやつの時間に重なることが多いため）



放課後子供教室の様子 左：コーラス 右：サッカー



放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加する際のルール

放課後児童クラブと放課後子供教室の位置関係

放課後児童クラブと放課後子供教室の運営を同一事業者が実施することで一体型実施を円滑に推進

関東・信越/10万人以上/特別区/公立民営/学校の余裕教室（一体型）/46人以上70人以下
自治体所管課が構築した事業基盤のもと、放課後児童クラブ、放課後子供教室が実施される小学校と連携しながら、活動している。学校や地域との連携関係を自治体で構築し、基本的な運営のあり方について協力関係が構築されていたことが、一体型実施を円滑に進められた要因の一つであるが、もう一つの重要な要因として、放課後児童クラブと放課後子供教室の委託事業者が同じであることも挙げられる。

このため、放課後児童クラブの子どもは、放課後子供教室の活動室に自由に入出入りし、参加したい活動があればいつでも参加できる。何より、放課後児童クラブの活動と放課後子供教室の活動が一体的に実施されているものがほとんどであり、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室の子どもと一緒に生活し、遊ぶことができる。

放課後児童支援員等も同一の事業者のスタッフであることから、放課後児童クラブ担当と放課後子供教室担当に分かれているが、いずれの子どもであるかを問わず、ともに協力して事業を実施する体制が整っている。職員の打合せも、月2回、午前中に行われる常勤職員参加の全体会、毎日事業開始前に行われる会議、終了後に行う会議があるが、いずれも放課後児童クラブと放課後子供教室が合同で行っている。子どもとの関わりにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室のいずれの子どもであるかは関係がなく、その日にあったことや気になること等は全ての職員が把握した上で、子どもの支援に当たっている。

放課後子供教室の活動を充実させ、放課後児童クラブの子どもも自由に参加

関東・信越/10万人以上/特別区/公立民営/学校の余裕教室（一体型）/46人以上70人以下
自治体の基本方針に倣い、子どもが放課後の時間を自立して過ごせるようになることを目指しており、放課後児童クラブとしてのイベントは、毎月のお誕生日会以外には行っていない。

反対に、全児童が参加できる放課後子供教室で開催する行事を充実させて、放課後子供教室の行事に自由に参加できるようにしている。放課後子供教室の行事は、体を動かすものや、絵本や紙芝居の読み聞かせ、ものづくり等様々な内容を行っており、毎月8日以上は何らかの行事が行われている。2019（令和元）年12月には、体を動かすものについては、スナッグゴルフや体操教室のほか、縄跳び検定、一輪車検定等を行っている。ものづくりは毎月異なる内容で開催しているが、同月はクリスマスリースやキャンドルづくりを企画した。

また、行事のうち地域のボランティア等が協力してくれているものとして、絵本や紙芝居の読み聞かせ、お手玉・あやとり、まりつき等昔ながらの遊びを教えてもらう活動も毎月行われている。これらは、児童館で行われていた活動を継承しているものが多い。



廊下に飾られている子どもが作成したクリスマスリース

学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ～児童館を活用して実施するクラブ～

児童館を活用して実施する放課後児童クラブならではの育成支援の工夫を紹介します。

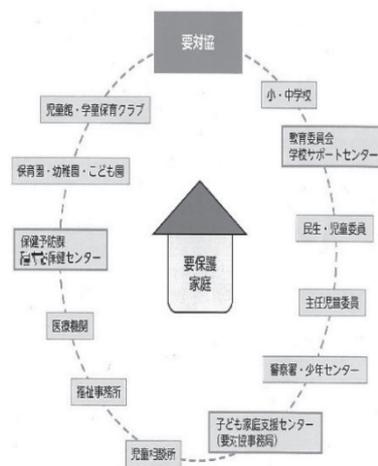
毎日会議を開催し、支援員だけでなく児童館職員とも情報共有を行う。要保護児童対策地域協議会にも参加

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/46人以上 70人以下

毎日午前中に放課後児童クラブ担当が集まっての会議を行って、その日の保育に関する打合せを行っている。この会議は、非常勤職員が出勤してくる昼前に行くことで、当日担当するスタッフ全員と共通認識を持てるようにしている。常勤が3人いることから、会議以外でも、前日の保育で気になったこと等を、日頃から話し合う機会を多く設けることができている。

さらに、午後には、児童館職員と合同での打合せを毎日実施している。放課後児童クラブの子どもが児童館で遊ぶことも多いことから、児童館の職員にも情報を共有して、特に気になる子どもへの対応については意識合わせをするようにしている。

これらの会議の中で出た課題のうち、学校や保護者、子ども家庭支援センター等と連携した方がよいと考えられる場合には、適宜連携をとって、子どもや保護者を支援する体制をとっている。放課後児童クラブ・児童館は、要保護児童対策地域協議会の体制にも加わっており、気になる子どもへの対応については、関係機関と連携しやすい環境が整っている。



要保護児童対策地域協議会の体制

児童館の施設も活用し、子ども自身が遊びを選択して自由遊びを展開

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上 45人以下

児童館内にあるという特性を生かして、子どもは、放課後児童クラブ専用区画だけでなく、児童館の施設・部屋でも自由に遊ぶことができる。

児童館の独立した部屋としては、2階に図書室と工作室、3階にホールの計3つがある。図書室には、本、ゲーム、パズル等多様な玩具がそろっており、好きなもので自由に遊ぶことができる。工作室は、児童館で企画した制作物を作ったり、子ども自身が考えて自由に創作することもできる。ホールは、体育館のようなスペースとなっており、児童館の行事等でも使用するが、普段の日は、曜日ごとの時間割に沿って、一輪車、卓球、ドッジボール、自由遊び等ができる。また、3階にはままごと遊び等ができる専用のスペースがあり、グループで貸し切りにすることができ、家にいるような雰囲気落ち着いておままごとをすることができる。

さらに、2階と3階の廊下やエレベータ前のスペースを有効活用し、風船バレーやけんけんぱ等ができるようにしてある。小学生が利用する午後の時間帯はエレベータを止めるとともに、特に目の届きにくい3階の廊下で風船バレー等危険な遊びをするときには必ず職員が付き添うなど、安全面を確保しながら、空間を最大限活用して遊びが展開できるように工夫されている。



放課後児童クラブ専用区画



図書室



ホール

児童館の行事への参加を通じた多様な経験や挑戦機会の確保

関東・信越/10万人以上/特別区/公立公営/児童館・児童センター/20人以上45人以下
児童館が開催する行事は、2019（令和元）年度は次表のとおり予定されている。卓球大会、将棋大会等、大会形式のものは申込み制の自由参加としているが、その他の行事については、放課後児童クラブの子どもには参加を促している。

行事の中には単発のものもあるが、多くは、事前に練習や準備期間を経て、本番を迎える行事となるよう工夫されている。例えば、クリスマス当日にはダンスパーティーを開催するが、そのためのダンス練習は約2週間前からほぼ毎日30分程度行われている。児童館の行事であることから、放課後児童クラブの子どもに限らず、近隣の小学校に通う子どもと一緒に、みんなでホールに行って練習している。

ときには、行事に参加するのをためらう子どももいる。しかし、放課後児童支援員等が一人ひとりと向き合い、「まずはやってみようよ」、「やってみたら、楽しいかもしれないよ」等声を掛けて、根気強く支援をしていく。すると、まずは全体の練習に参加してくれるようになり、少しずつ行事に対して前向きな気持ちに変わっていく。気がつくと練習時間以外にも自発的に個人練習をし始めるようになることもある。

事前の練習や準備を経て本番に臨むという過程を経ることで、本当に自分の興味のあることや好きなことを見つけて、挑戦していけるようになるきっかけとなったり、仲間と協力して作り上げていく楽しさやコミュニケーション力を養っていく機会となるよう、支援している。

放課後児童クラブも現在は3年生までの子どもしか在籍しておらず、児童館に来る小学生も低学年が多くを占めることから、行事の企画や準備は児童館職員が行うことが多い。しかし、ダンスパーティーを例にすれば、当日の司会や台の上に乗って踊る「ダンスマスター」を子どもから募集するなど、それぞれの行事での役割については、子どもが主体的に参加できる環境づくりをしている。

小学校では、そうした行事当日の役割は上級生が担うことが多く、低学年は機会に恵まれることが少ない。このため、放課後児童クラブや児童館では、低学年が主役になれることから、それを楽しみにしている子どももいる。

月	行事	月	行事
4月	・入学進級お祝い会 ・卓球大会 ・誕生日会	10月	・卓球大会 ・トランプ大会 ・誕生日会
5月	・三歩あて大会 ・交通安全大会 ・誕生日会	11月	・オンステージ ・卓球大会 ・三歩あて大会 ・誕生日会
6月	・ドッジボール大会 ・卓球大会	12月	・ドッジボール大会 ・卓球大会 ・大掃除 ・ダンスパーティー ・誕生日会 ・将棋大会
7月	・卓球大会 ・将棋大会	1月	・お正月遊び大会 ・卓球大会 ・おせろ大会 ・誕生日会
8月	・卓球大会 ・誕生日会	2月	・三歩あて大会 ・トランプ大会 ・誕生日会 ・卓球大会 ・卓球予選会
9月	・卓球大会 ・おせろ大会 ・誕生日会	3月	・ドッジボール大会 ・誕生日会 ・卓球大会 ・将棋大会 ・児童館対抗卓球大会

2019年度の児童館主催行事予定

放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究 実施体制

【委員】（五十音順・敬称略）

氏名	所属
秋元 紀子	文京区教育委員会教育推進部 児童青少年課 目白台地区館長 大塚児童館育成室担当
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長

【厚生労働省】（敬称略）

氏名	所属
結城 圭輔	子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（2019(令和元)年10月～）
依田 秀任	子ども家庭局 子育て支援課 児童環境づくり専門官 児童健全育成専門官(2019(令和元)年10月～)
佐藤 晃子	子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官（～2019(令和元)年9月）
新坂 葵	子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 健全育成係長(2019(令和元)年10月～)

【事務局】

氏名	所属
野中 美希	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント
岡島 広枝	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
井場 佳奈枝	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

成果物の公表方法

- 調査研究報告書並びに本補助教材は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。
(<https://www.mizuho-ir.co.jp/index.html>)

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究 補助教材
「放課後児童クラブ運営指針」に基づく育成支援の実践事例

令和2年3月発行

発行・編集

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5404

參考資料

放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査 調査票

放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査 (厚生労働省 2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

放課後児童クラブの数が増加するなかで、育成支援の質の向上に取り組むことが課題となっています。そこで、放課後児童クラブにおける運営実態を把握し、今後の放課後児童クラブに係る施策を検討するための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施します。

業務ご多忙の折、誠に勝手なお願いで恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、何卒ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

調査の概要とご記入にあたっての留意点等

1. 本調査は、厚生労働省 2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として採択を受け、みずほ情報総研(株)が実施しています。
2. 調査対象：全国の放課後児童クラブ 約1,000か所（地域・人口規模等を考慮のうえ、無作為抽出した都市にあるクラブ）
3. ご回答者：放課後児童クラブの運営責任者
4. 調査提出締切日：**2019年8月9日（金）弊社必着**

※ 電子ファイルでの記入・E-mailでの提出をご希望の方は、下記に記載しておりますE-mailアドレスまでご連絡ください。

5. ご記入に当たっての留意点

- (1) 回答欄は薄いグレーの箇所です。こちらにご回答をお願いいたします。
選択肢で回答する場合は、数字でご記入ください。

例) 貴クラブの設置・運営形態として、あてはまるもの一つを選んでください。

1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営

2

- (2) 本調査のご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答いただける範囲でご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- (3) 調査結果の公表にあたっては、原則として統計処理を行ったうえで掲載いたします。そのままの情報が公表されることはございません。
- (4) 弊社はプライバシーマーク認定事業者です。ご提出いただきました個人情報は弊社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。

【調査実施主体・お問い合わせ先】

MIZUHO みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 放課後児童クラブの育成支援に係る実態調査事務局

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

E-mail: XXXXXX@mizuho-ir.co.jp

Tel: XXXX-XXX-XXX（土日祝日を除く9:30～12:00、13:00～16:30）

A. 放課後児童クラブの概要

問1 貴クラブの所在地及び名称をご記入ください。

① 所在地		都・道・府・県		市・区・町・村
② 貴クラブの名称				

問2 貴クラブの設置・運営等について、ご記入ください。

① 設置・運営形態	1.公立公営 2.公立民営 3.民立民営	
② 運営主体	1.市区町村 2.社会福祉法人 3.民法34条法人 4.NPO法人	
	5.運営委員会 6.保護者会 7.任意団体 8.株式会社 9.学校法人 10.個人 11.その他 ⇒ (具体的に： _____)	
③ 事業の根拠となる自治体の条例等の名称 (最低基準等)		
④ 設置場所	1.学校の余裕教室 2.学校敷地内の専用施設 3.児童館・児童センター	
	4.公的施設 (1、3以外) 5.民家・アパート 6.保育所 7.幼稚園 8.認定こども園 9.公有地専用施設 10.民有地専用施設 11.団地集会室 12.商店街空き店舗 13.その他 ⇒ (具体的に： _____)	

⑤ 放課後子供教室との連携有無

⑤-1 貴クラブの学区にあたる地域における放課後子供教室の実施状況について、あてはまるもの一つを選んでください。

1.実施している 2.実施していない

《放課後子供教室について「1.実施している」と回答した方に伺います。》

⑤-2 放課後子供教室は同一小学校内で実施していますか。あてはまるもの一つを選んでください。

1.同一小学校内で実施している

2.同一小学校内では実施していない (「放課後児童クラブを小学校で実施していない」を含む)

⑤-3 放課後子供教室の活動プログラムへの参加について、あてはまるもの一つを選んでください。

1.参加している 2.参加していない

問3 2019年5月1日時点における、貴クラブの利用定員数ならびに登録児童数をご記入ください。

① 利用定員数		人
② 登録児童数		人

問4 2019年5月1日時点で在籍している貴クラブの①全職員数と、②放課後児童支援員、③補助員の職員数をご記入ください (5月1日の欠勤者であっても在籍している人員についてご記入ください)。

① 全職員数		人
② ①のうち放課後児童支援員の職員数		人
③ ①のうち補助員の職員数		人

問5 貴クラブにおける、(1)開所有無、ならびに(2)開所日における開所時間（Dを除く）について、以下それぞれの場合に分けてご記入ください。

		(1)開所有無	【(1)で開所「有」と回答した場合のみ回答してください。】													
			(2)開所時間（24時間表記）													
A 学校 がある 日	① 平日	1.有 2.無				時			分	～			時			分
	② 土曜日	1.有 2.無				時			分	～			時			分
B学校休業日		1.有 2.無				時			分	～			時			分
C 休 学 校 期 間	① 平日	1.有 2.無				時			分	～			時			分
	② 土曜日	1.有 2.無				時			分	～			時			分
	③ 日曜・祝日	1.有 2.無				時			分	～			時			分
Dその他 (臨時休校等)		1.有 2.無														

問6 貴クラブの施設や運営状況で、あてはまるものすべてを選んでください。

1.遊び・生活の場としての機能と静養するための機能を備えた専用区画（部屋又はスペース）がある	
2.専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である	
3.支援の単位ごとに放課後児童支援員を2名以上配置している	
4.ひとつの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下である	
5.年間開所日数が原則年間250日以上である	
6.土・日・祝日、学校の長期休業期間等の間（小学校の授業の休業日）は原則1日につき8時間以上開所している	
7.平日（小学校の授業の休業日以外の日）は原則1日につき3時間以上開所している	

B. 利用者（児童）の状況について

問7 2019年5月1日時点における、学年別の(1)登録児童数と、(2)登録児童数のうち障害児の人数をご記入ください。
なお、登録児童がない場合は、「0人」とご記入ください。

	(1)登録児童数		(2)(1)のうち、障害児の人数	
		人		人
1年生		人		人
2年生		人		人
3年生		人		人
4年生		人		人
5年生		人		人
6年生		人		人

問8 2018年度（2018年4月～2019年3月）における、月別の登録児童数及び退所児童数をご記入ください。

登録児童数（各月1日時点）			退所児童数（各月1か月間） ※2019年3月について、卒業に伴う退所児童数は除いてご記入ください		
2018年4月		人	2018年4月		人
2018年5月		人	2018年5月		人
2018年6月		人	2018年6月		人
2018年7月		人	2018年7月		人
2018年8月		人	2018年8月		人
2018年9月		人	2018年9月		人
2018年10月		人	2018年10月		人
2018年11月		人	2018年11月		人
2018年12月		人	2018年12月		人
2019年1月		人	2019年1月		人
2019年2月		人	2019年2月		人
2019年3月		人	2019年3月		人

問9 2018年度に退所した児童の主な退所理由（卒業を除く）として、多いものから順に3つまで選んでください。

第1位 第2位 第3位

1. 保護者の就労状況等の変化により利用対象でなくなったため
2. 転居又は転校のため
3. 他の放課後児童クラブを利用するため（民間施設を含む）
4. 放課後児童クラブ以外の施設・サービス等を利用するため
5. 放課後児童クラブの環境（立地・設備・備品・登録児童数等）が変化したため
6. 子どもの意向による
7. 保護者の意向による
8. その他 ⇒（具体的に： _____）
9. わからない・不明

C. 育成支援の状況について

問10 ①～④それぞれについて、育成支援に関する業務状況として、あてはまるもの一つを選んでください。

① 育成支援の記録	1. 毎日記録を作成し、職員間で共有している 2. 定期的に記録を作成し、職員間で共有している 3. 毎日記録を作成しているが、職員間で共有していない 4. 定期的に記録を作成しているが、職員間で共有していない 5. 不定期に記録を作成している（個々の職員が任意で作成する場合を含む） 6. 記録を作成していない	
② 育成支援に関する打ち合わせ等	1. 毎日実施している 2. 定期的に実施している 3. 不定期で実施している 4. 実施していない	
③ 屋外での遊びの機会	1. 毎日設けている（天候不良時等を除く） 2. 定期的に設けている 3. 不定期で設けている 4. 設けていない	
④ 子どもが企画・運営する行事や活動	1. 定期的に実施している 2. 不定期で実施している 3. 実施していない	

問11 障害のある子どもを受入れるために行っていることとして、あてはまるものすべてを選んでください。
 具体的に行っていない場合には、「12.行っていない」のみ（一つ）を選んでください。

1. 障害のある子どもの利用機会を周知している		7. 個別の育成支援の記録を作成している	
2. 職員を加配している		8. 障害児への対応等に関する研修会に参加している	
3. 施設・設備を改善している		9. 事例検討を実施している	
4. 専門家による相談（巡回を含む）のシステムがある		10. 学校等とクラブとの間の送迎をしている	
5. 障害児関係の専門機関・施設等と連携している		11. その他 ⇒具体的に（ _____ ）	
6. 個別の支援計画を作成している		12. 行っていない	

問12 貴クラブの運営に関わる業務について、お伺いします。

問12-1 保護者への情報提供のために貴クラブが行っていることとして、あてはまるものすべてを選択してください。

1.連絡帳でのやりとり	
2.保護者の迎えの際等の直接の連絡	
3.保護者からの相談への随時対応	
4.個人面談の実施	
5.定期的な通信の発行	
6.保護者会の開催	
7.保護者が参加する行事・活動の実施	
8.その他 ⇒ (具体的に : _____)	

問12-2 小学校への情報提供のために貴クラブが行っていることとして、あてはまるものすべてを選択してください。

1.放課後児童クラブが発行する通信の提供	
2.放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿の提供	
3.学校行事や公開授業への参加	
4.連携窓口担当者の設置	
5.その他 ⇒ (具体的に : _____)	

問12-3 小学校以外に連携している社会資源として、あてはまるものすべてを選択してください。

1.保育所		12.保健所・保健センター	
2.幼稚園		13.医療機関	
3.中学校		14.児童相談所・家庭児童相談室	
4.PTA		15.社会福祉協議会	
5.児童館・児童センター		16.ボランティアセンター	
6.町会・自治会		17.高齢者福祉施設	
7.子ども会		18.障害者支援施設	
8.民生・児童委員		19.警察署	
9.地域子育て支援センター		20.消防署	
10.公民館		21.その他 ⇒具体的に (_____)	
11.図書館			

問12-4 要保護児童対策地域協議会の構成員になっていますか。あてはまるもの一つを選択してください。

1.構成員である	
2.構成員ではない	

問13 安全・衛生対策として行っていることとして、あてはまるものすべてを選んでください。

1.手洗い・うがいなど、日常の衛生管理	<input type="checkbox"/>	6.緊急連絡体制の整備と保護者・学校との共有	<input type="checkbox"/>
2.施設やおやつ等の衛生管理	<input type="checkbox"/>	7.地域や関係機関等と連携した見守り活動	<input type="checkbox"/>
3.室内・室外の環境の安全点検や補修	<input type="checkbox"/>	8.来所時・帰宅時の安全点検の実施	<input type="checkbox"/>
4.事故・ケガ防止対策や発生時の対応マニュアルの整備	<input type="checkbox"/>	9.定期的な訓練の実施	<input type="checkbox"/>
5.応急対応に関する研修実施	<input type="checkbox"/>	10.その他 ⇒具体的に (_____)	<input type="checkbox"/>

D. 施設・設備の状況について

問14 ①～②それぞれの状況として、あてはまるもの一つを選んでください。

① 静養スペース	1.放課後児童クラブ専用区画とは別に有	<input type="checkbox"/>
	2.放課後児童クラブ専用区画内に有	<input type="checkbox"/>
	3.無	<input type="checkbox"/>
② 子ども一人ひとりの専用ロッカー	1.有	<input type="checkbox"/>
	2.無	<input type="checkbox"/>

問15 貴クラブの専用施設（区画）外で活用している施設はありますか。あてはまるもの一つを選んでください。

1.有 2.無

《専用施設（区画）外で活用している施設について「1.有」と回答した方に伺います。》

問15-1 専用施設（区画）外で活用している施設として、あてはまるものすべてを選んでください。

※たとえば、学校の余裕教室を専用区画として活動しているクラブが、学校の校庭を活用している場合には、「1.学校施設（校庭・体育館・余裕教室等）」に○をつけるなど、同一施設内であっても専用区画外を活用している場合には、該当する選択肢を選んでください。

1.学校施設（校庭・体育館・余裕教室等）	<input type="checkbox"/>	4.保育所・幼稚園等	<input type="checkbox"/>
2.公園・児童遊園	<input type="checkbox"/>	5.図書館	<input type="checkbox"/>
3.児童館・児童センター	<input type="checkbox"/>	6.その他 ⇒具体的に (_____)	<input type="checkbox"/>

E. 事業内容の向上に向けた取組について

問16 ①～③それぞれの状況として、あてはまるもの一つを選んでください。

① 研修 (外部研修等への参加を含む)	1.研修計画に基づき、行っている	<input type="checkbox"/>
	2.研修計画はないが、随時テーマ別研修等を行っている	<input type="checkbox"/>
	3.行っていない	<input type="checkbox"/>
② 事例検討	1.定期的実施している	<input type="checkbox"/>
	2.不定期ではあるが、実施している	<input type="checkbox"/>
	3.実施していない	<input type="checkbox"/>
③ 要望・苦情への対応	1.要望・苦情対応のための体制・手順を整備している	<input type="checkbox"/>
	2.要望・苦情対応のための体制・手順を整備していない	<input type="checkbox"/>

問17 貴クラブの運営等に関する評価で実施しているものについて、あてはまるものすべてを選んでください。
 具体的に行っていない場合には、「6.評価を行っていない」のみ（一つ）を選んでください。

1.自治体所管課によるモニタリング	
2.外部機関による第三者評価	
3.運営団体・放課後児童クラブにおける自己評価	
4.利用者アンケート調査	
5.その他 ⇒（具体的に： _____）	
6.評価を行っていない	

F. 放課後児童健全育成施策全般へのご意見等

問18 放課後児童健全育成施策全般に係るご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

問19 放課後児童クラブでの育成支援の状況等について、より詳細にお伺いするためのヒアリング調査を実施予定です。
 今回の調査では、①放課後児童クラブの見学(1日)、及び②見学前後でのヒアリング調査(1.5～2時間程度)のご協力をお願いする予定です(2019年9月下旬～2020年1月頃を目処)。

①ヒアリング調査のご協力可否、②ご協力可の場合にはご連絡先をご記入ください。
 (ご協力依頼を差し上げる場合、みずほ情報総研よりご連絡いたします。また、ご協力いただいた方には、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の規程に則って、謝礼をお支払いいたします。)

① ヒアリング調査協力可否	1. 可	2. 否	
---------------	------	------	--

《①でヒアリング調査へのご協力「1. 可」の場合には、連絡先をご記入ください。》

② ご 連 絡 先	(1) 貴法人名	
	(2) 担当部署名	
	(3) ご担当者名	
	(4) 電話番号	
	(5) E-mail	@
	(6) 住所	

★設問は以上です。ご協力ありがとうございました★

厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究

令和2年3月発行

発行・編集

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5404
